

目 次

概 略

大学院の概要	3
--------------	---

履修要項

【人間文化研究科】

キリスト教思想専攻・宗教思想専攻	9
人類学専攻	16
教育ファシリテーション専攻	25
言語科学専攻	30

【国際地域文化研究科】

国際地域文化専攻	45
----------------	----

【社会科学研究科】

経済学専攻	55
経営学専攻	67
総合政策学専攻	79

【法学研究科】

法律学専攻	91
-------------	----

【理工学研究科】

システム数理専攻・ソフトウェア工学専攻・機械電子制御工学専攻	99
--------------------------------------	----

【教職関係】

教職関係	113
------------	-----

【外国语検定試験】

大学院外国语検定試験について	125
----------------------	-----

制度・施設案内

授業科目履修登録について	129
G P A 制度・履修中止制度について	131
学生生活に関する心得	132
主な事務取扱い業務一覧	146
各種証明書の発行および手数料	147
各種研究助成	148
特別聴講学生制度（単位互換）	150
豊田工業大学との連携聴講生制度（単位互換）	150
図書館利用ガイド	151
学内情報システム利用案内	157
南山大学個人情報保護に関するガイドライン	158
ハラスメントへの対応・ガイドライン	162
研究倫理教育の受講について	171
南山大学研究活動上の行動規範	172
南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン	175
南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン	177
就職活動について	180
研修生・科目等履修生	183
大学院学生研究室	184
南山大学構内図	185

大 学 院 の 概 要

[目 的]

本学大学院は本大学学部における教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究し、その深奥を究めると共に、キリスト教世界観に立ち、人間の尊厳を自覚した社会人として、文化の進展と人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的としています。

本学大学院に博士課程、修士課程および専門職学位課程をおいています。博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うこと目的としています。修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うこと目的としています。

博士課程の標準修業年限を5年とし、これを前期2年および後期3年の課程に区分しています。前期2年を博士前期課程といい、後期3年を博士後期課程といいます。前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとします。

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とします。

※南山大学大学院の3つのポリシーは、以下のURLを参照ください。

<https://www.nanzan-u.ac.jp/grad/gaiyo.html>

[沿 革]

南山大学大学院は、1958（昭和33）年に社会科学研究科文化人類学専攻の設置が認可されました。その後、学部・学科の新設・改組に伴い、以下のとおり研究科・専攻も増設されました。現在7研究科15専攻を擁しています。

- | | |
|----------|---|
| 1958年 4月 | 大学院社会科学研究科文化人類学専攻修士課程設置 |
| 1960年 4月 | 大学院社会科学研究科を文学研究科と改称し文化人類学専攻博士課程を増設（2006年3月博士前期課程、2011年3月博士後期課程廃止） |
| 1962年 4月 | 大学院文学研究科に英文学専攻修士課程を増設（2005年3月廃止） |
| 1963年 4月 | 大学院経済学研究科経済学専攻修士・博士両課程設置（2015年3月博士前期課程、2016年3月博士後期課程廃止） |
| 1964年 4月 | 大学院文学研究科に英文学専攻博士課程を増設（2008年3月廃止） |
| 1969年 4月 | 大学院文学研究科に仏文学専攻修士課程を増設（2008年3月廃止） |
| 1972年 4月 | 大学院経営学研究科経営学専攻修士課程設置
同文学研究科に仏文学専攻博士課程を増設（2009年3月廃止） |
| 1974年 4月 | 大学院文学研究科に独文学専攻修士課程（2004年3月廃止）
同経営学研究科に経営学専攻博士課程を増設 |
| 1976年 4月 | 大学院文学研究科に独文学専攻博士後期課程を増設（2005年3月廃止） |
| 1979年 4月 | 大学院文学研究科に神学専攻修士課程を増設（2007年3月廃止） |

1981年 4月	大学院法学研究科法学専攻修士課程設置（2004年3月廃止） 同文学研究科に神学専攻博士後期課程を増設（2010年3月廃止）
1992年 4月	大学院外国語学研究科英語教育専攻修士課程（2007年3月廃止） 日本語教育専攻修士課程を設置（2009年3月廃止）
2004年 4月	法務研究科（法科大学院）法務専攻専門職学位課程を設置 文学研究科および外国語学研究科を改組し、人間文化研究科にキリスト教思想専攻修士課程、人類学専攻修士課程、教育ファシリテーション専攻修士課程、言語科学専攻修士課程を設置 国際地域文化研究科に国際地域文化専攻修士課程を設置 総合政策研究科に総合政策専攻修士課程を設置（2017年3月廃止） 数理情報研究科に数理情報専攻博士前期課程および博士後期課程を設置（2015年3月博士前期課程、2018年3月博士後期課程廃止）
2006年 4月	経営学研究科をビジネス研究科に名称変更 ビジネス研究科ビジネス専攻専門職学位課程を増設（2018年3月廃止） 人間文化研究科に宗教思想専攻博士課程、人類学専攻博士課程、言語科学専攻博士課程を増設 総合政策研究科に総合政策専攻博士課程を増設（2018年3月廃止）
2011年 4月	国際地域文化研究科に国際地域文化専攻博士後期課程を増設
2013年 4月	数理情報研究科を改組し、理工学研究科システム数理専攻博士前期課程、ソフトウェア工学専攻博士前期課程、機械電子制御工学専攻博士前期課程を設置
2014年 4月	経済学研究科、ビジネス研究科経営学専攻、総合政策研究科を改組し、社会科学研究科経済学専攻博士前期課程、経営学専攻博士前期課程、総合政策学専攻博士前期課程を設置
2015年 4月	理工学研究科システム数理専攻博士後期課程、ソフトウェア工学専攻博士後期課程、機械電子制御工学専攻博士後期課程を増設
2016年 4月	社会科学研究科経済学専攻博士後期課程、経営学専攻博士後期課程、総合政策学専攻博士後期課程を増設
2019年 4月	法学研究科法律学専攻博士前期課程・博士後期課程を設置

[授与される学位]

各研究科で授与される学位の名称は下表のとおりです。

研究科名	専攻名	博士前期課程・修士課程	博士後期課程	専門職学位課程
人間文化	キリスト教思想	修士(キリスト教思想)	-	-
	宗教思想	-	博士(宗教思想)	-
	人類学	修士(人類学)	博士(人類学)	-
	教育ファシリティーション	修士(教育ファシリティーション)	-	-
	言語科学	修士(言語科学)	博士(言語科学)	-
国際地域文化	国際地域文化	修士(地域研究)	博士(地域研究)	-
社会科学	経済学	修士(経済学)	博士(経済学)	-
	経営学	修士(経営学)	博士(経営学)	-
	総合政策学	修士(総合政策学)	博士(総合政策学)	-
法学	法律学	修士(法学)	博士(法学)	-
理工学	システム数理	修士(数理科学)	博士(数理科学)	-
	ソフトウェア工学	修士(ソフトウェア工学)	博士(ソフトウェア工学)	-
	機械電子制御工学	修士(制御工学)	博士(制御工学)	-
法務	法務	-	-	法務博士(専門職)

人間文化研究科
キリスト教思想専攻
宗教思想専攻
人類学専攻
教育ファシリテーション専攻
言語科学専攻

人間文化研究科キリスト教思想・宗教思想専攻履修要項

[キリスト教思想専攻]

博士前期課程

I. 授業の履修について（2020年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科キリスト教思想専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[神学領域]			
聖書神学概論	(2)	組織神学概論	(2)
諸宗教の神学概論	(2)	旧約聖書研究	(2)
新約聖書研究	(2)	組織神学研究	(2)
諸宗教の神学研究	(2)	倫理神学研究	(2)
実践神学研究	(2)		
[哲学領域]			
教父思想研究	(2)	キリスト教精神史研究	(2)
キリスト教文化研究	(2)	古代哲学研究	(2)
中世哲学研究	(2)	近世・現代哲学研究	(2)
[宗教学領域]			
宗教史研究	(2)	宗教学研究	(2)
宗教社会学研究	(2)	宗教心理学研究	(2)
比較宗教学研究	(2)	宗教哲学研究	(2)
[専門外国語科目]			
古典語学（ヘブライ語）A	(2)	古典語学（ラテン語）A	(2)
古典語学（ヘブライ語）B	(2)	古典語学（ラテン語）B	(2)
古典語学（ギリシャ語）A	(2)	現代語講読A	(2)
古典語学（ギリシャ語）B	(2)	現代語講読B	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ A	(1)	研究指導Ⅱ A	(1)
研究指導Ⅰ B	(1)	研究指導Ⅱ B	(1)
研究指導Ⅰ C	(1)	研究指導Ⅱ C	(1)
研究指導Ⅰ D	(1)	研究指導Ⅱ D	(1)

(2) 履修方法

- 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に關しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2) 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目8単位を必修とする。
- 4) 主たる領域から10単位、他の領域から4単位を修得するほか、研究科共通科目のうちから2科目4単位および専門外国語科目のうちから2科目4単位を選択必修科目として修得しなければならない。なお、履修する専門外国語科目については、指導教員と相談の上、決定することとする。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	2科目4単位以上	4単位
専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる領域の科目 10単位以上 ・他の領域の科目 4単位以上 ・専門外国語科目 2科目4単位以上 	18単位
研究指導科目	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導ⅠA～ⅠD ・研究指導ⅡA～ⅡD <p>8科目8単位以上</p>	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 6) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
　　外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
- 8) 他の専攻、研究科、大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えないものとする。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1カ国語またはそれ以上について行う。
　　外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。

- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導4単位を含む16単位以上を修得していなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、それぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 9) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 修士論文等の審査は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員（うち1名は主査）をもって組織する。
- 3) 修士論文は当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものを持って合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。
 - ア) (研究テーマ、研究目的の適切性)
研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。
 - イ) (研究方法の適切性)
先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。
 - ウ) (論証の適切性)
論証の展開が明確であり、整合性を有していること。
 - エ) (専門性)
専攻分野における研究能力および専門性を有する職業等に必要な高度の学識を有すると認められること。
 - オ) (倫理性)
研究者倫理が守られていること。
- 4) 特定の課題についての研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものを持って合格とする。ただし特定課題に関して、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。また共同制作である場合は各自の担当部分を明確化すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。
 - (課題の目的と有用性)
課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。
 - (方法論)
課題に対して斬新で妥当な方法によってアプローチされていること。
 - (倫理性)
研究倫理にかなった研究であること。
- 5) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 6) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 7) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 8) 研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。
- 9) 学長は8)の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 10) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 11) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士（キリスト教思想）の学位を授与する。

[宗教思想専攻]

博士後期課程

I. 授業の履修について（2020年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科宗教思想専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
宗教思想特殊研究（神学）A	(2)	宗教思想特殊研究（神学）B	(2)
宗教思想特殊研究（哲学）A	(2)	宗教思想特殊研究（哲学）B	(2)
宗教思想特殊研究（宗教学）A	(2)	宗教思想特殊研究（宗教学）B	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ A	(1)	研究指導Ⅱ A	(1)
研究指導Ⅰ B	(1)	研究指導Ⅱ B	(1)
研究指導Ⅰ C	(1)	研究指導Ⅱ C	(1)
研究指導Ⅰ D	(1)	研究指導Ⅱ D	(1)
研究指導Ⅲ A	(1)		
研究指導Ⅲ B	(1)		
研究指導Ⅲ C	(1)		
研究指導Ⅲ D	(1)		

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教授を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

〈科目群〉	〈履修要件〉	〈必要単位数〉
専門科目	・ 3科目 6 単位以上	6 単位
研究指導科目	・ 12科目12単位（研究指導Ⅰ A～Ⅲ D）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

- 3) 標準修業年限は3年を原則とする。ただし、入学時に、修士課程修了後の研究業績により、1年次の研究指導科目（研究指導Ⅰ A～Ⅰ D）の単位認定を受けた者については、標準修業年限を2年とする。また、特に優れた研究業績を上げた者については、入学時に研究指導Ⅰ A～Ⅰ Dの単位認定を受けていない場合でも、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 4) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、2言語について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得していなければならない。
- 3) 学位論文計画書等は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日までに、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 7) 博士論文は、1編5部および要旨5部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることができる。
- 9) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 10) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 11) 博士論文の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。
(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された4名以上の審査委員（主査および学外審査委員を含む）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。
 - ア) (研究テーマ、研究目的の適切性)
研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。
 - イ) (研究方法の適切性)
先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。
 - ウ) (論証の適切性)
論証の展開が明確であり、整合性を有していること。
 - エ) (専門性)
専攻分野について自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有すると認められること。
 - オ) (独創性)
学術上の貢献が認められる新たな知見や独創性があり、説得力ある論拠が示されていること。
 - カ) (倫理性)
研究者倫理が守られていること。
- 4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士（宗教思想）の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

人間文化研究科人類学専攻履修要項

[人類学専攻]

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について（2020年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科人類学専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[研究基礎科目]			
情報処理研究	(2)	人類進化史研究	(2)
[文化人類学領域]			
人類学理論研究	(2)	民族誌学研究	(2)
歴史人類学研究（グローバル社会論）	(2)	歴史人類学研究（ナショナリズム論）	(2)
社会人類学研究（宗教人類学）	(2)	社会人類学研究（民族芸術論）	(2)
人類学応用論研究（医療人類学）	(2)	人類学応用論研究（国際協力論）	(2)
人類学演習（文化人類学）	(2)		
[考古学領域]			
考古学理論研究	(2)	考古学方法論研究	(2)
地域考古学研究（日本列島先史時代）	(2)	地域考古学研究（日本列島歴史時代）	(2)
地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）	(2)	地域考古学研究（中国大陸先史時代）	(2)
地域考古学研究（中国大陸歴史時代）	(2)	地域考古学研究（環太平洋）	(2)
環境考古学研究	(2)	人類学演習（考古学）	(2)
研究指導科目			
[文化人類学領域]			
研究指導ⅠA（文化人類学）	(1)	研究指導ⅠB（文化人類学）	(1)
研究指導ⅠC（文化人類学）	(1)	研究指導ⅠD（文化人類学）	(1)
研究指導ⅡA（文化人類学）	(1)	研究指導ⅡB（文化人類学）	(1)
研究指導ⅡC（文化人類学）	(1)	研究指導ⅡD（文化人類学）	(1)
[考古学領域]			
研究指導ⅠA（考古学）	(1)	研究指導ⅠB（考古学）	(1)
研究指導ⅠC（考古学）	(1)	研究指導ⅠD（考古学）	(1)
研究指導ⅡA（考古学）	(1)	研究指導ⅡB（考古学）	(1)
研究指導ⅡC（考古学）	(1)	研究指導ⅡD（考古学）	(1)

(2) 履修方法

1) 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1

年以上在学すれば足りるものとする。

- 2) 学生は入学後所定の期間内に文化人類学、考古学の2領域から1つの主領域を決定して指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。
- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、主領域の「研究指導ⅠA～ⅡD」8単位を必修とする。
- 4) 研究科共通科目のうちから「文化資源学研究」2単位を含め2科目4単位を、専門科目のうちから9科目18単位以上を、修得しなくてはならない。
専門科目18単位のうち、文化人類学を主領域とする場合は「人類学演習（文化人類学）」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目10単位以上を、考古学を主領域とする場合は「人類学演習（考古学）」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目10単位以上を修得しなければならない。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	「文化資源学研究」を含む2科目4単位以上	4単位
専門科目	文化人類学を主領域とする場合は「人類学演習（文化人類学）」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目10単位以上、考古学を主領域とする場合は「人類学演習（考古学）」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目10単位以上	18単位
研究指導科目	主領域の「研究指導ⅠA～ⅡD」を含む8科目8単位以上	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 指導教授が教育上有益と認めるときは、学生が必要単位数を超えて修得した研究科共通科目および主領域以外の研究指導科目を、8単位を限度として専門科目の単位数に充当させることができる。ただし、主領域以外の研究指導科目については「研究指導ⅠA～ⅠD」の4単位までに限る。
- 6) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 9) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目、研究指導科目、他の専攻、研究科、大学院における修得単位、および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えないものとする。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究科の成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導4単位を含む16単位以上を修得していなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が

個別に指定する。

- 7) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 9) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査および最終試験)

- 1) 学位審査委員会は、研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員（うち1名は主査）をもって組織する。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 修士論文および特定課題研究の判定基準は次のとおりである。

[修士論文]

(ア) 課題の目的と有用性

学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。

(イ) 先行研究への配慮

当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。

(ウ) 方法論の適切性

研究目的を達成するために妥当な方法が選択されていること。

(エ) 斬新性

研究成果に新しい知見が含まれていること。

(オ) 論文の構成

学術論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取り扱い等）を有し、文章表現や表記が適切であること。

(カ) 倫理性

研究倫理にかなった研究であること。

[特定課題研究]

特定の課題についての研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。ただし特定課題に関して、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。また共同制作である場合は各自の担当部分を明確化すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(ア) 課題の目的と有用性

課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。

(イ) 方法論

課題に対して斬新で妥当な方法によってアプローチされていること。

(ウ) 倫理性

研究倫理にかなった研究であること。

- 4) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 5) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 6) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告する。研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。

(学位の授与)

- 1) 学長は前項第6号の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して修士（人類学）を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

IV. 副領域制度について

主領域以外の科目を一定程度修得し、第二の領域においても専門的知識を有するに至った者に対して、そのことを証するために「副領域履修証明書」を発行する。

- 1) 副領域履修証明書の発行を希望する学生は、文化人類学を副領域とする場合は「人類学演習（文化人類学）」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目8単位以上を、考古学を副領域とする場合は「人類学演習（考古学）」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目8単位以上を、修得しなければならない。
- 2) 副領域履修証明書の発行を希望する学生は、最終学期の2週目までに教務課に申請書を提出する。研究科委員会で審議し、認められた者に対して、課程修了時に副領域履修証明書を発行する。また、修了後においても、本人の求めに応じて副領域履修証明書を発行する。
- 3) 副領域履修証明書には、学位名に加えて主領域と修得した副領域を記すものとする。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について（2020年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科人類学専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
人類学特殊研究（文化人類学）A	(2)	人類学特殊研究（文化人類学）B	(2)
人類学特殊研究（考古学）A	(2)	人類学特殊研究（考古学）B	(2)
人類学特殊研究（地域研究）A	(2)	人類学特殊研究（地域研究）B	(2)
研究指導科目			
研究指導ⅠA	(1)	研究指導ⅠB	(1)
研究指導ⅠC	(1)	研究指導ⅠD	(1)
研究指導ⅡA	(1)	研究指導ⅡB	(1)
研究指導ⅡC	(1)	研究指導ⅡD	(1)
研究指導ⅢA	(1)	研究指導ⅢB	(1)
研究指導ⅢC	(1)	研究指導ⅢD	(1)

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教授を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

科目群	履修要件	必要単位数
専門科目	・ 3科目 6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 12科目12単位以上（研究指導ⅠA～ⅢD）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

- 3) 標準修業年限は3年を原則とする。ただし、入学時に、修士課程修了後の研究業績により、1年次の研究指導科目（研究指導ⅠA～ⅠD）の単位認定を受けた者については、標準修業年限を2年とする。また、特に優れた研究業績を上げた者については、入学時に研究指導ⅠA～ⅠDの単位認定を受けていない場合でも、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 4) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対して試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えるこ

- とを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
 - 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
 - 4) 外国語に関する学力の検定は、1言語（英語）について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
 - 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻課程の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語（英語）に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得していなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに教務課に提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日に提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 博士論文は、1編4部および要旨4部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 8) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させことがある。
- 9) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 10) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 11) 博士論文の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査および最終試験)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された4名以上の審査委員（主査および学外審査委員を含む）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 博士論文の判断基準は次のとおりである。

(ア) 課題の目的と有用性

学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。

(イ) 先行研究への配慮

当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。

(ウ) 方法論の適切性

研究目的を達成するために妥当な方法が選択されていること。

(エ) 斬新性

研究成果に新しい知見が含まれていること。

(オ) 論文の構成

学術論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取り扱い等）を有し、文章表現や表記が適切であること。

(カ) 専門性

専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度な学識を有すると認められること。

(キ) 倫理性

研究倫理にかなった研究であること。

- 4) 学位審査委員会は、博士論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。

(学位の授与)

- 1) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士（人類学）の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 2) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻履修要項

[教育ファシリテーション専攻]

I. 授業の履修について（2020年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[研究基礎科目]			
教育ファシリテーション論	(2)	教育ファシリテーション評価研究	(2)
[学校教育領域]			
教育心理学研究	(2)	発達心理学研究	(2)
臨床心理学研究	(2)	学校心理学研究	(2)
障害児教育実践研究	(2)	教育臨床研究	(2)
[体験学習領域]			
体験学習ファシリテーション基礎研究	(2)	体験学習ファシリテーション応用研究	(2)
グループ・アプローチ研究	(2)	ファシリテーション研究A	(2)
ファシリテーション研究B	(2)	組織開発研究	(2)
[関連科目]			
教育社会学研究	(2)	カリキュラム研究	(2)
キャリア・ガイダンス研究	(2)	学校カウンセリング実践研究	(2)
心理アセスメント実践研究	(2)		
研究指導科目			
研究指導Ⅰ A	(1)	研究指導Ⅱ A	(1)
研究指導Ⅰ B	(1)	研究指導Ⅱ B	(1)
研究指導Ⅰ C	(1)	研究指導Ⅱ C	(1)
研究指導Ⅰ D	(1)	研究指導Ⅱ D	(1)

(2) 履修方法

- 修士の学位を取得しようとする者は、研究科修士課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に關しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

- 3) 修士課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目8単位、教育ファシリテーション論2単位および教育ファシリテーション評価研究2単位を必修とする。
- 4) 主たる領域から8単位、他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む）から8単位を修得し、研究科共通科目のうちから1科目2単位を選択必修科目として修得しなければならない。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	1科目2単位以上	2単位
専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ファシリテーション論 2単位 ・教育ファシリテーション評価研究 2単位 ・主たる領域 8単位 ・他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む） 8単位以上 	20単位
研究指導科目	研究指導ⅠA～ⅠD 研究指導ⅡA～ⅡD 8科目8単位	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目を専門科目の単位に充当させることができる。
- 6) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは研究科の他専攻において修得した科目を専門科目の単位数に充当させることができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
- 9) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目の修得単位および他の専攻、研究科、大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えない範囲で専門科目の単位に充当させることができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。
外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。

ただし、専攻の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書を提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 修士課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、研究指導4単位を含む16単位以上を修得していなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て教務課に提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合は9月30日、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は4月15日までに提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書を教務課に再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに再提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。
- 9) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員（うち1名は主査）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査

が終わった後、修士論文等の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。

- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(ア) 研究目的の適切性

学術的・社会的に適切な課題に対し、明確な研究目的が設定されていること。

(イ) 学識

当該分野の先行する知見が適切に整理され、研究に反映されていること。

(ウ) 方法の適切性

研究目的を達成するために適切な方法が選択されていること。

(エ) 独自性

研究成果に独自の知見が含まれていること。

(オ) 形式的適切性

学術論文として適切な構成と体裁であること。

(カ) 倫理性

倫理性をふまえた研究であること。

- 4) 特定課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(ア) 課題設定の適切性

課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。

(イ) 学識

当該分野に関する知見が課題に対するアプローチおよび成果に反映されていること。

(ウ) 課題に対するアプローチの独自性および適切性

課題に対して独自性のある、適切な方法によってアプローチされていること。

(エ) 倫理性

倫理性をふまえた研究であること。

- 5) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。

- 6) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して修士（教育ファシリテーション）の学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 7) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

学校心理士（補）資格認定の基礎資格について

下記8領域の科目および2つの基礎実習を修得することで、「学校心理士（補）」の資格認定のための基礎資格を取得することができる。なお、「学校心理士（補）」の資格認定は、学校心理士認定運営機構がおこなう。

科目領域	学校心理士認定運営機構が定める科目	本専攻での対応科目
学校心理学 関連科目 8科目	学校心理学	学校心理学研究
	教授・学習心理学	教育心理学研究
	発達心理学	発達心理学研究
	臨床心理学	臨床心理学研究
	心理教育的アセスメント	心理アセスメント実践研究
	学校カウンセリング・コンサルテーション	学校カウンセリング実践研究
	特別支援教育	障害児教育実践研究
	生徒指導・教育相談・キャリア教育	キャリア・ガイダンス研究 教育心理学研究A*
基礎実習 2科目	心理教育的アセスメント基礎実習	心理アセスメント実践研究
	学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習	学校カウンセリング実践研究

*教職科目

人間文化研究科言語科学専攻履修要項

[言語科学専攻]

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について（2020年度以降の入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科言語科学専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	人間文化と社会	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
言語運用能力論（英語）	(2)	言語運用能力論（日本語）	(2)
言語学概論A	(2)	言語学概論B	(2)
日本語教育概論Ⅰ	(1)	日本語教育概論Ⅱ	(1)
日本語教育概論Ⅲ	(1)	日本語教育概論Ⅳ	(1)
コミュニケーション論	(2)	異文化コミュニケーション論	(2)
統語論概論	(2)	意味論概論	(2)
音韻論概論	(2)	心理言語学概論	(2)
言語理論研究A	(2)	言語理論研究B	(2)
日本語文法論A	(2)	日本語文法論B	(2)
英語文法論A	(2)	英語文法論B	(2)
第二言語習得概論	(2)	言語教育工学	(2)
日本語教育研究A	(2)	日本語教育研究B	(2)
英語教育研究A	(2)	英語教育研究B	(2)
コミュニケーション教育研究A	(2)	コミュニケーション教育研究B	(2)
言語習得論研究A	(2)	言語習得論研究B	(2)
演習科目			
研究指導Ⅰ	(1)	研究指導Ⅱ	(1)
研究指導Ⅲ	(1)	研究指導Ⅳ	(1)
研究指導V	(1)	研究指導VI	(1)
言語科学課題演習A	(1)	言語科学課題演習B	(1)

(2) 履修方法

- 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に關しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 学生は入学後所定の期間内に言語学、日本語教育、英語教育の3領域から1つの主領域を決定して指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、演習科目8単位を必修とする。
- 4) 研究科共通科目のうちから2科目4単位を選択必修科目として修得しなければならない。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	2科目4単位以上	4単位
専門科目	18単位以上	18単位
演習科目	研究指導I～VI 6科目6単位および 言語科学課題演習2科目2単位	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 5) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目を専門科目の単位に充当させることができる。
- 6) 研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を専門科目の単位数に充当させることができる。
- 7) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
　　外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
- 9) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目の修得単位および他の専攻、研究科、大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えない範囲で専門科目の単位に充当させることができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、専攻の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書を提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という。）の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出)

- 1) 修士論文等を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、演習科目（研究指導Ⅰ～Ⅲ、および言語科学課題演習AまたはB）4単位を含む16単位以上を修得していなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て教務課に提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に提出する場合は、学位論文計画書を教務課に再提出しなければならない。3月修了予定者が修士論文等の提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が修士論文等の提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに再提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 7) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 8) 修士論文等の審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 9) 修士論文等の表紙は、学位規程様式第5による。
- 10) 修士論文等の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、修士論文等の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 修士論文等の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員（うち1名は主査）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、修士論文等の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 修士論文等は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものを持って合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

[修士論文]

(研究テーマ、研究目的の適切性)

研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。

(研究方法の適切性)

先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。

(論証の適切性)

論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。

(専門性)

専攻分野における研究能力および専門性を有する職業等に必要な高度の学識を有すると認められること。

(形式的妥当性)

学位論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取扱等）を有し、文章表現や表記、図版、表などの使用が適切であること。

(学術上の貢献)

新たな知見や独創性が備わっており、主張に学術上の貢献が認められること。

(倫理性)

研究者倫理が守られていること。

[特定課題研究]

特定の課題についての研究は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものを持って合格とする。ただし特定課題に関して、その目的と学術的ないし社会的意義を論じた成果報告書を併せて提出すること。また共同制作である場合は各自の担当部分を明確化すること。審査委員会は修士論文と同様に構成され、特定課題と成果報告書について総合的な審査を行う。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(課題の目的と有用性)

課題設定の目的が明確で、社会的および学術的有用性が認められること。

(方法論)

課題に対して斬新で妥当な方法によってアプローチされていること。

(倫理性)

研究倫理にかなった研究であること。

- 4) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。
- 5) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して修士（言語科学）の学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 6) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。

IV. 副領域制度について

主領域以外の科目を一定程度修得し、第二の領域においても専門的知識を有するに至った者に対して、そのことを証するために「副領域履修証明書」を発行する。

- 1) 以下に示す「副領域履修要項」に従って副領域の科目を8単位以上修得（見込みを含む）した学生で、副領域履修証明書の発行を希望する者は、最終学期の2週目までに教務課に申請書を提出する。
- 2) 「副領域履修要項」に従って副領域の科目を修得し、研究科委員会で認められた者に対して、課程修了時に副領域履修証明書を発行する。また、修了後においても本人の求めに応じて副領域履修証明書を発行する。
- 3) 副領域履修証明書には、学位名に加えて主領域と修得した副領域を記すものとする。

副領域履修要項（2017年度以降の入学者に適用）

主領域	副領域	副領域科目
言語学	日本語教育	「日本語教育概論Ⅰ～Ⅳ」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち☆を付された科目から2科目以上（外国人留学生の場合は☆1を付された科目を含めることができる）
	英語教育	「英語教育研究A、B」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち○を付された科目から2科目以上
日本語教育	言語学	「言語学概論A、B」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち◇を付された科目から2科目以上
	英語教育	「英語教育研究A、B」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち○を付された科目から2科目以上
英語教育	言語学	「言語学概論A、B」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち◇を付された科目から2科目以上
	日本語教育	「日本語教育概論Ⅰ～Ⅳ」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち☆を付された科目から2科目以上（外国人留学生の場合は☆1を付された科目を含めることができる）

副領域履修に関する科目一覧（2017年度以降の入学者に適用）

言語学		日本語教育		英語教育			単位数
日本語教育	英語教育	言語学	英語教育	言語学	日本語教育		
	○		○			言語運用能力論(英語)	2
☆1				☆1		言語運用能力論(日本語)	2
	◆		◆			言語学概論A	2
	◆		◆			言語学概論B	2
★				★		日本語教育概論I～IV	4(各1)
	◇		◇			統語論概論	2
	◇		◇			意味論概論	2
	◇		◇			音韻論概論	2
	◇		◇			心理言語学概論	2
	◇		◇			言語理論研究A	2
	◇		◇			言語理論研究B	2
☆				☆		日本語文法論A	2
☆	◇		◇	☆		日本語文法論B	2
	○		○			英語文法論A	2
	○	◇	○	◇		英語文法論B	2
☆	○					第二言語習得概論	2
☆	○					言語教育工学	2
☆				☆		日本語教育研究A	2
☆				☆		日本語教育研究B	2
	●		●			英語教育研究A	2
	●		●			英語教育研究B	2
☆	○					言語習得論研究A	2
☆	○					言語習得論研究B	2

★、●、◆は各副領域の必修科目

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について（2020年度以降の入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科言語科学専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
言語科学特殊研究（言語理論）A	(2)	言語科学特殊研究（言語理論）B	(2)
言語科学特殊研究（言語表現論）A	(2)	言語科学特殊研究（言語表現論）B	(2)
言語科学特殊研究（言語習得論）A	(2)	言語科学特殊研究（言語習得論）B	(2)
演習科目			
研究指導I	(1)	研究指導II	(1)
研究指導III	(1)	研究指導IV	(1)
研究指導V	(1)	研究指導VI	(1)
研究指導VII	(1)	研究指導VIII	(1)
研究指導IX	(1)	言語科学課題演習A	(1)
言語科学課題演習B	(1)	言語科学課題演習C	(1)

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教授を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、演習科目12単位を必修とする。

〈科目群〉	〈履修要件〉	〈必要単位数〉
専門科目	3科目6単位以上	6単位
演習科目	12科目12単位（研究指導I～IXおよび言語科学課題演習A～C）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

3) 標準修業年限は3年を原則とする。ただし、入学時に、修士課程修了後の研究業績により、1年次の演習科目（研究指導I～IIIおよび言語科学課題演習A）の単位認定を受けた者については、標準修業年限を2年とする。また、特に優れた研究業績を上げた者については、入学時に演習科目の単位認定を受けていない場合でも、2年以上在学すれば足りるものとする。

4) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。

外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。

- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、専攻の定める1言語またはそれ以上について行う。
外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。
ただし、専攻の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書を提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与について

(課程の修了)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、外国語に関する学力検定試験に合格していなければならない。
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、博士論文提出資格審査に合格し、かつ、論文提出前年度（9月修了を希望する場合は論文提出前年度の第2クォーター）までに、演習科目（研究指導I～VI、および言語科学課題演習A、B、Cのうちいずれか2科目）8単位を含む12単位以上を修得していなければならない。
- 3) 博士論文提出資格審査は、遅くとも博士論文を提出しようとする学期の直前の学期に行い、博士論文提出資格論文提出後6週間以内に実施する口述試験をもってその合否を決定する。
- 4) 博士論文提出資格論文は、春学期に博士論文提出資格審査を受ける場合は4月15日までに、秋学期に同審査を受ける場合には9月30日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、3月修了の場合は6月20日、9月修了の場合は12月20日までに指導教員の承認を得て教務課に提出しなければならない。ただし、3月修了を目指す者が第2クォーターを休学した場合、または、9月修了を目指す者が第4クォーターを休学した場合は、学位論文計画書をそれぞれ9月30日、4月15日までに提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 7) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日に提出せず、次学期以降に提出する場合は、学位論文計画書を教務課に再提出しなければならない。3月修了予定者が博士論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日までに、9月修了予定者が博士論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに再提出しなければ

ならない。

- 8) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 9) 博士論文は、1編4部および要旨4部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 10) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 11) 博士論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 12) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 13) 博士論文の提出の期限は、3月修了者については1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文の提出の期限は7月15日とし、その審査ならびに最終試験は研究科の定める日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された4名以上の審査委員（主査および学外審査委員を含む）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試験を併せて行う。
- 2) 最終試験の日程および方法については、主査を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。その判定は以下の基準に基づいて行う。

(研究テーマ、研究目的の適切性)

研究のテーマや目的が明確であり、学術的な意義を有していること。

(研究方法の適切性)

先行研究を踏まえており、研究のために必要な文献、資料等を適切に収集、分析、処理していること。

(論証の適切性)

論旨の展開が明確であり、整合性を有していること。

(専門性)

専攻分野について自立して研究活動を行い、専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有すると認められること。

(形式的妥当性)

学位論文としてふさわしい形式（注記、引用文献の取扱等）を有し、文章表現や表記、図版、表などの使用が適切であること。

(学術上の貢献)

新たな知見や独創性が備わっており、主張に学術上の貢献が認められ、当該分野の

学会誌などへの投稿が十分に考えられる水準に達していること。
(倫理性)

研究者倫理が守られていること。

- 4) 学位審査委員会は、博士論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与すべきか否かを審議決定し、その判定結果を学長に報告する。
- 5) 学長は、研究科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士（言語科学）の学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨通知する。
- 6) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

名古屋大学大学院との「単位互換に関する協定」による単位認定について

名古屋大学大学院人文学研究科の科目を修得した場合、次の対応に基づいて本研究科の単位として認定することができる。

名古屋大学大学院人文学研究科科目

[分野・専門] 科目

〈言語学〉	
音声学研究 a	〈英米文学〉
音声学研究 b	アメリカ文学研究 a
音韻論研究	アメリカ文学研究 b
統語論研究 a	〈ドイツ語 ドイツ文学〉
統語論研究 b	ドイツ文学研究 I a
意味論研究 I a	ドイツ文学研究 I b
意味論研究 I b	ドイツ文学研究 II a
歴史言語学研究 II	ドイツ文学研究 II b
言語類型論研究	ドイツ文化学研究 I
音声学特殊研究	ドイツ文化学研究 II
言語学特殊研究 I a	ドイツ文化学研究 III
言語学特殊研究 I b	ドイツ文化学研究 IV
言語学特殊研究 II a	ドイツ語学研究 I
言語学特殊研究 II b	〈フランス語 フランス文学〉
言語学特殊研究 III	フランス語学論 I
言語学特殊研究 V a	フランス語学論 II
言語学特殊研究 V b	フランス文化学研究 II a
〈日本語学〉	フランス文化学研究 II b
日本語文法史特論 a	〈中国語 中国文学〉
日本語文法史特論 b	現代中国語学研究
日本語学特殊研究 I a	中国近現代文学研究
日本語学特殊研究 I b	中国古典文学研究 II
日本語学特殊研究 II	中国古典語学特論
日本語学特殊研究 III	現代中国語学特論
日本文学先端研究 I a	中国古典文学特論 I
日本文学先端研究 I b	中国古典文学特論 II
日本文学特論 I a	中国近現代文学特論
日本文学特論 I b	〈日本語教育学〉
日本文学特論 II a	日本語教育学概論 a
日本文学特論 II b	日本語教育学概論 b
〈英語学〉	日本語文法表現論 a
英語学特殊研究 I a	日本語文法表現論 b
英語学特殊研究 I b	日本語教育文法論 a

〈英米文学〉	
アメリカ文学研究 a	〈ドイツ語 ドイツ文学〉
アメリカ文学研究 b	ドイツ文学研究 I a
ドイツ文学研究 I b	ドイツ文学研究 I b
ドイツ文学研究 II a	ドイツ文学研究 II b
ドイツ文学研究 II b	ドイツ文化学研究 I
ドイツ文化学研究 III	ドイツ文化学研究 II
ドイツ文化学研究 IV	ドイツ文化学研究 III
ドイツ語学研究 I	ドイツ文化学研究 IV
〈フランス語 フランス文学〉	〈中国語 中国文学〉
フランス語学論 I	現代中国語学研究
フランス語学論 II	中国近現代文学研究
フランス文化学研究 II a	中国古典文学研究 II
フランス文化学研究 II b	中国古典語学特論
〈中国語 中国文学〉	現代中国語学特論
現代中国語学研究	中国古典文学特論
中国近現代文学研究	中国古典文学特論 I
中国古典文学研究 II	中国古典文学特論 II
中国古典語学特論	中国近現代文学特論
〈日本語教育学〉	〈日本語教育学〉
日本語教育学概論 a	日本語文法表現論 a
日本語教育学概論 b	日本語文法表現論 b
日本語文法表現論 a	日本語教育文法論 a
日本語文法表現論 b	日本語教育文法論 b

日本語教育学講義Ⅱ a	西洋近代史研究 a
〈英語教育学〉	西洋近代史研究 b
第二言語習得論	西洋現代史研究 I a
第二言語運用論	西洋現代史研究 I b
言語教育科学論	西洋中世史研究 a
第二言語処理論	西洋中世史研究 b
英語教育工学	〈美学美術史学〉
言語教育科学論特論	日本美術史研究 a
第二言語習得論特論	日本美術史研究 b
第二言語運用論特論	西洋美術史研究
〈応用日本語学〉	宗教芸術論研究
応用日本語学研究 I a	〈考古学〉
応用日本語学研究 I b	歴史考古学研究
日本語文法論Ⅱ	先史考古学特殊研究
日本事情論	歴史考古学特殊研究
〈哲学〉	〈文化人類学〉
西洋哲学史研究 I	日本思想文化特論
西洋哲学史研究Ⅱ	アーカイヴス・テクスト学概論
哲学・倫理学研究 I	社会人類学基礎講読 a
哲学・倫理学研究Ⅱ	社会人類学基礎講読 b
哲学・倫理学研究Ⅲ	テクスト学先端研究
哲学・倫理学研究Ⅳ	アーカイヴス・テクスト学発展演習
〈中国哲学〉	〈映像学〉
中国哲学史研究 I	映像批評分析論 I
中国哲学史研究Ⅱ	古典映像理論
〈インド哲学〉	アジア映画史 II
インド哲学研究 I	映像研究先端論
インド哲学研究Ⅱ	視覚文化批評分析論
〈日本史学〉	〈日本文化学〉
日本古代史研究	日本近現代文化研究 I b
日本中世史研究	日本文化学特殊研究 I a
日本近世史研究	日本文化学特殊研究 I b
日本近・現代史研究	日本文化学特殊研究 II a
〈東洋史学〉	日本文化学特殊研究 II b
中国史研究Ⅱ	日本文化学特論 b
中国民族史研究	表象文化論 I a
東南アジア史研究	表象文化論 I b
西南アジア史研究	〈文化動態学〉
〈西洋史学〉	文化動態学講義 I a
西洋古代史研究 a	文化動態学講義 I b
西洋古代史研究 b	

キリスト教思想専攻

名古屋大学大学院科目
[分野・専門] <哲学> の全科目
日本近・現代史研究
宗教芸術論研究
日本思想文化特論
その他の全科目

本専攻の科目
専門科目 (哲学領域)
専門科目 (宗教学領域)
専門科目 (宗教学領域)
専門科目 (宗教学領域)
専門科目 (他の領域の科目)

人類学専攻

名古屋大学大学院科目
歴史考古学研究
先史考古学特殊研究
歴史考古学特殊研究
社会人類学基礎講読 a
社会人類学基礎講読 b
日本思想文化特論
アーカイブス・テクスト学概論
テクスト学先端研究
アーカイブス・テクスト学発展演習

本専攻の科目
専門科目 (考古学領域)
専門科目 (考古学領域)
専門科目 (考古学領域)
専門科目 (文化人類学領域)
専門科目 (文化人類学領域)
専門科目 (研究基礎科目)
専門科目 (研究基礎科目)
専門科目 (研究基礎科目)
専門科目 (研究基礎科目)

教育ファシリテーション専攻

名古屋大学大学院科目
全科目

本専攻の科目
専門科目群のうち他の領域および
関連科目

言語科学専攻

名古屋大学大学院科目
[分野・専門] <言語学> <日本語学>
<英語学> <日本語教育学> <英語教育学>
<応用日本語学> の全科目
ドイツ語学研究 I
フランス語学論 I
フランス語学論 II
現代中国語学研究
中国古典語学特論
現代中国語学特論

本専攻の科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目
専門科目

文国
際地
化域

国際地域文化研究科

国際地域文化研究科国際地域文化専攻履修要項

1. 博士前期課程

(1) 授業科目

国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士前期課程における専攻科目（基礎科目、専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

基礎科目			
地域研究方法論	(2)	国際文化論	(2)
国際関係論	(2)	国際交流・協力論	(2)
国際地域文化プロジェクト研究A	(1)	国際地域文化プロジェクト研究B	(1)
専門科目			
[アメリカ研究領域]			
アメリカ文化研究	(2)	アメリカ思想・宗教研究	(2)
英語圏文学研究	(2)	アメリカ歴史社会研究	(2)
アメリカ民族集団・人種関係研究	(2)	アメリカ政治社会研究	(2)
アメリカ経済研究	(2)	アメリカ外交研究	(2)
日米関係研究	(2)	日米比較社会研究	(2)
アメリカ特殊研究	(2)	英語表現研究 I	(2)
英語表現研究 II	(2)		
[スペイン・ラテンアメリカ研究領域]			
スペイン文化研究	(2)	スペイン思想研究	(2)
スペイン文学研究	(2)	スペイン社会・政治研究	(2)
スペイン語圏言語研究	(2)	ラテンアメリカ文化研究	(2)
ラテンアメリカ社会研究	(2)	ラテンアメリカ政治研究	(2)
ラテンアメリカ経済研究	(2)	ブラジル社会・経済研究	(2)
スペイン・ラテンアメリカ特殊研究	(2)	スペイン語表現研究 I	(2)
スペイン語表現研究 II	(2)		
[アジア・日本研究領域]			
アジア・日本文化交流研究	(2)	アジア・日本歴史関係研究	(2)
アジア・日本国際関係研究	(2)	現代日本社会研究	(2)
近代日本歴史社会研究	(2)	近現代日本文学研究	(2)
日本古典文学研究	(2)	現代中国社会研究	(2)
現代中国文学研究	(2)	東南アジア社会研究	(2)
東南アジア文化研究	(2)	アジア・日本特殊研究	(2)
中国語表現研究 I	(2)	中国語表現研究 II	(2)
演習科目			
国際地域文化課題演習 I (文化と思想)	(2)	国際地域文化課題演習 I (歴史と社会)	(2)
国際地域文化課題演習 I (国際関係)	(2)	国際地域文化課題演習 II (歴史と社会)	(2)
国際地域文化課題演習 II (文化と思想)	(2)		
国際地域文化課題演習 II (国際関係)	(2)		
研究指導 I	(1)	研究指導 II	(1)
研究指導 III	(1)	研究指導 IV	(1)
研究指導 V	(1)	研究指導 VI	(1)

(2) 履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本学大学院の博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。
- 2) 学生は演習科目として「国際地域文化課題演習Ⅰ・Ⅱ」4単位および「研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」6単位を修得し、修士論文作成のため「研究指導」担当者による研究指導を受けなければならない。なお学生が履修する「研究指導」に基づいて、アメリカ研究領域、スペイン・ラテンアメリカ研究領域、アジア・日本研究領域の3領域のうち1領域を学生の主要研究領域とする。
- 3) 研究指導科目は数字の順に履修するものとする。
- 4) 基礎科目は、「地域研究方法論」および「国際文化論」を含み、6単位以上修得しなければならない。
- 5) 専門科目は、主要研究領域から10単位、その他の領域から4単位、計14単位以上修得しなければならない。
- 6) 研究科委員会が研究上有益と認めるときは、学生が本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前の大学院において修得した単位を、8単位を限度として専門科目の単位数に充当することができる。（専門科目主領域への充当については「研究科科目修得単位の振替認定および認定について」を参照のこと。）

(3) 試験、課程の修了

- 1) 所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りでない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 5) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(4) 学位およびその授与

A. 修士論文提出の方法

- 1) 本研究科専攻博士前期課程に、論文提出前年度まで（9月修了を希望する場合は、論文提出前年度の第2クォーターまで）に1年以上在学し、16単位以上修得した者が、あらかじめ論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を指導教員の承認を得て専攻主任に提出する。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日（9月修了を希望する場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期の休学者および第1クォーターあるいは第2クォーターの休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期の休学者および第3クォーターあるいは第4クォーターの休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書を提出した者が修士論文を期日までに提出せず、次学期以降に修士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月

修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。

- 4) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 修士論文は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。
- 7) 修士論文等の表紙は、学位規程様式第5による。
- 8) 学位論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 9) 修士論文等の提出時期は、1月20日までとし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者の場合は、修士論文等の提出期限は、研究科の定める日とし、その審査ならびに最終試験も研究科の定める日までにこれを行う。

B. 修士論文の審査および最終試験実施方法

- 1) 修士論文の審査は、研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 審査委員会は、研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）をもって組織する。
- 3) 最終試験は、論文審査が終った後、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- 4) 最終試験は、学位論文等の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。

C. 学位の授与の判定

- 1) 修士論文の当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものを持って合格とする。
- 2) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 3) 学位授与を行うには、研究科委員会委員全員（海外旅行中または休職中の者を除く）の3分の2以上が出席し、無記名投票により、その3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4) 研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。

D. 学位の授与

- 1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべき者については学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士（地域研究）の学位を授与する。

研究科科目修得単位の振替認定および認定について

1. 認定の方法

- 1) 基礎科目あるいは「国際地域文化課題演習」科目についての専門科目への振替認定について、基礎科目あるいは「国際地域文化課題演習」科目の必要単位数を超えて修得した場合、これを専門科目の単位として認定することができる。ただし、専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。
- 2) 特定の専門科目についての他領域専門科目への振替認定についてアメリカ研究領域で開講されている専門科目「日米関係研究」および「日米比較社会研究」として修得した単位をアジア・日本研究領域の専門科目の単位数に充当することができる。
- 3) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位の認定は、履修要項1(2)の5)の定めるところによるものとする。ただし、専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。
- 4) 上記1)、2)、3)ならびに他研究科における修得単位を含め、専門科目のうち主要研究領域に充当できる単位は4単位までを限度とする。

2. 認定の手続き

A. 単位の振替認定の手続き

- 1) 研究科科目の振替認定を希望する院生は、教務課を経て研究科宛に「国際地域文化研究科振替科目登録届」を提出する。振替認定の申請にあたっては、指導教員の承認を必要とする。
- 2) 提出された上記の届に基づき、研究科委員会で審議の上、最終的に単位の振替を行う。

B. 単位の認定の手続き

- 1) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位の認定を希望する院生は、「単位修得認定願」を教務課に提出する。
- 2) 提出された上記の願に基づき、研究科委員会で審議の上、最終的に単位の認定を行う。なお、単位の認定に際して、試験を課す場合がある。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程における専攻科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
文化史A (文化交流史研究) (2)	文化史B (近現代史研究) (2)	文化史C (物質文化研究) (2)	
文学論A (文学・文化研究) (2)	文学論B (文学研究) (2)	文学論C (演劇研究) (2)	
エスニシティ研究A (人種・民族研究) (2)	エスニシティ研究B (宗教・社会研究) (2)	エスニシティ研究C (多民族社会研究) (2)	
国際関係論A (外交史研究) (2)	国際関係論B (安全保障論) (2)	国際関係論C (国際経済論) (2)	
研究指導科目			
研究指導ⅠA (1)	研究指導ⅠB (1)	研究指導ⅡA (1)	研究指導ⅡB (1)
研究指導ⅢA (1)	研究指導ⅢB (1)	研究指導ⅣA (1)	研究指導ⅣB (1)
研究指導ⅤA (1)	研究指導ⅤB (1)	研究指導ⅥA (1)	研究指導ⅥB (1)

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3) 研究指導科目は数字の順に履修するものとする。

〈科目群〉	〈履修要件〉	〈必要単位数〉
専門科目	・ 3科目 6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 12科目12単位 (研究指導ⅠA・B～ⅥA・B)	12単位
修了に必要な単位数		18単位

4) 標準修業年限は3年を原則とする。

5) 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- (1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修科目に関する試験の方法については、研究科委員会が決定する。
- (3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- (4) 博士論文を提出するには、外国語に関する学力検定（1言語）に合格しなければな

らない。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。

- (5) 外国語に関する学力検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、研究科の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもって、これに代えることができる。また、研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行ない得ると認めたときは、試験の全部または一部を免除することができる。

III. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- (1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- (2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- (3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- (1) 博士論文は、博士論文提出の前年度まで（9月修了を希望する場合は、論文提出前年度の第2クォーターまで）に2年以上在学し、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語に関する学力検定に合格した者が、あらかじめ学位論文計画書を提出した上でなければ、これを提出することができない。なお、論文を提出する年度の第2クォーター終了時（9月修了予定者は、前年度の第4クォーター終了時）までに、2編以上の論文が公刊されていなければならない（ただし、修士論文もこれに含めることができる）。
- (2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了を希望する場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期の休学者および第1クォーターあるいは第2クォーターの休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期の休学者および第3クォーターあるいは第4クォーターの休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- (3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- (4) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- (5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- (6) 博士論文は、1編5部および要旨5部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- (7) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。

- (8) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- (9) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- (10) 3月に課程を修了する者は、1月20日までに博士論文を提出しなければならない。
その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者の場合は、博士論文の提出期限は、研究科の定める日とし、その審査ならびに最終試験も研究科の定める日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- (1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員（内1名は主査）が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- (2) 最終試験の日程および方法については、指導教員を通じて指示される。
- (3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するのに必要な研究能力を有することを示すものをもって合格とする。
- (4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士（地域研究）の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- (5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

経
済
学

社会科学研究科
経済学専攻

社会科学研究科経済学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科選択必修共通科目]			
社会科学研究（経営学研究概論）	2	社会科学研究（総合政策学研究概論）	2
社会科学研究（経済学研究概論）	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
マクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
理論経済学	2	国際経済学	2
計量経済分析	2	国際金融論	2
経済分析のための数学	2	国際経済政策論	2
経済統計論	2	地域経済学	2
データ解析	2	開発経済学	2
経済統計の実際	2	日本・アジア経済関係論	2
金融論	2	経済社会学研究	2
財政学	2	消費社会論	2
労働経済学	2	日本経済史研究	2
労働政策論	2	租税法研究	2
社会保障研究	2	法人税法研究	2
年金改革論	2	所得税法研究	2
研究指導科目			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1
特別研究指導A	1	特別研究指導B	1
特別研究指導C	1	特別研究指導D	1

II. 履修方法

- (1) 経済学専攻博士前期課程を修了するためには、「課程専修コース」の学生は2年以上、「社会人1年コース」の学生は1年以上、「長期在学コース」では3年以上、それぞれ本専攻博士前期課程に在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- ただし、在学期間に關しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合にあっても、必要修得単位数は30単位とする。
- なお、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学手続時に「1年修了願」によりその旨申請するものとする。
- (2) 学生は入学後、「専攻科目」の中から専修すべき科目「専修科目」を決定し、この科目の研究指導科目を担当する教授を指導教員とする。学生は、専修科目以外の授業科目の履修選択、論文の作成、研究一般について、指導教員の指導を受けなければならない。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導ⅠA、ⅠB、ⅠC、ⅠD、研究指導ⅡA、ⅡB、ⅡC、ⅡDの8単位を必修とする。ただし、「長期在学コース」の学生は、上記の研究指導科目8単位に加えて、特別研究指導A、B、C、Dの4単位を含めた12単位を必修とする。
- (4) 経済学専攻での研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科選択必修共通科目、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。ただし、「長期在学コース」の学生は、研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目12単位、計30単位を修得すること。
- (5) 研究科選択必修共通科目として修得した4単位と研究科選択共通科目として修得した4単位を超える研究科選択必修共通科目2単位と研究科選択共通科目6単位の合計8単位までの履修を認める。
- (6) 本専攻入学時にすでに修得していた本学大学院や他大学の大学院の単位および入学後他大学の大学院で修得した単位は、教育上有益と考えられる場合には、学生からの申請と所定の手続きを経て、合わせて10単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、本専攻入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。ただし、(6)(7)とともに、研究指導科目の単位認定は認められない。また、(6)(7)によって専攻科目として認められるのは4単位までとする。
- (8) 研究指導科目の履修については、「課程専修コース」および「長期在学コース」の学生は研究指導ⅠおよびⅡをそれぞれ1年次と2年次に、さらに「長期在学コース」

の学生は、修了希望年度（9月修了を希望する場合は、修了前年度の第3クォーターから修了年度の第2クォーター）に特別研究指導を履修することとする。

また、「社会人1年コース」、および「1年修了願」を申請して承認を得た学生は、1年次に研究指導Ⅰと研究指導Ⅱを同時に登録履修することとする。なお、「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰと研究指導Ⅱの同時履修は認められない。

- (9) 本研究科委員会が、本研究科博士前期課程での勉学のためには、より一層の経済学の基礎知識習得が必要であると判断する学生に対しては、修了のために必要な単位数には算入されない科目として経済学部の授業科目の履修を認める。
- (10) 「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生で、入学後2つのクォーターを終えた時点での成績および勉学の進捗状況により、指導教員が1年での課程修了が困難であると判断し、また学生が1年を超えて在学を希望する場合には、本研究科委員会の議を経て、「課程専修コース」への変更を行うことができる。この場合、(8)に定める研究指導Ⅱの履修単位は無効とする。
- (11) 「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生が、「課程専修コース」へコース変更した場合は、2年次において、専攻科目から4単位以上履修しなければならない。
- (12) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は、「課程専修コース」では28単位、「長期在学コース」は16単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。なお、この限度を超えて授業科目の登録を希望する場合には、課程の修了のために必要な単位数には算入されない科目として履修することができる。「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た場合には、この上限は設けない。
- (13) 3月修了希望を9月修了希望に変更しようとする者は、修了前年度の第4クォーターまでに（9月修了希望を3月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第2クォーターまでに）24単位以上を修得しなければならない。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は、「課程専修コース」は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。

「社会人1年コース」や1年修了から「課程専修コース」へ変更した場合の最長在学

年限は、「課程専修コース」の基準を適用するが、特別な理由による延長は認めない。

「長期在学コース」の最長在学年限は、6年とする。

- (2) 願いにより退学した者が再入学を申し出た場合、本研究科委員会が適切であると認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して「課程専修コース」においては4年を、「長期在学コース」においては6年を超えることはできない。「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生が再入学する場合は、退学前の在学期間と合わせて1年を超えないものとする。ただし、「課程専修コース」に変更して再入学を認めることができる。

V. 修士論文の提出、審査と最終試験

(1) 学位論文計画書

- 1) 学位論文計画書を提出するためには、「課程専修コース」では、前年度までに(9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに)、博士前期課程に1年以上在学し、研究指導Iの4単位を含めて合計16単位以上を修得していなければならない。

「長期在学コース」では、前年度までに(9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに)2年以上在学し、研究指導I、IIの8単位を含めて合計16単位以上を修得していなければならない。ただし、在学期間が1年の予定者については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。

- 2) はじめて修士論文を提出しようとする学生が、その年度内(9月修了の場合は修了前年度の第3、第4クォーターと修了年度の第1、第2クォーター)に休学した場合、原則として当該年度の修士論文の審査を受けることはできない。

- 3) 学位論文計画書は、6月20日(9月修了の場合は、12月20日)までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日(9月修了の場合は、4月15日)とする。

学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。

- 4) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日(3月修了を希望する場合には、9月30日)までに再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。

- 2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。

- 3) 中間報告の評者は、所定の様式にもとづき、実施報告書をすみやかに研究科長に

提出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

- 1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。なお、修士論文審査のために必要なときには、提出論文の部数の増加や参考資料等の提出を求めることがある。
- 2) 修士論文提出期限は、当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。
- 3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 修士論文の審査と最終試験は、2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。

(5) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（経済学）とする。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

参考：コース比較表

	課程専修コース	社会人1年コース および1年修了	長期在学コース
修業年限	2年	1年	3年以上
在学年限 (休学期間は含まない)	4年 ただし、特別な理由があり、研究科委員会が認めた場合には、1年延長可	1年 ただし、在学年限を超えて、在学を希望する場合は、「課程専修コース」への変更可	6年
指導教授	専修科目の研究指導担当者	専修科目の研究指導担当者	専修科目の研究指導担当者
授業科目履修			
研究科選択必修共通科目	4単位以上	4単位以上	4単位以上
研究科選択共通科目	4単位以上	4単位以上	4単位以上
専攻科目	10単位以上	10単位以上	10単位以上
研究指導Ⅰ	4単位（1年次）	4単位	4単位（1年次）
研究指導Ⅱ	4単位（2年次）	4単位	4単位（2年次）
特別研究指導			4単位（3年次以降）
計	30単位以上	30単位以上	30単位以上
年間登録単位数上限	28単位 ただし、他大学大学院での登録を含む。	上限なし	16単位 ただし、他大学大学院での登録を含む。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[学際共通科目]			
社会科学研究特論	2		
[専攻科目]			
経済学特殊研究（理論経済学）	2	経済学特殊研究（実証経済学）	2
経済学特殊研究（国際経済学）	2	経済学特殊研究（経済政策）	2
経済学特殊研究（地域経済社会論）	2		
[研究指導科目]			
研究指導Ⅰ A	1	研究指導Ⅰ B	1
研究指導Ⅰ C	1	研究指導Ⅰ D	1
研究指導Ⅱ A	1	研究指導Ⅱ B	1
研究指導Ⅱ C	1	研究指導Ⅱ D	1
研究指導Ⅲ A	1	研究指導Ⅲ B	1
研究指導Ⅲ C	1	研究指導Ⅲ D	1

II. 履修方法

- (1) 経済学専攻博士後期課程を修了するためには、本専攻博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關して、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 博士後期課程の必要修得単位数は16単位とし、社会科学研究特論2単位、研究指導科目12単位を必修とする。
- (3) 必修科目14単位に加えて、経済学専攻科目から2単位以上修得しなければならない。
- (4) 社会科学研究科が適當と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を付与されなかった場合には、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- (5) 学生は入学後、希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、いったん退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

V. 博士論文の提出、審査と最終試験

(1) 学位論文計画書

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うと共に、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格しなければならない。
- 2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は、前年の12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 3) 外国語検定試験は、本研究科の定める時期に、本研究科の定める方法で行う。ただし、本研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。本研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。
- 4) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書を9月30日）までに提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、本研究科が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。

- 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 博士論文の提出

- 1) 博士論文は、本文4部および要旨4部を、教務課、本研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。なお、提出部数は経済学専攻の指示に従うものとする。学位申請書は学位規程様式第6による。
- 3) 学位論文審査のために必要があるときは、提出論文および必要書類の部数を増加し、参考資料等その他を提出させることがある。
- 4) 博士論文の提出期限は、該当年度の1月20日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）とする。

(4) 博士課程を修了しない者の学位論文提出

本研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると本研究科委員会が認めた場合には、博士学位論文を提出して審査を請求することができる。博士学位論文の審査および最終試験の実施方法は本学学位規程および本研究科の定める内規による。なお、学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。

(5) 博士論文の審査および最終試験

- 1) 博士論文の審査および最終試験は、本研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員にはなれるが、主査にはなれない。
- 2) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、本研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教育職員1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。その判定基準は以下の基準に基づいて行う。

a) 形式上の基準

(ア) 論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。

(イ) 文章表現や、先行研究、資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。

b) 内容上の基準

(ア) 研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているかどうか。

(イ) 当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。

(ウ) 論理の展開が明快であり、整合的であるか。

(エ) 独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。

c) その他

研究倫理上、問題はないか。

- 4) 最終試験は、論文審査の終了後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。
- 5) 博士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）までに行う。

(6) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、該当報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、博士（経済学）とする。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

経
営
学

社会科学研究科
経営学専攻

社会科学研究科経営学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経営学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科選択必修共通科目]			
社会科学研究（経済学研究概論）	2	社会科学研究（総合政策学研究概論）	2
社会科学研究（経営学研究概論）	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
マクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
統計学	2	経営戦略論	2
経営数学	2	オペレーションズ・リサーチ	2
資源と環境の経済学	2	マーケティング論A	2
環境の経済評価	2	マーケティング論B	2
企業と法の経済学	2	マーケティング・リサーチ	2
Business English	2	流通システム論	2
日本経営論	2	Corporate Finance A	2
経営史	2	Corporate Finance B	2
財務会計論	2	ファイナンス論A	2
会計監査論	2	ファイナンス論B	2
国際会計論	2	投資論	2
連結会計論	2	経営組織論A	2
管理会計論	2	経営組織論B	2
原価管理論	2	産業・組織心理学	2
経営管理論	2		
研究指導科目			
研究指導Ⅰ A	1	研究指導Ⅰ B	1
研究指導Ⅰ C	1	研究指導Ⅰ D	1
研究指導Ⅱ A	1	研究指導Ⅱ B	1
研究指導Ⅱ C	1	研究指導Ⅱ D	1

II. 履修方法

- (1) 経営学専攻博士前期課程を修了するためには、本専攻博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- ただし、在学期間に関する限りは、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合にあっても、必要修得単位数は30単位とする。
- なお、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学手続時に「1年修了願」によりその旨申請するものとする。
- (2) 学生は入学後、指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 経営学専攻での研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科選択必修共通科目、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科選択必修共通科目として修得した4単位と研究科選択共通科目として修得した4単位を超える研究科選択必修共通科目2単位と研究科選択共通科目6単位の合計8単位までの履修を認める。
- (6) 入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後他大学の大学院で修得した単位は、教育上有益と認められる場合は、学生からの申請と所定の手続きを経て、合わせて10単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 本研究科委員会が適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。ただし、(6)、(7)ともに、研究指導科目の単位認定は認められない。また、(7)によって専攻科目として認められるのは4単位までである。
- (8) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生は、1年次の第1クォーターにおいて研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、第2クォーターにおいて研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、第3クォーターにおいて研究指導ⅠCと研究指導ⅡC、第4クォーターにおいて研究指導ⅠDと研究指導ⅡDを同時に登録履修することとする。なお、「1年修了願」を申請して承認を得た学生を除いて、研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、研究指導ⅠCと研究指導ⅡCおよび研究指導ⅠDと研究指導ⅡDの同時履修は認められない。
- (9) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生が1年間で修了しなかったときは（1年次における休学、退学を含む）、「1年修了願」の承認を取り消し、標準修業年限の学

生とする。この場合、(8)に定める研究指導ⅡA、ⅡB、ⅡC、ⅡDの履修単位は無効とする。

- (10) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は28単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生には、この上限は設けない。
- (11) 3月修了希望を9月修了希望に変更しようとする者は、修了前年度の第4クォーターまでに（9月修了希望を3月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第2クォーターまでに）24単位以上を修得しなければならない。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科委員会で適切であると認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して4か年を超えることはできない。

V. 修士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 修士論文プロポーザル公聴会
- 1年次において、本専攻が指定する所定の時期に修士論文プロポーザル公聴会を受けなければならない（3年修了予定者は2年次と読み替えることとする）。
- 修士論文プロポーザルは以下の点について記述すること。
- i) 研究の主要課題
 - ii) 研究の全体像（アウトライン）
 - iii) 解決すべき問題・仮説
 - iv) 修士論文完成までの進行予定
- (2) 学位論文計画書
- 1) 学位論文計画書を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上の単位を修得していなければならない。また、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）修士論文プロポーザル公聴会を終えていなければならない。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生については、上の在学期

間および修得単位数を必要としない。

2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。

学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。

3) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日（3月修了を希望する場合には、9月30日）までに再提出しなければならない。

4) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。

研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(3) 中間報告

1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。

2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。

3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(4) 修士論文の提出

1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は学位規程様式第5による。なお、論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。

2) 修士論文の提出期限は当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。

(5) 修士論文の審査と最終試験

1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。

2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。

3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。

4) 修士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。

(6) 学位の授与

1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に

報告し、本研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。

- 2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（経営学）とする。

VI. 中部地区大学院商学・経営学研究科単位互換制度

南山大学は、愛知大学、愛知学院大学、中京大学、名城大学の大学院商学研究科、経営学研究科と単位互換についての協定を結んでいる。この制度に従って、他大学の大学院授業科目を履修しようとする学生は指導教員と相談の上、各大学の大学院に問い合わせること。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

社会科学研究科経営学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[学際共通科目]			
社会科学研究特論	2		
[専攻科目]			
経営学特殊研究（企業経営研究）	2	経営学特殊研究（ファイナンス研究）	2
経営学特殊研究（マーケティング研究）	2	経営学特殊研究（オペレーションズ・マネジメント研究）	2
経営学特殊研究（会計研究）	2		
[研究指導科目]			
研究指導Ⅰ A	1	研究指導Ⅰ B	1
研究指導Ⅰ C	1	研究指導Ⅰ D	1
研究指導Ⅱ A	1	研究指導Ⅱ B	1
研究指導Ⅱ C	1	研究指導Ⅱ D	1
研究指導Ⅲ A	1	研究指導Ⅲ B	1
研究指導Ⅲ C	1	研究指導Ⅲ D	1

II. 履修方法

- (1) 経営学専攻博士後期課程を修了するためには、本専攻博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 博士後期課程の必要修得単位数は16単位とし、社会科学研究特論2単位、研究指導科目12単位を必修とする。
- (3) 必修科目14単位に加えて、経営学専攻科目から2単位以上修得しなければならない。
- (4) 社会科学研究科が適当と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を付与されなかった場合には、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- (5) 学生は入学後、希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、いったん退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

V. 博士論文の提出、審査と最終試験

(1) 博士論文プロポーザル公聴会

博士論文を提出する年次の前の年次までに、本専攻が指定する所定の時期に博士論文プロポーザル公聴会を受けなければならない。論文プロポーザルは以下の点について記述すること。

- i) 研究の主要課題
- ii) 研究の全体像
- iii) 解決すべき問題・課題
- iv) 博士論文完成までの進行予定

(2) 学位論文計画書

- 1) 博士論文を提出するためには、博士論文プロポーザル公聴会を終え、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うと共に、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格しなければならない。
- 2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は、前年の12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 3) 外国語検定試験は、本研究科の定める時期に、本研究科の定める方法で行う。ただし、本研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。本研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行わされていなければならない。
- 4) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、

そのための学位論文計画書等を9月30日）までに提出しなければならない。

- 5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、本研究科が個別に指定する。

(3) 中間報告

- 1) 博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(4) 博士論文の提出

- 1) 博士論文は、本文4部および要旨4部を、教務課、本研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。なお、提出部数は経営学専攻の指示に従うものとする。学位申請書は学位規程様式第6による。
- 3) 学位論文審査のために必要があるときは、提出論文および必要書類の部数を増加し、参考資料等その他を提出させることがある。
- 4) 博士論文の提出期限は、該当年度の1月20日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）とする。

(5) 博士課程を修了しない者の学位論文提出

本研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると本研究科委員会が認めた場合には、博士学位論文を提出して審査を請求することができる。博士学位論文の審査および最終試験の実施方法は本学学位規程および本研究科の定める内規による。なお、学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。

(6) 博士論文の審査および最終試験

- 1) 博士論文の審査および最終試験は、本研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員にはなれるが、主査にはなれない。
- 2) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、本研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教育職員1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。その判定基準は以下の基準に基づいて行う。

- a) 形式上の基準
 - (ア) 論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。
 - (イ) 文章表現や、先行研究、資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。
 - b) 内容上の基準
 - (ア) 研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているかどうか。
 - (イ) 当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。
 - (ウ) 論理の展開が明快であり、整合的であるか。
 - (エ) 独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。
 - c) その他

研究倫理上、問題はないか。
- 4) 最終試験は、論文審査の終了後、博士論文の内容を中心として、これに関連する知識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。
- 5) 博士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）までに行う。
- (7) 学位の授与
- 1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
 - 2) 学長は、該当報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
 - 3) 授与する学位は、博士（経営学）とする。

VI. 中部地区大学院商学・経営学研究科単位互換制度

南山大学は、愛知大学、愛知学院大学、中京大学、名城大学の大学院商学研究科、経営学研究科と単位互換について協定を結んでいる。この制度に従って、他大学の大学院授業科目を履修しようとする学生は指導教員と相談の上、各大学の大学院に問い合わせること。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

社会科学研究科
総合政策学専攻

総合政策学

社会科学研究科総合政策学専攻履修要項

総合政策学

1. 博士前期課程

I. 授業科目

社会科学研究科総合政策学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科選択必修共通科目]			
社会科学研究（経済学研究概論）	2	社会科学研究（経営学研究概論）	2
社会科学研究（総合政策学研究概論）	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
マクロ経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
〈基礎科目〉		〈公共政策領域〉	
総合政策の課題と方法	2	行政機構研究	2
西洋文明史研究	2	社会福祉行政研究	2
東洋文明史研究	2	地方財政研究	2
異文化間コミュニケーション論	2	比較産業社会研究	2
〈国際政策領域〉		公会計制度研究	2
グローバル・ガバナンス研究	2	経営管理研究	2
民族紛争研究	2	雇用政策研究	2
国際援助政策研究	2	〈環境政策領域〉	
アジア政策研究	2	地球環境システム研究	2
国際経済研究	2	環境経済研究	2
開発経済政策研究	2	環境政策評価研究	2
		環境社会心理研究	2
		生態系保全研究	2
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1

II. 履修方法

- (1) 総合政策学専攻博士前期課程を修了するためには、本専攻博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合にあっても、必要修得単位数は30単位とする。

なお、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学手続時に「1年修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、国際政策領域、公共政策領域の2つの研究領域から主たる研究領域を決定して指導教員を選び（これら2つの研究領域は共に環境政策領域を含む）、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 総合政策学専攻での研究科選択必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科選択必修共通科目、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科選択必修共通科目として修得した4単位と研究科選択共通科目として修得した4単位を超える研究科選択必修共通科目2単位と研究科選択共通科目6単位の合計8単位までの履修を認める。
- (6) 入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後他大学の大学院で修得した単位は、教育上有益と認められる場合は、学生からの申請と所定の手続きを経て、合わせて10単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。ただし、(6)、(7)ともに、研究指導科目の単位認定は認められない。また、専攻科目として認められるのは、(6)で認められる単位と合わせて4単位までである。
- (8) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生は、1年次の第1クオーターにおいて研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、第2クオーターにおいて研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、第3クオーターにおいて研究指導ⅠCと研究指導ⅡC、第4クオーターにおいて研究指導ⅠDと研究指導ⅡDを同時に登録履修することとする。なお、「1年修了願」を申請して承認を得た学生を除いて、研究指導ⅠAと研究指導ⅡA、研究指導ⅠBと研究指導ⅡB、研究指導ⅠCと研究指導ⅡCおよび研究指導ⅠDと研究指導ⅡDの同時履修は認められない。
- (9) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生が1年間で修了しなかったときは（1年次における休学、退学を含む）、「1年修了願」の承認を取り消し、標準修業年限の学生とする。この場合、(8)に定める研究指導ⅠA、ⅡB、ⅡC、ⅡDの履修単位は無効とする。

- (10) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は28単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生には、この上限は設けない。
- (11) 3月修了希望を9月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第4クォーターまでに（9月修了希望を3月修了希望に変更しようとする者は、修了年度の第2クォーターまでに）24単位以上を修得しなければならない。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科委員会で適切であると認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して4年を超えることはできない。

V. 修士論文の提出、審査と最終試験（修士論文に代わる「特定課題の研究成果」については別途定める）

- (1) 学位論文計画書
- 1) 学位論文計画書を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士前期課程に1年以上在学し16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。
 - 2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。
- 学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。
- 3) 学位論文計画書を出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日（3月修了を希望する場合には、9月30日）までに再提出しなければならない。
 - 4) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。

研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

5) 修士論文は、課程の目的に応じて適切であると本研究科委員会で認められるときは、特定課題についての個人研究または共同研究の成果をもってこれに代えることができる。審査の方法は修士論文の審査方法に準ずるものとする。

(2) 中間報告

- 1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

- 1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は学位規程様式第5による。なお、論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 2) 修士論文の提出期限は当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。
- 3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 修士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。

(5) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（総合政策学）とする。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

総合政策学専攻における「特定課題の研究成果」の取り扱い要領

1. 趣旨

総合政策学専攻では、問題発見から問題解決への理論的プロセスの展開とともに政策提言に至るまでの能力を修得することが目的とされている。このような領域または修得すべき能力から見て、そこでの方法および成果物は多様なものとなる可能性がある。従って、本専攻においては、特定課題の研究成果として多様な形態を認め、当該成果を持って修士論文に代えることができるものとする。

2. 特定課題の研究成果についての申請

修士論文に代えて特定課題の研究成果の提出を希望する場合には、研究指導教員の承認を得て1年次の1月末日（9月入学の場合は、1年次の7月末日）までに「特定課題研究届」を研究科長宛に提出するものとする。ただし、「1年修了願」を提出した者については、当該届の提出期限を5月末日（9月入学の場合は、10月末日）とする。

特定課題の研究成果を修士論文に代えて認めるか否かについては、本研究科委員会で審議する。なお、特定課題の研究成果を認める場合でも、修士論文と同じ手続きを必要とする。

3. 特定課題の研究成果の提出

特定課題の研究成果を提出する場合は、その要旨4部とともに本文4部を、本研究科委員会に提出するものとする。

4. 特定課題研究選択の取り下げについての申請

「特定課題研究届」を提出した者が、やむを得ない理由により修士論文に変更する場合には、研究指導教員の承認を得て「特定課題研究取り消し願」を研究計画書の提出前に研究科長宛に提出するものとする。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

社会科学研究科総合政策学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[学際共通科目]			
社会科学研究特論	2		
[専攻科目]			
総合政策特殊研究（地域研究）	2	総合政策特殊研究（国際組織研究）	2
総合政策特殊研究（文明研究）	2	総合政策特殊研究（国際経済研究）	2
総合政策特殊研究（公共政策研究）	2	総合政策特殊研究（環境政策研究）	2
[研究指導科目]			
研究指導ⅠA	1	研究指導ⅠB	1
研究指導ⅠC	1	研究指導ⅠD	1
研究指導ⅡA	1	研究指導ⅡB	1
研究指導ⅡC	1	研究指導ⅡD	1
研究指導ⅢA	1	研究指導ⅢB	1
研究指導ⅢC	1	研究指導ⅢD	1

II. 履修方法

- (1) 総合政策学専攻博士後期課程を修了するためには、本専攻博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間にに関して、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 博士後期課程の必要修得単位数は16単位とし、社会科学研究特論2単位、研究指導科目12単位を必修とする。
- (3) 必修科目14単位に加えて、総合政策学専攻科目から2単位以上修得しなければならない。
- (4) 社会科学研究科が適当と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を付与されなかった場合には、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- (5) 学生は入学後、希望する研究分野に合わせて指導教員を選び、履修および研究についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。学生は副指導教員にも適宜履修および研究についてその指導を仰ぐものとする。
- (6) 「研究指導ⅠA～ⅢD」を通じて、学生が計画的に研究を進め、論文完成・提出の目標を達成することを容易にするため、次の3つの節目を設ける。

- ①研究計画セミナー：1年次生は、「研究指導ⅠB」（9月入学の場合は、「研究指導ⅠD」）において開催される当セミナーにおいて、3年間の研究計画を作成し報告を行わなければならない。
- ②研究進行報告セミナー：2年次生は、「研究指導ⅡD」（9月入学の場合は、「研究指導ⅡB」）において開催される当セミナーにおいて、過去1年半の研究の進行状況を、前年度に報告した研究計画と対照しつつ報告しなければならない。これを踏まえて今後1年半の研究計画、博士論文の構成および執筆計画を参加者全員の討論に付し、報告者の研究進行の過不足、論文構成等の修正に資するものとする。
- ③博士論文中間報告：3年次生は、「研究指導ⅢC」（9月入学の場合は、「研究指導ⅢA」）において開催される中間報告において研究成果を報告し、そこで得られた助言を基に、学生は研究内容を修正する。
- ④各セミナーおよび中間報告の実施日については、別に定める。
- ⑤休学者の各セミナーおよび中間報告の時期については、本研究科が個別に対応して決める。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、いったん退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

V. 博士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 学位論文計画書
 - 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うと共に、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格しなければならない。
 - 2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は、前年の12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
 - 3) 外国語検定試験は、本研究科の定める時期に、本研究科の定める方法で行う。ただし、本研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を

認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。本研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行わればなければならない。

- 4) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書を9月30日）までに提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、本研究科が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 博士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 指導教員は、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 博士論文の提出

- 1) 博士論文は、本文4部および要旨4部を、教務課、本研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。なお、提出部数は総合政策学専攻の指示に従うものとする。学位申請書は学位規程様式第6による。
- 3) 学位論文審査のために必要があるときは、提出論文および必要書類の部数を増加し、参考資料等その他を提出させることがある。
- 4) 博士論文の提出期限は、該当年度の1月20日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）とする。
- 5) 博士論文提出前の指定された期日までに、審査委員会の下読み用の博士論文（仮3部）を本研究科事務室に提出する。

(4) 博士課程を修了しない者の学位論文提出

本研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力があると本研究科委員会が認めた場合には、博士学位論文を提出して審査を請求することができる。博士学位論文の審査および最終試験の実施方法は本学学位規程および本研究科の定める内規による。なお、学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。

(5) 博士論文の審査および最終試験

- 1) 博士論文の審査および最終試験は、本研究科委員会で選出された博士後期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）で組織される学位審査

委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員にはなれるが、主査にはなれない。

2) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、本研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教育職員1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。

3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。その判定基準は以下の基準に基づいて行う。

a) 形式上の基準

(ア) 論文題目の設定、章の構成が適切なものであるか。

(イ) 文章表現や、先行研究、資料の引用の仕方、脚注の表記等が適切であるか。

b) 内容上の基準

(ア) 研究方法が適切であるかどうか。必要な資料、文献、データ等を収集して適切な分析が行われているかどうか。

(イ) 当該分野における内外の先行研究が十分に踏まえられているか。

(ウ) 論理の展開が明快であり、整合的であるか。

(エ) 独創的な部分、または学術上の貢献がみられるか。

c) その他

研究倫理上、問題はないか。

4) 最終試験は、論文審査の終了後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。

5) 博士論文の審査と最終試験は2月末日（9月修了の場合は、本研究科の定める日）までに行う。

(6) 学位の授与

1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。

2) 学長は、該当報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

3) 授与する学位は、博士（総合政策学）とする。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

法 学 研 究 科

法
律
学

法学研究科法律学専攻履修要項

1. 博士前期課程

I. 授業科目

法学研究科法律学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[専門共通科目(必修)]			
研究倫理特論	2		
[専門共通科目]			
情報法特論	2	英米法特論	2
法哲学特論	2	東アジア法特論	2
法社会学特論	2	国際法特論	2
西洋法制史特論	2	西洋政治思想史特論	2
[専門分野科目]			
財産法特論	2	人権特論	2
家族法特論	2	統治機構特論	2
企業法特論	2	行政法特論	2
民事手続法特論	2	環境法特論	2
労働法特論	2	刑法特論	2
経済法特論	2	刑事訴訟法特論	2
国際私法特論	2	少年法特論	2
知的財産法特論	2	刑事政策特論	2
[専門演習科目]			
民事法演習	2	企業法務演習	2
公法演習	2	自治体法務演習	2
刑法演習	2	日本法研究演習	2
[研究指導科目]			
前期研究指導Ⅰ	2	前期研究指導Ⅲ	2
前期研究指導Ⅱ	2	前期研究指導Ⅳ	2

II. 履修方法

(1) 法学専攻博士前期課程を修了するためには、学生は2年以上本専攻博士前期課程に在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。長期履修者は3年以上在学しなければならない。

- (2) 学生は入学後所定の期間内に研究分野を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究倫理特論 2 単位および研究指導科目 8 単位を必修とする。
- (4) 専門共通科目および専門分野科目から18単位以上（研究倫理特論を含め、専門共通科目 6 単位以上を含む）ならびに専門演習科目から 4 単位以上（民事法演習、公法演習または刑事法演習のうち、いずれかの演習からの 2 単位以上を含む）を修得しなければならない。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験（レポートを含む）を行う。ただし、授業参加度 100%で評価する授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は、4 年とする。長期履修者の最長在学年限は、6 年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に 1 年延長することができる。

V. 修士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 学位論文計画書
 - 1) 学位論文計画書を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の春学期までに）、研究科博士前期課程に 1 年以上在学し、前期研究指導 I、II の 4 単位を含めて合計 16 单位以上を修得していなければならない。
長期履修者は 2 年以上在学し、前期研究指導 I、II の 4 単位を含めて合計 16 单位以上を修得していなければならない。
 - 2) はじめて修士論文を提出しようとする学生が、その年度内に休学した場合、原則として当該年度の修士論文の審査を受けることはできない。
 - 3) 学位論文計画書は、6 月 20 日（9 月修了の場合は、12 月 20 日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者で、当該年度に学位論文を提出しようとする者の学位論文計画書の提出期限は、9 月 30 日とする。秋学期休学者で次年度（9 月修了）に学位論文を提出しようとする者の学位論文提出期限は 4 月 15 日とする。
学位論文計画書は、学位規程様式第 7 によるものとする。
 - 4) 学位論文計画書等を提出した者で、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかったものが、次年度 9 月修了を希望する場合には、学位論文計画書を 4 月 15 日までに再提出しなければならない。9 月修了のために学位論文計画書等を

提出した者で、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかったものが、当該年度の3月修了を希望する場合には、学位論文計画書を9月30日までに再提出しなければならない。

5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならぬ。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

1) 修士論文を提出しようとする者は、本研究科の定める所定の時期に中間報告を行わなければならない。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。

2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。

3) 中間報告の評者は、所定の様式にもとづき、実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。なお、修士論文審査のために必要なときには、提出論文の部数の増加や参考資料等の提出を求めることがある。

2) 修士論文提出期限は、当該年度の1月20日（9月修了の場合は、研究科の定める日）とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。

2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。

3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。

4) 修士論文の審査と最終試験は、2月末日（9月修了の場合は、研究科の定める日）までに行う。

(5) 学位の授与

1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。

2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

3) 授与する学位は、修士（法学）とする。

2. 博士後期課程

I. 授業科目

法学研究科法律学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[特講科目(共通特講)(必修)]			
研究倫理特講	1	法学研究特講	1
[特講科目(専門特講)]			
民事法特講（財産法）	2	公法特講（憲法）	2
民事法特講（企業法）	2	公法特講（行政法）	2
民事法特講（民事手続法）	2	刑事法特講（刑法）	2
民事法特講（国際私法）	2	刑事法特講（刑事訴訟法）	2
[研究指導科目]			
後期研究指導Ⅰ	2	後期研究指導Ⅳ	2
後期研究指導Ⅱ	2	後期研究指導Ⅴ	2
後期研究指導Ⅲ	2	後期研究指導Ⅵ	2

II. 履修方法

- (1) 法律学専攻博士後期課程を修了するためには、学生は3年以上本専攻博士後期課程に在学し、所定の科目について18単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、本研究科で実施する英語の学力に関する試験に合格したうえで、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- (2) 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。また、複数指導体制をとるため、副指導教員をおく。副指導教員は、指導教員と連携を図りながら、学生の求めに応じて適宜、助言や指導を行う。
- (3) 博士後期課程の必要修得単位数は18単位とし、研究倫理特講1単位、法学研究特講1単位および研究指導科目12単位を必修とする。

III. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験（レポートを含む）を行う。ただし、授業参加度100%で評価する授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

IV. 課程の修了

(1) 博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、一旦退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることはできない。

V. 博士論文の提出、審査と最終試験

(1) 学位論文計画書

- 1) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書を提出し、中間報告を行うと共に、論文提出期限までに英語の学力に関する試験に合格しなければならない。
- 2) 論文提出予定者は、6月20日までに学位論文計画書を提出しなければならない。春学期休学者の学位論文計画書の扱いについては、研究科長が個別に定める。ただし、その計画書の提出を認める場合は、提出期限を9月末日とする。学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 3) 英語の学力に関する試験は、研究科の定める時期に、研究科の定める方法で行う。ただし、研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する英語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行わなければならぬ。
- 4) 本課程に3年以上在学し、9月に修了しようとする者は、前年の12月20日（秋学期休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日）までに、指導教員の承認を得て学位論文計画書を提出するものとする。
- 5) 学位論文計画書で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者（期日までに博士論文を提出しなかった者を含む）が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書を9月末日）までに提出しなければならない。
- 6) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の審査を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 中間報告は、修了年度の11月末日までに実施する。9月修了を希望する者にあっては、これを研究科長が個別に指定する。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 指導教員は、所定の様式にもとづき、中間報告実施報告書をすみやかに研究科長宛に提出しなければならない。

(3) 博士論文の提出

- 1) 博士論文は、1編4部をその要旨4部を添えて教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。

- 2) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文目録、履歴書を併せて提出しなければならない。なお、提出部数は法律学専攻の指示に従うものとする。学位申請書は学位規程様式第6による。
- 3) 学位論文審査のために必要があるときは、提出論文および必要書類の部数を増加し、参考資料等その他を提出させることがある。
- 4) 博士論文の提出期限は1月20日とする。ただし、本課程に3年以上在学した後、9月に修了する者にあっては、これを本研究科が定める日とする。

VI. 博士論文の審査および最終試験

- (1) 博士論文の審査および最終試験は2月末日までに行うものとする。ただし、本課程に3年以上在学した後、9月に修了する者にあっては、これを研究科が定める日とする。
- (2) 博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会で選出された教員3名以上で構成される学位審査委員会（うち1名は主査）によって行うものとする。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- (3) 学位審査委員は上記の定めにかかわらず、研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教授1名以上に委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
- (4) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、きわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。
- (5) 最終試験は、論文審査の後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について口頭によって行う。ただし、必要なときは筆答試問を併せて行う。
- (6) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨通知する。

VII. 学位

法学研究科法律学専攻で授与する学位の名称は、博士（法学）とする。

（注）上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

理 工 学 研 究 科

システム数理専攻
ソフトウェア工学専攻
機械電子制御工学専攻

理
工
学

理 工 学 研 究 科 履 修 要 項

1. 博士前期課程

理工学研究科博士前期課程の専攻は次のとおりである。

理工学研究科	システム数理専攻
	ソフトウェア工学専攻
	機械電子制御工学専攻

(1) 授業科目

理工学研究科博士前期課程における授業科目及びその単位数は次のとおりとする。

() 内は単位数。

研究科共通科目群			
科学技術と倫理	(2)	科学技術英語	(2)
システム数理専攻 基礎科目群			
オペレーションズ・リサーチ概論	(2)	微分方程式研究	(2)
数理統計学概論	(2)		
システム数理専攻 専攻科目群			
最適化モデル研究	(2)	統計学研究	(2)
空間解析研究	(2)	データ解析研究	(2)
多変量解析研究	(2)	最適化手法研究*1*3	(2)
システム数理専攻 研究指導科目群			
研究指導 I A	(1)	研究指導 II	(1)
研究指導 I B	(1)	研究指導 III	(1)
研究指導 I C	(1)	研究指導 IV	(1)
研究指導 I D	(1)	研究指導 V	(1)
ソフトウェア工学専攻 基礎科目群			
ソフトウェア工学概論	(2)	アルゴリズム研究	(2)
情報科学概論	(2)		
ソフトウェア工学専攻 専攻科目群			
数理論理学研究	(2)	正当性検証と妥当性確認	(2)
ソフトウェアアーキテクチャ	(2)	組込みシステム工学研究*2*3	(2)
ソフトウェア要求工学	(2)	ソフトウェア生産管理研究*1*2	(2)
ソフトウェア構築と保守	(2)		
ソフトウェア工学専攻 研究指導科目群			
研究指導 I A	(1)	研究指導 II	(1)
研究指導 I B	(1)	研究指導 III	(1)
研究指導 I C	(1)	研究指導 IV	(1)
研究指導 I D	(1)	研究指導 V	(1)
機械電子制御工学専攻 基礎科目群			
システム工学概論	(2)	計算数理研究	(2)
通信工学概論	(2)		

機械電子制御工学専攻 専攻科目群			
通信プロトコル研究	(2)	メカトロニクス研究	(2)
電子工学研究	(2)	制御論研究 ^{*1 *3}	(2)
ネットワーク設計研究	(2)	データベース研究 ^{*2 *3}	(2)
機械工学研究	(2)		
機械電子制御工学専攻 研究指導科目群			
研究指導 I A	(1)	研究指導 II	(1)
研究指導 I B	(1)	研究指導 III	(1)
研究指導 I C	(1)	研究指導 IV	(1)
研究指導 I D	(1)	研究指導 V	(1)

* 1 : システム数理専攻向けの学際共通科目

* 2 : ソフトウェア工学専攻向けの学際共通科目

* 3 : 機械電子制御工学専攻向けの学際共通科目

(2) 履修方法

- 1) 博士前期課程を修了するためには、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間にに関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 1)の修士論文の審査は、課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。
- 3) 学生は入学後所定の期間内に、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 4) 学生は、所属する専攻の基礎科目群から4単位以上を修得しなければならない。
- 5) 学生は、4)の4単位を含め、研究科共通科目群と3専攻の基礎科目群から8単位以上を修得しなければならない。
- 6) 学生は、所属する専攻の専攻科目群と所属する専攻向けの学際共通科目から8単位以上を修得しなければならない。学際共通科目は以下のとおりである。

システム数理専攻向け

最適化手法研究 ソフトウェア生産管理研究 制御論研究

ソフトウェア工学専攻向け

ソフトウェア生産管理研究 組込みシステム工学研究 データベース研究

機械電子制御工学専攻向け

最適化手法研究 組込みシステム工学研究 制御論研究 データベース研究

- 7) 学生は、6)の8単位を含め、3専攻の専攻科目から12単位以上を修得しなければならない。

- 8) 学生は、5)の8単位と7)の12単位を含め、本研究科の科目（研究指導科目を除く）から22単位以上を修得しなければならない。

- 9) 学生は、本研究科の「研究指導 I A～I D, II～V」8単位を修得しなければならない。ただし、その8単位のうち4単位は、所属する専攻の「研究指導」から修得しなければならない。

- 10) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院で履修したときには、単位を付与されない場合でも、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 11) 所定の授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 12) 博士前期課程の最長在学年限は4か年とする。ただし、特別の理由があるときは、本研究科委員会の議を経て、更に1か年の延長を認めることができる。
- 13) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、理工学研究科で適当と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は、通算して4か年を超えることはできない。

(3) 修士論文の提出

- 1) 修士論文を提出しようとするものは、本研究科の定める所定の時期に中間審査を受けなければならない。
- 2) 修士論文を提出するためには、論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を、その内容について指導教員の承認を得た上で、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。
- 3) 学位論文計画書等を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士前期課程に1年以上在学し16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 4) 修士論文を提出するためには、学位論文計画書等の内容について研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書等の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 5) 学位論文計画書等で予定された修了学期の修士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に修士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。9月修了のための学位論文計画書等を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書等を9月30日（3月修了のための学位論文計画書等を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日）までに提出しなければならない。
- 6) 修士論文は、1編1部を、研究科委員会に提出する。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 7) 修士論文の提出期限は研究科の定める日とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会が組織する学位審査委員会でこれをを行う。
- 2) 最終試験は、論文審査が終った後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。

3) 修士論文は、専攻分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足るものを持って合格とする。その判断基準は以下のとおりである。

(ア) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、産業的意義を有している。

(イ) 新規性、独創性が認められる。

(ウ) 理論的または実証的研究の成果を含んでいる。

(エ) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。

(オ) 論文の体系性（全体としての主題を有すること）が認められる。

(カ) 専攻分野の研究能力または業務遂行に必要な専門性を示している。

4) 学位審査委員会は修士論文の審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(5) 学位

理工学研究科博士前期課程で授与する学位の名称は、各専攻で定める。

システム数理専攻 修士（数理科学）

ソフトウェア工学専攻 修士（ソフトウェア工学）

機械電子制御工学専攻 修士（制御工学）

2. 博士後期課程

理工学研究科博士後期課程の専攻は次のとおりである。

理工学研究科	システム数理専攻
	ソフトウェア工学専攻
	機械電子制御工学専攻

(1) 授業科目

理工学研究科博士後期課程における授業科目及びその単位数は次のとおりとする。

() 内は単位数。

システム数理専攻

専攻科目		
オペレーションズ・リサーチ	(2)	統計科学
微分方程式特論	(2)	
学際共通科目		
最適化法特論	(2)	ソフトウェア解析特論
研究指導科目		
研究指導Ⅰ A	(1)	研究指導Ⅱ C
研究指導Ⅰ B	(1)	研究指導Ⅱ D
研究指導Ⅰ C	(1)	研究指導Ⅲ
研究指導Ⅰ D	(1)	研究指導Ⅳ
研究指導Ⅱ A	(1)	研究指導Ⅴ
研究指導Ⅱ B	(1)	研究指導Ⅵ

ソフトウェア工学専攻

専攻科目		
数理論理学特論	(2)	ソフトウェアアーキテクチャ特論
ソフトウェア工学特論	(2)	
学際共通科目		
ソフトウェア解析特論	(2)	データベース工学特論
研究指導科目		
研究指導Ⅰ A	(1)	研究指導Ⅱ C
研究指導Ⅰ B	(1)	研究指導Ⅱ D
研究指導Ⅰ C	(1)	研究指導Ⅲ
研究指導Ⅰ D	(1)	研究指導Ⅳ
研究指導Ⅱ A	(1)	研究指導Ⅴ
研究指導Ⅱ B	(1)	研究指導Ⅵ

理
工
学

機械電子制御工学専攻

専攻科目		
機械電子制御工学特論	(2)	通信制御工学特論
数値解析特論	(2)	
学際共通科目		
データベース工学特論	(2)	最適化法特論

研究指導科目			
研究指導Ⅰ A	(1)	研究指導Ⅱ C	(1)
研究指導Ⅰ B	(1)	研究指導Ⅱ D	(1)
研究指導Ⅰ C	(1)	研究指導Ⅲ	(1)
研究指導Ⅰ D	(1)	研究指導Ⅳ	(1)
研究指導Ⅱ A	(1)	研究指導Ⅴ	(1)
研究指導Ⅱ B	(1)	研究指導Ⅵ	(1)

(2) 履修方法

- 1) 博士後期課程を修了するためには、博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 博士後期課程を修了するためには、所属する専攻の専攻科目から4単位以上と所属する専攻の学際共通科目から2単位以上を修得しなければならない。
- 3) 博士後期課程を修了するためには、研究指導科目以外の科目（他の2専攻の専攻科目・学際共通科目も含む）から、2)の単位を含めて8単位以上を修得しなければならない。
- 4) 博士後期課程を修了するためには、研究指導科目12単位をすべて修得しなければならない。
- 5) 理工学研究科で適當と認めたときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院で履修したときには、単位を付与されない場合でも、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 6) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 7) 博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。
- 8) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、理工学研究科で適當と認めたときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は通算して6か年をこえることはできない。
- 9) 1)の履修・指導・試験は、英語で受けることができる。

(3) 課程博士論文の提出

- 1) 博士論文を提出するためには、論文提出期限の3か月前までに学位審査委員会の中間審査を受けなければならない。
- 2) 博士論文を提出するためには、論文提出期限までに外国語検定試験に合格しなければならない。この試験は、研究科の定める時期に、研究科の定める方法で行う。ただし、研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めたときは、この試験の全部または一部を免除することができる。研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行わればなければならない。
- 3) 博士論文を提出するためには、論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を、その内容について指導教員の承認を得た上で、6月20日（9月

- 修了の場合は、12月20日）までに提出しなければならない。休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（9月修了の場合は、4月15日）とする。
- 4) 学位論文計画書等を提出するためには、計画書の内容について研究指導教員の承認を得なければならない。
- 5) 学位論文計画書等を提出するためには、前年度までに（9月修了の場合は、修了前年度の第2クォーターまでに）、博士後期課程に2年以上在学し16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 6) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書の内容について、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 7) 学位論文計画書等で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。
- 8) 博士論文を提出するためには、論文題目、目次、要旨等を記載した博士学位論文提出資格審査願いを、博士学位論文の内容が公表済みであること（または予定であること）を示す資料、履歴書および履修・修得科目一覧と共に、指導教員の承認を得た上で、研究科事務室に提出しなければならない。
- 9) 博士論文を提出するためには、8)の博士学位論文提出資格審査願いについて、研究科委員会の承認を受けなければならない。
- 10) 博士論文は、1編5部を、研究科委員会を経て学長に提出する。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 11) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文要旨および履歴書を併せて提出しなければならない。
- 12) 博士論文の提出期限は研究科の定める日とし、論文審査と最終試験を受けなければならない。

(4) 博士論文の審査と最終試験

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会で選出された教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。
- 2) 最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものを持って合格とする。その判断基準は以下のとおりである
- a) 博士論文に要求される内容と水準
- (ア) 研究テーマが専攻分野との関連で適切なものであり、学術的、産業的意義を有している。
- (イ) 新規性、独創性が認められる。
- (ウ) 理論的または実証的研究の十分な成果を含んでいる。
- (エ) 先行研究が適切に参照され、研究の位置付けが明確である。

- (オ) 論文の体系性（全体としての主題を有すること）が認められる。
 - (カ) 専攻分野の高度の研究能力または業務遂行に必要な専門性を示している。
- b) 博士論文に要求されるその他の要件
- (ア) 査読付きの学術論文2編以上が学術論文誌、学術会議の論文集に掲載済み、あるいは掲載予定であること。ただし、少なくとも1編は学術論文誌への掲載であること。
 - (イ) 国際会議での研究発表の経験があること。ただし、(ア)の少なくとも1編が英文（または日本語以外の言語）での記述である場合はこれを課さない。
 - (ウ) 少なくとも1編以上の学術論文が博士課程での研究成果をまとめたものであること（課程博士の場合）。
- 4) 学位審査委員会は、博士学位論文に要求される内容と水準に合致するかを最終試験の結果も踏まえて総合的に判断し、その結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会は、学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(5) 学位

理工学研究科博士後期課程で授与する学位の名称は、各専攻で定める。

システム数理専攻	博士（数理科学）
ソフトウェア工学専攻	博士（ソフトウェア工学）
機械電子制御工学専攻	博士（制御工学）

「単位互換に関する協定」による単位認定について

名古屋大学大学院情報学研究科、愛知県立大学大学院情報科学研究科の科目を修得した場合、次の対応に基づいて本研究科の単位として認定することができる。

名古屋大学大学院科目	本研究科の科目群
ソフトウェア基礎論特論 A	ソフトウェア工学専攻の基礎科目群
ソフトウェア基礎論特論 B	ソフトウェア工学専攻の基礎科目群
数論アルゴリズム特論 1	ソフトウェア工学専攻の基礎科目群
数論アルゴリズム特論 2	ソフトウェア工学専攻の基礎科目群
ソフトウェア工学特論 A	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
ソフトウェア工学特論 B	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
システムプログラム特論 A	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
システムプログラム特論 B	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
情報システム開発実践特論 1	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
情報システム開発実践特論 2	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
最適化特論 1	システム数理専攻の専攻科目群
最適化特論 2	システム数理専攻の専攻科目群
愛知県立大学大学院科目	本研究科の科目群
コードリーディング I	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群

追記：2017年度入学者より適用する。

理 工 学 研 究 科 における [特 定 の 研 究 課 題 に つ い て の 研 究 の 成 果] の 取 扱 要 領

理 工 学 研 究 科 履 修 要 項 の 1 の (2) の 2) に お け る 「特 定 の 研 究 課 題 に つ い て の 研 究 の 成 果」 は、以 下 の 要 領 で 行 う。

1. 趣 旨

理 工 学 研 究 科 で は、工 学 を 基 礎 と す る 応 用 研 究 も 研 究 課 題 の 一 つ と し て 指 導 の 対 象 と す る。応 用 研 究 の 成 果 は 必 ず し も 論 文 だ け で は 無 い と の 観 点 か ら、特 定 の 研 究 課 題 に つ い て の 研 究 成 果 を 小 論 文 と 試 作 物 に よ っ て 代 え ら れ る も の と す る。

2. 特 定 の 研 究 課 題 に つ い て の 成 果 と そ の 提 出 方 法

学 生 は、学 問 的 ま た は 職 業 上 の 関 心 に 基 づ き、特 定 の 研 究 課 題 を 選 定 し、そ の 研 究 成 果 を 小 論 文 (研 究 科 の 定 め る 要 旨 で 2 ペ ー ジ 程 度 の も の) と そ の 研 究 課 題 の 成 果 と な る 試 作 物 を 修 士 論 文 に 代 わ り 提 出 で き る。試 作 物 に つ い て は、そ れ が ど の よ う な も の で あ る か を、あ ら か じ め 研 究 計 画 書 に 記 述 し、研 究 科 で 特 定 の 研 究 課 題 の 成 果 と し て 妥 当 で あ る と の 判 断 を 受 け な く は な ら な い。試 作 物 の 例 と し て は、ソ フ ト ウ ェ ア シ ス テ ム、ハ ッ ド ウ ェ ア シ ス テ ム、アル ゴ リ ズ ム や 方 法 论 を 記 載 し た も の 等 が 挙 げ ら れ る。

3. 特 定 の 研 究 課 題 選 択 の 決 定 時 期

修 士 論 文 に 代 え て、特 定 の 研 究 課 題 に 關 す る 成 果 を 提 出 し よ う と す る も の は、研 究 科 の 定 め る 研 究 計 画 書 提 出 の 時 期 に そ の 旨 を 計 画 書 に 記 述 し、研 究 科 の 判 断 を 受 け な く は な ら な い。提 出 に 際 し て は、研 究 指 導 教 員 と そ の 内 容 に つ い て 事 前 に 相 談 す る こ と。

4. 選 択 の 変 更

特 定 の 研 究 課 題 を 選 択 し た 後、変 更 の 必 要 が 生 じ た と き は、研 究 指 導 教 員 と 相 談 の 上、隨 時 研 究 科 に 届 出 て、変 更 の 可 否 の 判 断 を 受 け な く は な ら な い。

理工学研究科外国語検定試験実施要領

1. 理工学研究科履修要項の2の(3)の2における外国語検定試験は以下のとおり行う。
 - (1) 試験科目は、英文読解、英作文の2科目である。
 - (2) 試験は原則として、各年度の7月上旬と2月下旬に行う。具体的な日程、受験申込の期限は年度毎の案内を参照すること。申込場所は教務課、申込用紙は所定の用紙とする。
 - (3) 試験時間は、各科目60分とし、配点は、各科目100点とする。
 - (4) 各科目で70点以上の者を合格とする。
2. 理工学研究科履修要項の2の(3)の2における「この試験に相当する外国語の能力」は、

外国語で論文発表を行い、かつ、国際会議等で外国語での口頭発表を行っていること^{*1 *2}

などを対象として評価する。この評価によって、この試験の免除を希望する場合は、論文提出前の最後の外国語検定試験申込期限より前に、指導教員に相談すること。

***1** 論文発表には、国際会議のproceedingsを含めることができる。

***2** 国内、国外を問わず査読付きの論文で原稿掲載が決定されているものは、評価の対象にすることができる。その場合は、論文の原稿と掲載決定を示す文書が評価の対象となる。

教 職 関 係

教
職
関
係

教職関係科目履修要項

〔2019年度以降に入学した学生に適用〕

本学研究科が認定された免許状について

大学・大学院において学生が免許状取得に必要な資格を得るには、当該大学の学部・学科・研究科があらかじめ文部科学大臣より免許教科に関して課程の認定を受けなくてはならない。本学研究科は以下の通り課程の認定を受けている。

■2019年度以降入学生

研究科	専攻	認定を受けた免許状の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人間文化	キリスト教思想	宗教	宗教
	人類学	社会	地理歴史
	教育ファシリテーション	――――――	公民
	言語科学	英語	英語
国際地域文化	国際地域文化 (英語コース)	英語	英語
	国際地域文化 (スペイン語コース)	スペイン語	スペイン語
	国際地域文化 (中国語コース)	中国語	中国語
	国際地域文化 (国語コース)	国語	国語
社会科学	経済学	社会	公民
	経営学	――――――	商業
	総合政策学	社会	地理歴史
			公民
理工学	システム数理	数学	数学
	ソフトウェア工学	――――――	情報報

教育職員免許状の授与について

1. 教育職員免許状は、一括申請の場合は愛知県教育委員会が授与する。
2. 教育職員免許状は、すべての都道府県において効力を有する。
3. 既に当該教科の一種免許状に係る所要資格を得ているものは、認定を受けた専攻課程の修了要件を満たし、指定された科目を24単位以上修得すれば申請によりその教科の専修免許状を取得することができる。
4. 当該教科の一種免許状を持たないものが新しく専修免許状を取得する場合は、学部科目を聴講・履修し、一種免許状部分の単位を取得する必要があるので、教務課資格係で必ず相談の上、登録・履修すること。履修登録期限内に申し出をしなかった場合、介護等体験、教育実習が行えない場合があるので、注意すること。
詳しくは学部の『授業科目履修案内』を参照すること。
5. 専修免許状取得希望者は、「教職課程費」を支払わなければならない。既に一種免許状を取得している者と、一種免許状部分の単位を取得する必要がある者とでは金額が異なるため、教務課資格係で確認の上、入学後すみやかに手続きを行うこと。
6. 大学院修了時に専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許状の授与申請の手続についてガイダンスを行うので必ず出席すること。
 - ・第6回教職課程ガイダンス（9月中旬から10月上旬）
 - ・第7回教職課程ガイダンス（11月下旬から12月上旬）
7. 不明な点があれば、教務課資格係で尋ねること。

教員免許更新制および更新講習について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入された。

1. 教員免許更新制について

その時々で教員として必要な知識技能の保持を図るために、制度導入後（2009年4月1日以降）に授与される免許状（新免許状）に10年の有効期間を定めることとし、免許状の有効期間の更新を行うためには、期間内に大学等が実施する免許状更新講習を修了することが必要となる。

また、制度導入以前（2009年3月31日まで）に取得された免許状（旧免許状）の所持者については、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならず、期限までに更新講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

2. 免許状更新講習について

受講対象者は教員等教育の職にある者（現職教員、常勤・非常勤の別は問わない）、教員になる予定の者。教育の職に就く意思のない者は更新講習を受講することができない。

教員免許更新制・更新講習の詳細については、文部科学省のWebページなどで確認すること。

・2019年度以降学部入学者対象

	免許状の種類	基礎資格	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教育の基礎的理 解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
学部	中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・[* 1] 日本国憲法 (2) ・体育実技 (2) ・[* 2] 外国語コミュニケーションに関する科目 (2) ・[* 3] 情報機器の操作に関する科目 (2) 	中学 (28) 高校 (24)	中学 (28) 高校 (24)	中学 (4) 高校 (12)
大学院	中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状	イ. 修士の学位を有すること。 又は、 ロ. 大学の専攻科または大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得すること。				[* 4] 大学院 (24)

() 内は単位数

[* 1-3] 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

詳しくは学部の『授業科目履修案内』を参照すること。

[* 4] 「大学が独自に設定する科目」の中の大学院(24)単位について(専修免許部分)

一種免許状取得者は、指定された科目を24単位以上修得すれば専修免許状を申請できる。

一種免許状を取得していないものは、指定された科目を24単位以上修得する他に学部で取得すべき一種免許状部分の単位を全て履修すること。

大学院「大学が独自に設定する科目」(専修部分)一覧

人間文化研究科 キリスト教思想専攻(中学専修・高校専修 宗教)

科 目	最低単位数	授業科目() 内は単位数	開講主体	
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	聖書神学概論(2) 組織神学概論(2) 諸宗教の神学概論(2) 旧約聖書研究(2) 新約聖書研究(2) 組織神学研究(2) 諸宗教の神学研究(2) 倫理神学研究(2) 実践神学研究(2) 教父思想研究(2) キリスト教精神史研究(2) キリスト教文化研究(2) 古代哲学研究(2) 中世哲学研究(2)	近世・現代哲学研究(2) 宗教史研究(2) 宗教教学研究(2) 宗教社会学研究(2) 宗教心理学研究(2) 比較宗教学研究(2) 宗教哲学研究(2) 古典語学(ヘブライ語)A(2) 古典語学(ヘブライ語)B(2) 古典語学(ギリシャ語)A(2) 古典語学(ギリシャ語)B(2) 古典語学(ラテン語)A(2) 古典語学(ラテン語)B(2)	キリスト教 思想専攻
授業研究(宗教)(2)	教職課程			
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2)	教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	教職課程

人間文化研究科 人類学専攻(中学専修 社会)

科 目	最低単位数	授業科目() 内は単位数	開講主体	
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	科学文化史研究(2) 人類学史研究(2) 民族誌学研究(2) 歴史人類学研究(世界システム論)(2) 歴史人類学研究(ナショナリズム論)(2) 社会人類学研究(宗教変容論)(2) 人類学応用論研究(医療人類学)(2) 人類学応用論研究(国際協力論)(2) 人類学演習(文化人類学)(2) 考古学理論研究(2)	考古学方法論研究(2) 地域考古学研究(日本列島先史時代)(2) 地域考古学研究(東海地方)(2) 地域考古学研究(朝鮮半島・東アジア)(2) 地域考古学研究(中国大陆先史時代)(2) 地域考古学研究(中国大陆歴史時代)(2) 地域考古学研究(東南アジア・オセアニア)(2) 環境考古学研究(2) 人類学演習(考古学)(2)	人類学専攻
授業研究(社会・公民)(2)	教職課程			
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2)	教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	教職課程

人間文化研究科 人類学専攻(高校専修 地理歴史)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	科学文化史研究(2) 人類学史研究(2) 民族誌学研究(2) 人類学演習(文化人類学)(2) 考古学理論研究(2) 考古学方法論研究(2) 地域考古学研究(日本列島先史時代)(2) 地域考古学研究(東海地方)(2) 地域考古学研究(朝鮮半島・東アジア)(2) 地域考古学研究(中国大陆先史時代)(2) 地域考古学研究(中国大陆歴史時代)(2) 地域考古学研究(東南アジア・オセアニア)(2) 環境考古学研究(2) 人類学演習(考古学)(2)	人類学専攻
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2) 教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	教職課程

人間文化研究科 教育ファシリテーション専攻(高校専修 公民)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の指導法に に関する科目		授業研究(社会・公民)(2)	教職課程
教育の基礎 的理解に に関する科目	24	教育ファシリテーション論(2) 体験学習ファシリテーション基礎研究(2) 体験学習ファシリテーション応用研究(2) 教育心理学研究(2) 発達心理学研究(2) 臨床心理学研究(2) グループ・アプローチ研究(2) 障害児教育実践研究(2) 教育社会学研究(2) 教育臨床研究(2) 教育ファシリテーション評価研究(2) ファシリテーション研究A(2) ファシリテーション研究B(2) カリキュラム研究(2) 組織開発研究(2)	教育ファシ リテーション専攻
		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2) 教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	教職課程
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等 に関する科目		キャリア・ガイダンス研究(2) 学校カウンセリング実践研究(2)	教育ファシ リテーション専攻

人間文化研究科 言語科学専攻(中学専修・高校専修 英語)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	言語運用能力論(英語)(2) 言語学概論A(2) 言語学概論B(2) コミュニケーション論(2) 異文化コミュニケーション論(2) 統語論概論(2) 意味論概論(2) 音韻論概論(2) 英語文法論A(2) 英語文法論B(2) 第二言語習得概論(2) 言語教育工学(2) 英語教育研究A(2) 英語教育研究B(2) コミュニケーション教育研究A(2) コミュニケーション教育研究B(2)	言語科学 専攻
教育の基礎 的理解に に関する科目		授業研究(英語)(2) 教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2) 教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	教職課程 教職課程

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔英語コース〕(中学専修・高校専修 英語)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	国際関係論(2) アメリカ経済研究(2) アメリカ民族集団・人種関係研究(2) アメリカ政治社会研究(2) 日米関係研究(2)	国際地域 文化専攻
		授業研究(英語)(2)	
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2)	教職課程
		教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔スペイン語コース〕(中学専修・高校専修 スペイン語)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	スペイン文化研究(2) スペイン文学研究(2) スペイン語圏言語研究(2) ラテンアメリカ経済研究(2)	国際地域 文化専攻
		授業研究(スペイン語)(2)	
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2)	教職課程
		教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔中国語コース〕(中学専修・高校専修 中国語)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	東南アジア文化研究(2) 現代中国社会研究(2) 現代中国文学研究(2) アジア・日本特殊研究(2)	国際地域 文化専攻
		授業研究(中国語)(2)	
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2)	教職課程
		教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔国語コース〕(中学専修・高校専修 国語)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	現代日本社会研究(2) 近代日本歴史社会研究(2) 近現代日本文学研究(2) 日本古典文学研究(2)	国際地域 文化専攻
		授業研究(国語)(2)	
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育学研究B(2) 教育学研究C(2)	教職課程
		教育心理学研究A(2) 教育心理学研究B(2) 教育心理学研究C(2)	

社会科学研究科 経済学専攻（中学専修 社会、高校専修 公民）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体	
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	ミクロ経済学（2） マクロ経済学（2）	社会科学 研究科共通	
		開発経済学（2） 理論経済学（2） 計量経済分析（2） 財政学（2） 労働経済学（2） 経済統計論（2） 経済統計の実際（2） 国際経済学（2） 日本経済史研究（2） 法人税法研究（2） 国際経済政策論（2） データ解析（2）	経済分析のための数学（2） 労働政策論（2） 年金改革論（2） 日本・アジア経済関係論（2） 消費社会論（2） 社会保障研究（2） 経済社会学研究（2） 金融論（2） 国際金融論（2） 租税法研究（2） 所得税法研究（2） 地域経済学（2）	経済学 専攻
		授業研究(社会・公民)（2）	教職課程	
		教育学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育学研究C（2）	教育心理学研究A（2） 教育心理学研究B（2） 教育心理学研究C（2）	
		教育学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育学研究C（2）	教育心理学研究A（2） 教育心理学研究B（2） 教育心理学研究C（2）	
		教育の基礎 的理解に に関する科目	教職課程	

社会科学研究科 経営学専攻（高校専修 商業）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数	開講主体	
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	会計学（2）	社会科学 研究科共通	
		統計学（2） 経営数学（2） 資源と環境の経済学（2） 環境の経済評価（2） 企業と法の経済学（2） Business English（2） 日本経営論（2） 経営史（2） 財務会計論（2） 会計監査論（2） 管理会計論（2） 原価管理論（2） 経営管理論（2） 経営戦略論（2）	オペレーションズ・リサーチ（2） マーケティング論A（2） マーケティング論B（2） マーケティング・リサーチ（2） 流通システム論（2） Corporate Finance A（2） Corporate Finance B（2） ファイナンス論A（2） ファイナンス論B（2） 投資論（2） 経営組織論A（2） 経営組織論B（2） 産業・組織心理学（2）	経営学 専攻
		授業研究(商業)（2）	教職課程	
		教育学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育学研究C（2）	教育心理学研究A（2） 教育心理学研究B（2） 教育心理学研究C（2）	
		教育学研究A（2） 教育学研究B（2） 教育学研究C（2）	教育心理学研究A（2） 教育心理学研究B（2） 教育心理学研究C（2）	
		教育の基礎 的理解に に関する科目	教職課程	

社会科学研究科 総合政策学専攻(中学専修 社会)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体	
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	国際政治経済研究(2) 国際組織研究(2)	社会科学 研究科共通	
		西洋文明史研究(2) 地方財政研究(2)	総合政策学 専攻	
		東洋文明史研究(2) 比較産業社会研究(2)		
		グローバル・ガバナンス研究(2) 公会計制度研究(2)		
		民族紛争研究(2) 経営管理研究(2)		
		国際援助政策研究(2) 雇用政策研究(2)		
		アジア政策研究(2) 地球環境システム研究(2)		
		国際経済研究(2) 環境経済研究(2)		
		開発経済政策研究(2) 環境政策評価研究(2)		
		行政機構研究(2) 環境社会心理研究(2)		
		社会福祉行政研究(2) 生態系保全研究(2)		
教育の基礎 的理解に に関する科目		授業研究(社会・公民)(2)	教職課程	
		教育学研究A(2) 教育心理学研究A(2)	教職課程	
		教育学研究B(2) 教育心理学研究B(2)		
		教育学研究C(2) 教育心理学研究C(2)		

社会科学研究科 総合政策学専攻(高校専修 地理歴史)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体	
教科及び 教科の指導法に に関する科目	24	西洋文明史研究(2) アジア政策研究(2)	総合政策学 専攻	
		東洋文明史研究(2) 地球環境システム研究(2)		
		民族紛争研究(2) 生態系保全研究(2)		
教育の基礎 的理解に に関する科目		教育学研究A(2) 教育心理学研究A(2)	教職課程	
		教育学研究B(2) 教育心理学研究B(2)		
		教育学研究C(2) 教育心理学研究C(2)		

社会科学研究科 総合政策学専攻(高校専修 公民)

科目	最低単位数	授業科目()内は単位数	開講主体
教科及び 教科の 指導法に に関する科目	24	国際政治経済研究(2) 国際組織研究(2)	社会科学 研究科共通
		グローバル・ガバナンス研究(2) 比較産業社会研究(2)	総合政策学 専攻
		国際援助政策研究(2) 公会計制度研究(2)	
		国際経済研究(2) 経営管理研究(2)	
		開発経済政策研究(2) 雇用政策研究(2)	
		行政機構研究(2) 環境経済研究(2)	
		社会福祉行政研究(2) 環境政策評価研究(2)	
		地方財政研究(2) 環境社会心理研究(2)	
		授業研究(社会・公民)(2)	教職課程
		教育学研究A(2) 教育心理学研究A(2)	教職課程
		教育学研究B(2) 教育心理学研究B(2)	
		教育学研究C(2) 教育心理学研究C(2)	

理工学研究科 システム数理専攻(中学専修・高校専修 数学)

科 目	最低単位数	授業科目()内は単位数		開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	12	オペレーションズ・リサーチ概論(2)	統計学研究(2)	システム 数理専攻
		数理統計学概論(2)	多変量解析研究(2)	
	24	微分方程式研究(2)	データ解析研究(2)	
		最適化モデル研究(2)	最適化手法研究(2)	
		空間解析研究(2)		
教育の基礎 的理解に 関する科目	24	アルゴリズム研究(2)	数理論理学研究(2)	ソフトウェ ア工学専攻
		計算数理研究(2)		機械電子制 御工学専攻
	24	授業研究A(数学)(2)	授業研究B(数学)(2)	教職課程
		教育学研究A(2)	教育心理学研究A(2)	教職課程
		教育学研究B(2)	教育心理学研究B(2)	

理工学研究科 ソフトウェア工学専攻(高校専修 情報)

科 目	最低単位数	授業科目()内は単位数		開講主体
教科及び 教科の 指導法に 関する科目	12	ソフトウェア工学概論(2)	正当性検証と妥当性確認(2)	ソフトウェ ア工学専攻
		情報科学概論(2)	ソフトウェア要求工学(2)	
	24	ソフトウェアーキテクチャ(2)	組込みシステム工学研究(2)	
		ソフトウェア構築と保守(2)	ソフトウェア生産管理研究(2)	
		科学技術と倫理(2)		理工学研究 科共通
教育の基礎 的理解に 関する科目	24	システム工学概論(2)	データベース研究(2)	機械電子制 御工学専攻
		通信工学概論(2)		
		教育学研究A(2)	教育心理学研究A(2)	教職課程
		教育学研究B(2)	教育心理学研究B(2)	

外 国 語 検 定 試 験

大学院外国語検定試験について

大学院外国語検定試験を下記のとおり実施します。

受験該当者は、教務課で『外国語検定申請書』の交付を受け、必要事項を記入し捺印の上、期間内に申請書を提出してください。課程の修了要件に外国語検定試験の合格が必要となるかについては、各専攻の履修要項を確認してください。

記

申 請 期 間：6月頃／1月頃

申請受付時間：〈教務課窓口（C棟3F）〉月～金曜日 9:00～17:00

試 験 日 程：7月頃／2月頃

試験会場・日程等詳細は、教務課Webページ内に掲載しますので各自確認してください。

制 度・施 設 案 内

授業科目履修登録について

1. 履修登録とは

履修登録とは、各学期初めの所定の期間に、各自が履修しようとする授業科目を登録することです。履修登録していない科目を受講することはできません。万一間違って履修登録していない科目を受講し受験しても単位は認定されないので、間違いのないよう履修登録してください。

2. 履修登録の方法

P O R T A（ポータルサイト）により各自が任意に登録します。登録後は、所定の期間内に登録変更できます。

*他研究科・他専攻科目/学部学科科目の登録について

授業科目登録・登録変更届を教務課Webページからダウンロードし、教務課へ提出してください。指導教員の署名が必要です。P O R T Aからの登録はできません。

学部学科科目について、定員のある科目は学部生が優先となります。また、原則として資格取得もしくは指導教員から指示がある場合しか申請できません。

3. 履修登録の時期

履修登録には春学期登録と秋学期登録とがあります。科目の開講期により登録時期が違います。

	春学期		秋学期	
	第1クオーター (Q 1)	第2クオーター (Q 2)	第3クオーター (Q 3)	第4クオーター (Q 4)
初回登録 (エントリ)				
授業開始前の 登録変更	Q 1、Q 2に開講する科目を 同時に行う		Q 3、Q 4に開講する科目を 同時に行う	
授業開始後の 登録変更	Q 1、Q 2に 開講する科目	Q 2に 開講する科目	Q 3、Q 4に 開講する科目	Q 4に 開講する科目

日程の詳細は前学期末に教務課Webページで発表します。（1年次春学期は新入生行事日程表も参照してください。）

登録・登録変更期間は①授業開始前②授業開始後に設定されています。授業開始後の登録変更期間を過ぎると履修登録変更は一切できません。

*例外) 集中講義科目の初回授業日における登録取消

集中講義科目は、通常の登録変更期間に加えて、各科目の初回授業日（事前ガイダンスを含む）当日に教務課で申請して登録を取り消すことができます。（初回授業日が事務休業日にあたる場合は翌事務営業日）

ただし、履修登録の前に事前ガイダンスが開催された科目については、この取消は認められません。また、この取消による実習科目の実習費返金は原則として認められません。

4. 履修登録の上限単位数

専攻により、各学期に登録できる単位数が定められている場合がありますので履修要項を確認してください。

*複数のクオーターにまたがる科目の単位数は、各クオーターで按分されて算入されます。

(例)・4単位の通年科目→各クオーター1単位

・2単位の春学期科目→第1クオーター1単位、第2クオーター1単位

*夏期集中講義科目には次の三つの区分があり、それぞれの単位数は次の科目として算入されます。

夏期集中前半科目（8月上旬開講）：第2クオーター科目

夏期集中後半科目（8月下旬または9月上旬開講）：第3クオーター科目

夏期集中前後科目（夏期前半、夏期後半に開講がまたがる）：第2・第3クオーター科目

*冬期集中講義科目の単位数は、第4クオーター科目として算入されます。

GPA制度・履修中止制度について

1. GPA制度について

GPAとは、本学で成績評価に用いられてきた成績に対応したGrade Point (GP) を用い、履修した科目成績の平均を出すもので、学期GPA、通算GPAの2種類があります。ただし、GPA算出の対象とならない科目もあります。

(1) Grade Point (GP)

成績	評価基準	Grade Point (GP)	区分	
秀	A+	100点～90点	合格	4.0
優	A	89点～80点		3.0
良	B	79点～70点		2.0
可	C	69点～60点		1.0
不可	F	59点～0点	不合格	0.0
試験欠席	X	-		0.0
欠席過多	S	-		0.0

(2) GPAの算出方法（不合格科目も対象）

学期GPA =

$$\frac{\text{(その学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数)} \text{ の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

通算GPA =

$$\frac{\text{(各学期に評価を受けた科目で得たGP} \times \text{その科目の単位数)} \text{ の合計) の総和}}{\text{(各学期に評価を受けた科目の単位数の合計) の総和}}$$

※GPA算出除外科目は除きます。

2. 履修中止制度について

一定の期間受講し、「授業内容が期待していたものとは違う」「授業を理解するための知識がなかった」等の理由により、学生の皆さんのが履修を取り止めることが適当と判断した科目については、その当該科目の履修を中止することができる制度です。ただし、履修中止の対象にはならない科目もあります。履修中止とした科目はGPA算出の対象とはなりませんが、履修登録の記録が取り消されるのではなく、成績評価が「履修中止 (W)」となり、当該科目の単位数は登録上限単位数に含まれます。

※申請期間等詳細は、教務課Webページに掲載する情報を確認してください。

学生生活に関する心得

1. 授業

授業時間帯は次のとおりです。

	授業時間
1 時限	9：20～10：50
2 時限	11：05～12：35
3 時限	13：30～15：00
4 時限	15：15～16：45
5 時限	17：00～18：30
6 時限	18：40～20：10
7 時限	20：20～21：50

2. 試験

(1) 定期試験

試験時間は次のとおりです。授業時間とは異なり、通常の試験は1時限50分ですが、研究科または科目によってはそれ以外の時間で試験を実施する場合もあります。

	試験時間	
1 時限	9：20～10：10（50分）	
2 時限	10：35～11：25（50分）	
3 時限	11：50～12：40（50分）	11：50～13：10（80分）
4 時限	13：40～14：30（50分）	
5 時限	14：55～15：45（50分）	14：55～16：15（80分）
6 時限	16：40～17：30（50分）	16：40～18：00（80分）

試験場では、必ず学生証を机の上に提示してください。試験当日学生証を忘れた場合は、学生課（C棟2階）で「定期試験受験資格証明書」の交付を受けて受験してください。

答案には研究科、専攻、年次、学生番号、氏名を記入してください。無記名の答案は、無効扱いになります。

遅刻が認められるのは、試験開始後15分以内です。開始後15分間は退出できません。

試験中の不正行為および不正行為と思われるまぎらわしい行為は、絶対行わないでください。不正行為と判断された場合は、懲戒処分とします。

その他、試験場では、すべて監督者の指示に従ってください。

(2) 追試験

やむを得ない理由により、定期試験等を受験できない場合、当該授業科目の追試験を申請することができます。

やむを得ない理由：天災、交通事故、病気、教育実習、介護等体験実習、就職試験、家族の死亡・危篤、交通機関の遅滞、大学が認めた研修、大学行事など

追試験の申請および受験手続きについては、定期試験等時間割発表時に教務課Webページにてお知らせします。

(3) 成績疑問調査

発表された成績について、次のケースについては成績疑問調査を申請することができます。

- ①授業に出席していたにもかかわらず成績が「S」（欠席過多）となっている。
- ②定期試験を受験した・レポートを提出したにもかかわらず成績が「X」（試験欠席）となっている。
- ③成績評価について、疑問がある場合。（ただし、疑問点について根拠が明確であること、かつ講義概要（シラバス）等で、評価方法を確認していること。）

申請期間は原則、成績発表日から1週間以内ですが、休日等で締切日がずれる場合があるので、締切日は必ず掲示で確認してください。

問合せ先：教務課（C棟3階）

3. 休学と復学

病気その他の事由により、長期にわたって欠席しようとするときは、休学を願い出ることができます。休学すると自動的に修了年度が延期されます。

- (1) 休学を希望する場合は、指導教員に相談のうえ、学生課で「休学願」、「保証人の理由書」および「在籍料振込用紙」を受け取り、在籍料を振り込み必要事項を記入した後、同窓口へ提出してください。なお、各書類には指導教員の承認の署名、捺印が必要です。また、健康上の理由による休学の場合は医師の診断書が必要です。

なお、1年生の春学期（第1・第2クォーター）からの休学は、特別な事由がない限り認められません。

(2) 申請期限

法学研究科・法務研究科以外の大学院生

第1クォーター休学	3月31日までに申請
第2クォーター休学	第1クォーター定期試験最終日までに申請 (定期試験予備日も含む)
第3クォーター休学	9月15日までに申請
第4クォーター休学	第3クォーター定期試験最終日までに申請 (定期試験予備日も含む)

法学研究科・法務研究科の大学院生

春学期休学	3月31日までに申請
秋学期休学	9月15日までに申請

注) 申請期限が、事務休業日（学生課窓口閉鎖日）となっている場合は、その前日までとなります。申請期限については、PORTAおよび学生生活（学生課）Webページをご確認ください。

- (3) 2学年にわたり休学する場合は、当該研究科委員会の許可する授業科目にか

ぎり、春学期と翌年秋学期をつないで履修することができます。

- (4) 休学期間は最長在学年限に算入されませんが、在学期間中通算して以下の期間を越えて申請することはできません。

博士前期課程・修士課程	通算2年
博士後期課程	通算3年
専門職学位課程	通算2年

- (5) 休学期間中は在籍料として1クォーターについて25,000円を納入してください。

- (6) 許可された休学期間が終了すると、自動的に復学となります。更に休学を継続する場合は、改めて所定の手続きをしてください。

なお、詳しい情報、手続方法等については、学生課にお尋ねください。

4. 退学と再入学

- (1) 退学が許可される場合

(イ) 病気、家庭の事情その他やむを得ない理由により退学を希望する場合は、指導教員に相談のうえ、学生課で「退学願」および「保証人の理由書」を受け取り、必要事項を記入した後、学生証を添えて同窓口へ提出してください。なお、各書類には指導教員の承認の署名、捺印が必要です。また、健康上の理由による退学の場合は医師の診断書が必要です。

(ロ) 退学日付は、退学の申請をしたクォーター（クォーター制をとる大学院生）または、退学の申請をした学期（セメスター制をとる大学院生）の末日です。

- (2) 退学を命じられる場合

南山大学大学院学則（第109条）に該当する場合は、退学を命じられることがあります。

- (3) 再入学が許可される場合

本学を退学した者が再入学を希望する場合は、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することができます。

（注）本学大学院の学生で、他の大学院に編入学を志願するものは、事情によりこれを許可することができます。

5. 留 学

外国の大学院に留学を希望する場合は、大学「留学・国際交流」Webページを参照してください。

6. 保証人・緊急連絡先

死亡・転居またはその他の理由で保証人や緊急連絡先を変更する場合は、新たに保証人・緊急連絡先を選定して学生課に届け出してください。

7. 奨学金制度

奨学金に関する質問・相談は、学生課で扱っています。また、奨学金に関する

情報は、C棟2階ロビー掲示板、PORTA、ならびに大学「学生生活」Webページにてご案内いたします。見落とさないようにしてください。

1 日本学生支援機構の奨学金制度

(1) 種類

第一種 無利子

第二種 有利子（上限年利率3%）

(2) 貸与月額（下記いずれかの月額から選択）

第一種奨学金

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程（法科大学院）

50,000円、88,000円

博士後期課程

80,000円、122,000円

第二種奨学金

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程（法科大学院）・博士後期課程

50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円

ただし、専門職学位課程（法科大学院）において15万円を選択した場合、4万円または7万円の増額貸与を受けることができます。

(3) 募集および出願

募集は、4月に行います。出願説明会の日程をPORTA、大学「学生生活」Webページ、ならびに前述の掲示板でお知らせしますので、必ず説明会に出席し、所定の期間内に願書等書類を提出してください。

(4) 出願資格

大学・大学院での成績が特に優れ、将来研究者として活動を行い、または他の高度の研究能力を備えていると認められる者について、経済的理由により修学が困難な場合に貸与します。

(5) 選考および推薦

奨学生に採用されるためには、まず学内の選考を経て大学の推薦を受けなければなりません。学内の選考は、日本学生支援機構の推薦基準に照らして、成績、その他の資料に基づいて行い、適格者を日本学生支援機構に推薦します。

(6) 奨学金の交付方法

奨学金は、毎月各個人の銀行口座に振り込まれます。

(7) 返還誓約書の提出について

採用決定後、奨学金返還誓約書を定められた期限までに大学を経て日本学生支援機構に提出しなければなりません。期限までに提出がない場合は、振込済額を全額返戻した上で採用取消となります。

(8) 奨学金の返還

奨学金は、貸与終了の翌月から起算して6ヶ月を経過した後、所定の期間内に月賦、月賦・半年賦併用または一括して返還しなければなりません。

(9) 大学院第一種奨学金返還免除制度について

大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優

れた業績をあげた者として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学生の全額または半額の返還が免除される（特に優れた業績による返還免除）制度があります。詳細は、申請時期に対象者へ通知します。

- (10) 高校・大学時代に日本学生支援機構の奨学生であった人は返還猶予手続のため「在学届」を学生課に提出してください。

2 南山大学の奨学金制度

(1) 随時奨学金

① 貸与金額

奨学生の貸与額は、当該学期授業料および施設設備費相当額とします。

② 目的

学費支弁が困難な本学大学院、または学部学生に対し、学費一部相当額を貸与して、その奨学に資することを目的とする制度です。

③ 資格

本学の大学院または学部に在学し、次の各号の一に該当する者から採用します。

1. 学費納入が困難であって品行方正かつ学業成績が平均水準以上のもの
2. 家計支持者の死亡、倒産その他の事由により家計状況が急に悪化したもの
3. 学費納入が困難であって、面接の結果、貸与することが適切であると判断されたもの

④ 出願

貸与は随時出願できますので、学生課で相談してください。

⑤ 貸与期間

貸与する期間は原則2学期以内です。2学期を超えて貸与を希望する場合は、奨学生選考委員会の承認を必要とします。

⑥ 選考

奨学生の選考は、奨学生選考委員会で行います。

⑦ 返還

貸与を受けた奨学生は、修了時に大学が提携する銀行において大学が指定する奨学ローンへの借り替えにより、または一括支払いにより、大学に返還しなければなりません。

修了年度の11月頃に返還説明会がありますので必ず出席のうえ、指定期間に内に所定の書類を学生課に提出してください。

(2) 南山大学大学院社会人入学者奨学金

- ① 概要：本学大学院博士前期課程または修士課程へ社会人入学特別選考により入学した者で、あらかじめ2か年を超えて履修することを希望する者に対し、奨学生を給付します。

② 納付額：3年目の履修年度の授業料および施設設備費相当額

※「南山大学大学院社会人入学者奨学金規程」を参照してください。

(3) その他の奨学金

各種の募集があります。その都度、学生課掲示板（C棟2階）、国際センター事務室掲示板（R棟2階）、PORTA、ならびに大学Webページに掲示します。

南山大学大学院社会人入学者奨学金規程

第1条 この規程は、本学大学院博士前期課程または修士課程へ社会人入学特別選考により入学した者のうち、あらかじめ2か年を超えて履修することを希望する者に対し、3年目の履修年度に奨学金を給付し、その学業達成に資することを目的とする。

第2条 奨学金の給付額は、3年目の履修年度の授業料および施設設備費相当額とし、当該年度学生納入金納入時に給付する。

第3条 奨学金の給付を希望する者は、4月入学者は入学年度第3クォーター、9月入学者は入学翌年度第1クォーター所定の期日までに、所定の書類を提出しなければならない。

② クォーター制を導入しない研究科の課程においては、前項に定める期日を4月入学者は入学年度の秋学期の所定期日まで、9月入学者は入学翌年度の春学期の所定期日まで、と読み替えるものとする。

③ 奨学金の給付を希望する者は、1年次に原則として16単位を超えて履修登録することができない。

第4条 奨学生の採用は、給付希望者の中から、研究科長の推薦に基づき、学長が決定する。

第5条 奨学生が奨学生として適当でないと認められたとき、奨学金の給付を停止し、また奨学金の返還を求めることがある。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 この規程による奨学金の給付を受ける者も、他機関または他団体の奨学金に出願することができる。

第9条 この奨学金に関する事務は、教育・研究事務部学事課が取り扱う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。ただし、第3条については2019年度入学生から適用し、2018年度入学生以前は従前のとおりとする。

8. 学生納入金

(1) 2020年度の学生納入金は次のようになっています。引落日は、春学期が2020年4月13日(月)、秋学期が2020年9月28日(月)です。

〈春学期入学者〉

〈博士前期・修士課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学研究科

(単位:円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2015～2018	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2019～2020	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

法学研究科

(単位:円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2019～2020	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
秋学期		287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

理工学研究科

(単位:円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2015～2018	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2019～2020	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

〈博士後期課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学研究科

(単位:円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2012～2018	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2019～2020	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

法学研究科

(単位:円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2019～2020	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
秋学期		287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2012～ 2018	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2019～ 2020	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

〈秋学期入学者〉

〈博士前期・修士課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2017	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2018	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生以外
2019	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
2020	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2017	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2018	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生以外
2019	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
2020	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

〈博士後期課程〉

人間文化・国際地域文化・社会科学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2017	春学期	287,000	52,500	0	339,500	
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	
2018	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生以外
2019	春学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外
2020	秋学期	287,000	52,500	0	339,500	本学卒業生
		287,000	52,500	7,000	346,500	本学卒業生以外

理工学研究科

(単位：円)

入学年度	徴収期	授業料	施設設備費	同窓会費	合計	備考
2017	春学期	327,000	52,500	0	379,500	
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	
2018	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生以外
2019	春学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外
2020	秋学期	327,000	52,500	0	379,500	本学卒業生
		327,000	52,500	7,000	386,500	本学卒業生以外

- (注) 1) クォーター制導入の研究科の課程について、各クォーターの納入金は年次納入金の4分の1とし、第1・第2クォーターを春学期に、第3・第4クォーターを秋学期に徴収します。
- 2) 休学等により上記に該当しない場合もあります。
- 3) 私費外国人留学生と認定された場合は、授業料及び施設設備費の2分の1が減免されます。
- 4) 社会科学研究科経済学専攻博士前期課程において、社会人1年コースを希望して入学した学生は、当該課程の授業料の1.5倍を徴収します。
なお、同窓会費については、秋学期に21,000円を徴収します。また、社会人1年コースを希望して入学した学生で、1年で修了しない場合の2年目の授業料はその年度の授業料の0.5倍を徴収します。
- 5) 社会科学研究科経済学専攻博士前期課程において、長期在学を希望して入学した学生は、当該課程の授業料の3分の1が減免されます。
また、長期在学を希望して入学した学生の在学4年目以降は施設設備費および1年間につき50,000円の在籍料を徴収します。
- 6) 法学研究科法律学専攻博士前期課程において、長期履修を希望して入学した学生は、当該課程の授業料の3分の1が減免されます。
また、長期履修を希望して入学した学生の在学4年目以降は施設設備費および1年間につき50,000円の在籍料を徴収します。
- 7) 学生納入金は、消費者物価指数などの外的要因、教育研究条件の改善ならびに経済的現状を総合的に勘案した判断に基づき、毎年改定されます。

(2) 学生納入金の納入は登録口座から引落となります。納入金額、期日をお知らせしますので、所定期日の前日までに必ず納入金相当額を入金しておいてください。(期日当日に入金されると引落が出来ないこともあります。)万一、納入期日に引落ができるなかった場合は、納入金未納の扱いになります。

登録口座の変更をする場合は、事前に本学のWebでご確認の上、手続きを行ってください。(手続きの時期により納入期日に引落ができないこともあります。)万一、納入期日に引落ができるなかった場合は、納入金未納の扱いになります。

不明な点がありましたら、学生課に問い合わせてください。

(3) 事前に予想できなかった事態が発生して、所定の期日までに納入できない場合は、延納を認めることができます。延納を希望する場合は、学生課で事情を説明し、「延納願」の用紙を受け取り、指導教員の承認印を受けて、保証人と連名で学生部長宛に提出し、許可を受けなければなりません。延納による納入期限は、本学のWebおよび掲示でご確認ください。

ただし、延納は特別な事情がある場合に限り、やむを得ず認められる措置であることを十分認識し、安易に申請することは慎んでください。

(4) 標準修業年限を超えた各クォーターにおいて1科目以内の履修登録をした者を「1科目登録者」といいます。

1科目登録者は授業料および施設設備費が半額に減免されます。

※標準修業年限については、大学院学則で確認してください。

(5) 一旦納入した納入金は返還しません。ただし、退学及び休学あるいは納入金減免の申請日によっては、学内手続と承認日の関係上、所定の請求額全額を引落される場合があります。この場合には後日過納分を納入金引落口座に返還することになります。

(6) 授業料その他の納入金を、納期が過ぎても特別の理由もなく完納しない場合は、大学院学則第96条により退学を命じられますので、十分注意してください。

9. 大規模地震について

わが国は世界でも有数の地震国です。加えて東海地域には大地震が発生する可能性のあることも指摘されています。そこで、ここでは地震発生といった事態に徒に混乱を招くことのないよう、地震に関する若干の参考資料として大学の講ずる措置、各自の心得などについて述べておきます。

1 大規模地震対策特別措置法の施行

昭和53年1月14日におこった伊豆大島近海地震がひきがねとなり、この特別措置法が制定されました。法律を制定して地震防災を強化しようとするのは、世界でもはじめての試みです。大地震が発生した場合、著しい被害の発生が予想される地域が「地震防災対策強化地域」として指定されています。愛知県下では名古屋市が指定されましたが、この強化地域は、当面「東海大地震（駿河湾に震源、M=8.0）について、震度6になると予想される地域」を参考として指定されています。

2 地震警報の公表と「警戒宣言」の発令

気象庁では昼夜地震に関する観測データを監視して異常が出たとき、地震防災対策強化地域判定会を招集します。この判定会が、「地震発生に結びつく異常である。」と判断した場合は、気象庁長官は、地震予知情報を内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣が地震防災応急対策を早急に実施する必要があると判断したときは、閣議にはかり「警戒宣言」を発令するしくみになっています。警戒宣言は強化地域向けに発せられますが、テレビやラジオ報道により全国に周知されることになります。この中で、「警戒宣言」前の東海地域の観測データの変化に関する情報については、警戒宣言よりもある程度前に今後の推移について説明可能な段階が設定できると考えられることから、東海地震の前兆現象の可能性が高まったことを示す情報を新設し、警戒宣言前からの防災面の準備行動に資するように「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」という3段階の情報が発表されます。

3 「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3段階の情報が発表された場合の授業等に対する措置

「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3段階の情報が発表された場合は、大学は次のような措置を取ります。

発表される地震情報の種類	発表に伴う授業等の措置	解除に伴う授業等の措置
東海地震に関連する調査情報 東海地震注意情報よりも低レベルのもので、特段の防災行動はとられない。	①発表があった場合でも、授業や課外活動は平常通り実施。	

東海地震注意情報 東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	①授業開始前に発表があった場合は、登校せずに自宅待機。登校途中であれば速やかに帰宅。 ②授業開始後に発表があった場合は、授業（試験を含む）や課外活動は中止し、速やかに帰宅。	解除された日の翌日から授業や課外活動を平常通りに再開
東海地震予知情報 東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に警戒宣言発令とほぼ同時に発表される。		

4 地震が発生した場合の避難方法

安全確保と地震の被害を防ぐため、緊急地震速報装置から、緊急地震速報を発信します。緊急地震速報を見聞きしたら、強い揺れが来るまでのわずかな時間に身を守るために行動を取ることができるよう、心の準備をしてください。主震はおむね1分以内です。余震についても十分注意してください。

日頃から避難経路および避難場所についても確認しておくことも大切です。

- (1) 緊急地震速報が流れた時は、身の安全を確保することを最優先する。
 - ◎教室・食堂など室内にいる場合は、慌てて外へ飛び出さず、頭を保護し、机の下に身を隠し、揺れに備える。
 - ◎体育館・廊下・階段など、落下物から身を隠すものがいる場合は、ガラスなどの落下物に注意し、揺れに備える。
 - ◎図書館などでは、本棚から離れる。
 - ◎屋外にいる場合は、校舎や他の建造物などから離れ、揺れに備える。
 - ◎プール内にいる場合は、直ちに上がり、揺れに備える。特に両サイドのガラスの落下に注意する。
- (2) 揺れが収まった後、避難経路に従い、避難場所に集合する。
- (3) 避難・安全確認後、災害対策本部からの指示があるまで、避難場所で待機する。

10. 暴風警報発表時および公共交通機関のストライキの時の授業について

1 暴風警報発表時の授業（定期試験を含む）措置について

尾張東部地域または同地域のいずれかの市町村に「暴風警報」または大雨、暴風、暴風雪、もしくは大雪に関する「気象特別警報」が発表された場合の授業等（定期試験を含む）の措置については、以下の措置に従います。

授業開始以後に警報の発表があった場合は、全学放送等で授業措置の情報を提供します。

なお、警報が発表されていない場合でも、気象状況が時間の経過とともに悪化し、数時間後には警報の発表が十分予測されるときは、休講の措置を行うことがあります。措置の有無については、大学公式Webページ等に掲載します。

参考) 愛知県内における警報・注意報や天気予報の発表区域
(出典: 気象庁Webページ)



上記の各地域に警報が発表されていない場合であっても、周辺地域に発表されていることがありますので、通学および帰宅する際には、安全確保に十分注意して行動するようしてください。なお、学生の居住地域ならびに通学経路上の地域に警報が発表されて帰宅が困難となった場合には、学生の求めに応じ、大学が待機場所を提供します。

午前7時より前に解除の場合	1時限目より平常どおり授業
午前7時以降午前11時より前に解除の場合	3時限目より平常どおり授業
午前11時以降午後2時より前に解除の場合	5時限目より平常どおり授業
午後2時以降に解除の場合	全時限休講
授業開始以後に発表された場合	大学の指示による

2 公共交通機関のストライキ時の授業（定期試験を含む）措置について

1. 名古屋市営交通機関のストライキの場合

- ・「暴風警報発表時の授業（定期試験を含む）措置について」の措置に準じる。

2. JRおよび私鉄のストライキの場合

- ・平常通りの授業

※ 休講や定期試験期間中の取り扱いは、ストライキが予想される段階であらためて公示により通知します。

主な事務取扱い業務一覧

内 容	担 当 事 務
学生証	学生課
学割証	C棟3階ロビー(証明書自動発行機)
通学定期券用通学証明書	学生課
自動車通学	(夜間の授業がある者のみ対象) 学生課
退学願／休学願	学生課
授業科目の履修	教務課
各種証明書	教務課
学位論文	教務課
海外派遣留学制度	国際センター事務室
学生納入金	学生課
学生納入金延納	学生課
奨学金(日本学生支援機構)	学生課
奨学金(社会人入学者奨学金)	学事課
奨学金(その他)	学生課 学事課(法科大学院事務室) 国際センター事務室(私費外国人留学生対象)
就職	キャリア支援室
大学院入試	入試課
科目等履修生・研修生	教務課

■窓口事務取扱い時間

平日：9時～17時

(時間外窓口(第1研究室棟受付)：17時～22時10分[平日の授業日]
9時～17時 [土曜日の授業日])

※時間外窓口(第1研究室棟受付)で、事務取次ぎをおこないます。時間外窓口(第一研究室棟受付)の詳細は、教務課Webページ掲載の窓口受付時間で確認してください。

各種証明書の発行および手数料

各種証明書は、証明書自動発行機または教務課で発行できます。

証明書種類	手数料	取扱窓口
在学証明書（和文）	200円	証明書自動発行機
(英文)	200円	
修了見込証明書（和文）	200円	
(英文)	200円	
学業成績証明書（和文）	200円	
(英文)	500円	
健康診断証明書	200円	
修了証明書（和文）	200円	
(英文)	200円	
単位修得証明書（和文）	200円	
(英文)	500円	教務課窓口
満期退学証明書（和文）	200円	
(英文)	200円	
副領域履修証明書	200円	

※証明書自動発行機で発行できない証明書が必要な場合は、教務課で申し込みをしてください。

※窓口申し込みの証明書には、即日発行できないものがあります。余裕を持って申し込みをしてください。

■証明書自動発行機稼働時間

C棟3階ロビー 8時～22時（日・祝日問わず稼動）

※システムメンテナンス等による証明書自動発行機停止日については、教務課Webページでお知らせします。

各種研究助成

[論文作成補助]

大学院学生の学位論文作成に係る経費（複写費）を補助しています。

対象：学位論文作成に係るコピー代金

補助額：3,000円（コピーカードの配付をもって充当）

申請期間：学位論文計画書提出期間

備考：学位論文計画書提出者

[学会発表等]

本学では、大学院学生の学会、研究会等での研究発表を奨励し、旅費および複写費を補助しています。

対象：学会発表における出張交通費

学会発表に係るコピー代金

補助額：10,000円（上限）

ただし、上記の論文作成補助で支給された未使用のコピーカードを申請書提出時に返却した場合は、上限を13,000円とする

申請期間：4月1日より

申請方法：学事課の所定様式に学会プログラム（発表者明記）を添えて申請
コピー代については領収書を添付

備考：申請は、年度ごと1人1回のみで、予算がなくなり次第終了

[研究成果の発表（紀要）]

大学院学生の研究成果を広く公開する目的で、毎年1回、次の論文集を刊行しています。

研究科	専攻名	誌名
人間文化	キリスト教思想	南山神学別冊
	人類学	南山考人
	言語科学	南山言語科学
国際地域文化	国際地域文化	国際地域文化研究
社会科学	経済学	南山論集 — 経済学・経営学編 —
社会科学 ビジネス	経営学	
社会科学	総合政策学	南山総合政策研究 (The Nanzan Journal of Policy Studies)

[日本学術振興会]

特別研究員

1. 趣旨

日本学術振興会では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するために、大学院博士課程在学者および大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用し、研究奨励金を支給しています。

2. 概要

制度変更の可能性があるため、応募要項等の詳細は、以下のWebページをご確認ください。日本学術振興会 (<https://www.jsps.go.jp/j-pd/>)

(参考) 2020年度採用の概要

区分	DC(大学院博士課程在学者)	PD(大学院博士課程修了者)
応募資格	DC1： 採用年度の4月1日現在、博士課程後期第1年次相当に在学する者（外国人も含む） DC2： 採用年度の4月1日現在、博士課程後期第2年次以上の年次相当に在学する者（外国人も含む）	①博士の学位を取得後5年未満の者（申請時においては、見込みでも可）。 ②受入研究機関は、大学院博士課程在学当時の所属研究機関以外の研究機関を選定し、受入研究者は、大学院博士課程在学当時の研究指導者以外（特例措置あり） ③日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人
研究奨励金	月額 200,000円	月額 362,000円
研究費(科学研究費助成事業)	毎年度 150万円以内	毎年度 150万円以内
採用期間	DC1：3年間 DC2：2年間	3年間

※特別研究員-SPD（博士の学位取得者）

特別研究員-PDに申請し、上位で合格し、特に優れたものを採用する。（研究奨励金：月額446,000円 研究費：毎年度300万円以内）

※特別研究員-RPD（博士の学位取得者）

子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する制度（研究奨励金：月額362,000円、研究費：毎年度150万円以内）

※応募希望の場合は、指導教員に相談のうえ、教育・研究支援事務室までお知らせください。

[財団等からの助成]

各種の募集があります。その都度、PORTAにてお知らせします。

特別聴講学生制度（単位互換）

大学院特別聴講学生制度とは、大学間の学術的提携・交流を促進し、教育研究の充実をはかる目的により設けられたものです。これは、大学院学生が研究上の必要から本大学院と特別聴講学生に関する締結をした他の大学院の授業科目を相互に履修する単位互換制度です。

本大学院で他の大学院と単位互換に関する協定を結んでいる研究科は以下のとおりです。

- 人間文化研究科
- 社会科学研究科経営学専攻
- 理工学研究科

詳細については、各研究科・専攻の履修要項を確認してください。

■出願手続

各大学により異なりますので、教務課で確認してください。

豊田工業大学との連携聴講生制度(単位互換)

「南山大学と豊田工業大学における単位互換に関する包括協定書」に基づき、豊田工業大学が聴講を許可する授業科目（大学院の基幹科目・専門科目の全科目（セミナーを除く））を履修し、単位を修得することができます。修得した単位は、南山大学の単位として認定されます。工学系の分野に興味のある学生は是非利用してください。

■出願手続

教務課で確認してください。

図書館利用ガイド

利用の詳細については、図書館Webページをご覧ください。

1. 開館日・開館時間

開館日	開館時間
授業・試験期間の平日 (集中講義期間を除く)	9:00~22:00
上記以外の平日・土曜日	9:00~20:00
授業・試験期間の日曜日	10:00~17:00

- カウンターでの貸出・返却手続きは閉館15分前までです。
- 閉館30分前に3階・2階・地下1階閲覧室および地下1階・地下2階書庫を閉鎖します。
- 詳しい開館日程については、図書館Webページの「カレンダー」でご確認ください。

2. 利用上の注意

- 利用時には必ず学生証を持参してください。
- 乳幼児・児童を伴っての入館はできません。
- 他の利用者の迷惑にならないように、私語、雑談、携帯電話やスマートフォンなどの通話は慎んでください。
- 禁煙、飲食禁止です（ただし、フタの閉まる容器での水分補給は可）。
- 貴重品は常に身に付け、所持品の管理には気をつけてください。
- 図書館の資料は、破損したり汚損したりしないよう大切に扱ってください。汚損・破損した場合は賠償となる場合があります。
- 許可なく、館内での写真撮影はできません。
- 資料を館外に持ち出すときは、必ず貸出手続きをしてください。
- 他の利用者に迷惑をかけたり、図書館員の指示に従わない場合は、利用をお断りすることができます。
- 資料は返却期限日までに返してください。

3. カウンターサービス

◇貸出冊数・貸出期間

資料	期間	冊数
一般図書	3ヶ月	30冊
視聴覚資料	3ヶ月	
統計資料	2週間	
指定図書	2週間	
ブラウジング資料	2週間	
製本（雑誌・新聞）	2週間	

*館外貸出できない資料

- 貴重書
- カトリック文庫室資料
- 参考資料
- 未製本新聞、未製本雑誌
- マイクロ資料
- 視聴覚コーナー資料

◇入館

認証式の入館ゲートが設置されていますので、入館には学生証が必要です。

◇貸出

学生証と借りたい資料を貸出・返却カウンターに持参してください。

貸出手続きをしないで、資料を館外へ持ち出そうとすると、退館ゲートでブザーが鳴ります。この際、図書館員が貸出手続きを確認します。

◇貸出期間の延長

予約がなければ何回でも貸出期間の更新ができます。

返却期限日までに、学生証と資料を貸出・返却カウンターに持参してください。

◇返却

返却期限日の2日前にAXIAのメールアドレスにメールを送信します。

返却期限日までに、資料を貸出・返却カウンターに持参してください。

万一、資料を紛失したり、破損した場合は、速やかに貸出・返却カウンターに届け出してください。

◇郵送返却

郵送で返却する場合は簡易書留で郵送してください（宅配便可）。

消印の日付を返却日とします。

◇返却ポスト

開館時間外は返却ポストを設置します（図書館入口付近）。

以下の資料は返却ポストでは返却できません。必ず貸出・返却カウンターで返却してください。

視聴覚資料(付属資料を含む)／汚破損資料／相互貸借で他の図書館から借りた資料／投入口より大きい資料

◇延滞

返却期限日の翌日にAXIAのメールアドレスにメールを送信します。

延滞した場合は、新たな資料の貸出・予約・ILL依頼（文献複写・相互貸借）ができません。

◇資料の紛失・汚損・破損

貸出中の資料を紛失、または汚損・破損した場合は、速やかに貸出・返却カウンターに届け出てください。

紛失または汚損・破損した資料と同一の資料、または評価額（あるいは、その資料を購入した時の価格）にて賠償していただく場合があります。

賠償後に資料が見つかっても、提出いただいた資料や賠償金はお返しできません。

◇MyLibrary

蔵書検索（OPAC）から、MyLibraryを利用することができます。MyLibraryでは以下のことができます。

- 貸出中および学外書庫資料の予約
- ILL複写・貸借依頼
- 利用状況の確認など
- 購入依頼（本学専任教員のみ）

◇予約

以下の資料は蔵書検索（OPAC）から予約してご利用ください。

- 状態が「貸出中」の資料
- 配置場所が「学外書庫」の資料

資料が利用可能になると、AXIAのメールアドレスにメールが送信され、MyLibraryの利用状況の確認「貸出・予約の状況」が「予約棚」になりますので、貸出・返却カウンターまでお越しください。

〈学外書庫保存資料〉

- 研究用図書の一部
- 製本雑誌の一部（継続停止の和雑誌・洋雑誌）
- アメリカ政府刊行物（USGP）、経済協力開発機構（OECD）の一部
- 有価証券報告書
- 旧瀬戸図書館所蔵資料

「貸出・予約状況」について

貸出中	現在借りている資料です。
延滞	貸出中の資料が返却期限日を過ぎています。大至急返却してください。
予約中	現在予約している資料です。
予約配送	予約した資料をデリバリ便で図書館へ移送中です。
予約棚	予約した資料を貸出・返却カウンターで保管中です。貸出・返却カウンターまでお越しください。

4. レファレンスサービス

◇相談受付

受付時間	月曜日～金曜日 9:00～16:45
------	--------------------

土・日曜日、夏期事務一斉休業中や年末年始等事務休業日は取り扱いません。
文献の調査、OPACの使い方、Webデータベースの使い方などについての利用相談をレファレンスカウンターで受け付けています。
相談の際には学生証を提示してください。

◇サービスの内容

探している図書や雑誌が学内にない場合、その資料を所蔵している他大学等の図書館に出向いて直接利用したり（訪問利用）、文献のコピーや図書の取寄ができます。文献複写および相互貸借の依頼については、MyLibraryの「ILL複写依頼」「ILL貸借依頼」からも申し込むことができます。

◇文献複写依頼（有料）

- 雑誌記事や論文の複写物を他大学・機関より取り寄せます。
- 送料と見開き一頁約35～55円の複写料が必要です（国内）。
- 申込から1週間程度かかります（国内）。
- 受取の際は学生証が必要です。

◇相互貸借依頼（有料）

- 他大学・機関より資料を取り寄せます。
- 往復の送料実費が必要です。ただし、協定校（中部大学・愛知学院大学・豊田工業大学）からの取寄は送料無料です。
- 申込から1週間程度かかります（国内）。
- 取寄せた資料は、原則として館外貸出はできません。
- 受取の際は学生証が必要です。

◇所蔵調査（無料）

資料を所蔵している大学・機関を調べます。

◇紹介状の発行（無料）

- 本学に所蔵していない資料を他大学・機関で利用する場合は、紹介状が必要です。
- 訪問希望日の1週間前までにお申し込みください。
- 受取の際は学生証が必要です。

◇データベース検索

- 有料データベースの検索は図書館員が代行します。

◇国立国会図書館デジタル化資料送信サービス（閲覧：無料、複写：有料）

「著作権法の一部を改正する法律」（平成24年6月27日公布、平成25年1月1日施行）により、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、入手困難な資料を図書館等に送信することができるようになりました。南山大学図書館では、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスを実施しています。

閲覧はレファレンスカウンターでのみできます。

デジタルデータの保存はできません。

*複写料金：モノクロ 10円／枚 カラー 20円／枚

◇ILL依頼状況の確認

MyLibraryの「利用状況の確認」で自分のILL依頼状況の確認ができます。

* ILL依頼状況について

申込中	申込中です。この状態の時のみ、依頼の取消ができます。
調査中	依頼を調査中、または他大学・機関に依頼中です。
受取可 借用可	依頼した資料が届きました。レファレンスカウンターに受け取りに来てください。
貸出中	貸借資料を現在貸出中です。
謝 絶	南山に所蔵があるなどの理由で依頼がキャンセルされました。

5. 資料を探す

◇蔵書検索（OPAC）では、以下の資料が検索できます。

蔵書検索（OPAC）には携帯電話からもアクセスできます。

- 南山大学図書館（学外書庫資料を含む）
- 人類学研究所
- 南山宗教文化研究所
- 社会倫理研究所図書室
- 地域研究センター図書室

- 人類学博物館（旧 人類学博物館内資料室を含む）
- 神言神学院図書館

◇電子リソースポータル

図書館が提供する電子リソース（データベース・電子ジャーナル・電子ブック）を検索することができます。利用条件は、各出版社とのライセンス契約により、使用する場所や同時利用数がそれぞれに異なります。また、レファレンスカウンターで図書館員の代行検索によってのみ利用可能なものなどがあります。学内ネットワークの点検・調整、また各電子リソース提供会社の都合により、予告なく利用できない場合があります。

◇機関リポジトリ

本学の構成員による電子的な学術研究成果を南山大学機関リポジトリに登録して保存し、インターネットを通じて無償で公開しています。南山大学発行の博士論文、紀要（アカデミア等）が掲載されています。

◇コンソーシアム・相互利用

本学図書館が協定を結び、相互利用が可能な協定館は以下のとおりです。

- CAN私立大学コンソーシアム（愛知学院大学・中部大学）
- 豊田工業大学
- 大学コンソーシアムせと（瀬戸市立図書館）
- 日本カトリック大学連盟（上智大学他）

6. 施設・設備

◇コピー機（1階・地下1階）

コイン式とプリペイドカード式のコピー機があります。

コピー料金は白黒1枚10円、カラー1枚20円。領収書の発行はできません。

図書館の資料は、著作権法の範囲内で、一人につき一部複写することができます。
「図書館資料複写申込書」を提出し、複写してください。

資料の状態により著作権法に関わらず複写をお断りする場合があります。

図書館の資料以外はコピーできません。ノート等のコピーはご遠慮ください。

*著作権法（第31条 図書館等における複製）

図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個別の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合。

◇無線LAN（Wi-Fi）整備

図書館内には無線LAN（Wi-Fi）が整備されています。ただし利用には、AXIAのアカウントが必要です。

学内情報システム利用案内

1 AXIA利用ガイダンス

AXIA（アクシア：南山大学学内情報ネットワークシステム）を利用するためには、入学時に開催される「AXIA利用ガイダンス」を受講してください。AXIA利用ガイダンスを受講しないと、履修登録等を含めた情報システムが利用できませんので、必ず受講してください。万一ガイダンス日に受講できない場合は、S棟3F情報センター受付にご相談ください。

2 情報環境

南山大学ではBYOD（Bring Your Own Device）化を推進しており、院生研究室にはすべて学内無線LANが整備されています。教室棟、図書館、食堂、ラーニング・コモンズ等には無線LANが整備されており、ネットワーク経由で学内のプリンタに印刷できるオンデマンドプリント環境も整っています。

3 PC教室（情報センター受付）

PC教室および情報センター受付の利用可能時間帯は以下のとおりです。PC教室は「授業が優先」ですので、授業を行っている時間帯の自習利用はできません。なお、PCの保守作業や各種行事のため変更になる場合がありますので、ご注意ください。

棟	階	教室名	自習開放時間帯						
			学部生授業日		授業日以外				
			月～金	土	月～金	土			
R棟	3F	R34	9:00～17:00	利用不可	9:00～17:00	利用不可			
		R35							
S棟	1F	S12	9:00～20:30	9:00～17:00					
	2F	S25		9:00～17:00					
	3F	受付		9:00～17:00					

※事務休業日は閉室となります。

4 情報センターWebページ

情報センターWebページで様々な情報を提供していますのでご参照ください。

<https://office-a.nanzan-u.ac.jp/ocict/> (AXIAのアカウントとパスワードが必要です)

南山大学個人情報保護に関するガイドライン

1. 目的

高度情報通信社会の進展の下、個人情報の取扱に関して、今まで以上に細心の注意をもってその適正さに配慮することが必要となってきています。「人間の尊厳のために」をモットーとする南山大学（以下「本学」という。）は、プライバシー保護と基本的人権の尊重の観点から、本学が収集し保有し利用に供している総ての個人情報を、適正に、最大限の配慮をもって取り扱うために「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」を定めます。

②特定個人情報等に関する事項については、「南山学園特定個人情報取扱要項」に定めるところに従うものとします。

2. 基本原則

本学は、「人間の尊厳のために」のモットーの下、個人情報を以下の原則にのっとり、慎重かつ適正に取り扱わなければなりません。このために必要な措置を迅速に採ることとします。

（1）利用目的による制限

個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければなりません。

（2）適正な方法による取得

個人情報は、適正かつ公正な手段・方法によって取得されなければなりません。

（3）個人情報内容の正確性の確保

個人情報は、正確かつ最新の内容に保たれなければなりません。

（4）安全保護措置の実施

個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われなければなりません。

（5）個人参加の保障

個人情報の内容・取扱に関しては、本人が適切に関与できることが保障されていなければなりません。

3. 定義

（1）個人

このガイドラインにおいて「個人」とは、現在および過去において、本学にかかわりのある、またはかかわりがあったすべての者をいいます。

（2）個人情報

このガイドラインにおいて「個人情報」とは、本学が業務遂行上取得するにいたった情報のうち、個人が識別できるすべての情報をいいます。その情報が、文書、図画、写真、電子データその他のいかなる存在形態をとっているかを問いません。

4. 個人情報の管理義務等

(1) 個人情報取扱管理責任者および個人情報取扱所管責任者

本学において個人情報が適正に取得、利用、管理、廃棄されるように、個人情報取扱部署毎に個人情報取扱管理責任者（以下「管理責任者」という。）および個人情報取扱所管責任者（以下「所管責任者」という。）を定めます。所管責任者は、それぞれ所管する事務に関して取り扱う個人情報について個人情報取扱要領を作成し、個人情報が個人情報取扱要領にしたがって取り扱われるよう責任を果たします。管理責任者は、所管責任者の管理責任を負います。

(2) 取扱義務および守秘義務

本学の職員およびそれに準ずる者は、その業務に関して個人情報を適正に取り扱う義務を負うとともに、個人情報について守秘義務を負います。その業務に関する職を退いた後も同様とします。

(3) 外部委託の場合

個人情報を含む業務を外部委託する場合には、安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定し、契約書のなかに、個人情報保護に関する条項を必ず入れなければなりません。受託業者およびその業務に関連する者も本学の職員と同様の義務を負います。

5. 個人情報取扱において配慮すべきこと

(1) 収集制限および方法

個人の権利利益への侵害を防止するために、個人情報収集の際には、利用目的を明確に具体的に明示することが必要です。また、個人情報は、利用目的に必要な範囲内に限定して収集しなければなりません。本学が、本人から収集した個人情報に加えて、本人に対する評価や判定などの個人情報を作り出す場合には、その個人情報も必要な範囲内に限定しなければなりません。

思想、信条、宗教など個人の内心の自由に関する情報および個人の人権を侵害する恐れがある情報を収集することは原則として認められません。

個人情報の収集の際には、本人から収集することを原則とします。個人の権利利益への侵害を防止するためにも、個人情報に関する適切な本人関与を確保することが必要だからです。

本学が収集した個人情報を目的外に利用することは認められません。目的外の利用をする場合には、本人の同意が必要です。

(2) 保有についての届出と閲覧

本学が保有する個人情報の種類は、本学が効率的に業務を遂行するためにも、本人がその内容について関与するためにも、明示しておかねばなりません。個人情報取扱部署は以下の届出をし、本学は閲覧を保障しなければなりません。

①個人情報取扱事務の名称

②その事務の目的および概要

- ③その事務を分掌する組織の名称および管理責任者および所管責任者
- ④個人情報の対象者の範囲
- ⑤個人情報の記録項目
- ⑥収集方法
- ⑦存在形態
- ⑧廃棄ルール

(3) 適正な管理

本学が取得した個人情報は、本学が行う業務の基礎データとなります。従って、保有する個人情報の内容は、正確で最新のものでなければなりません。保有する個人情報を絶えず正確で最新のものに保つように努力することが要求されます。

個人情報の漏洩、滅失、改竄などが万一発生した場合、個人の権利利益を侵害するばかりでなく、本学の業務に支障が出たり、信用が失墜したりすることになり、その被害は極めて深刻になる可能性があります。管理責任者および所管責任者は、個人情報に関する安全保護措置には万全を期すことが義務付けられます。

(4) 第三者提供の制限

本学が保有する個人情報は、原則として本人の同意なしに第三者へ提供することは認められません。

6. 本人からの開示・訂正・利用停止請求

(1) 開示請求

本人から自己の個人情報について開示の求めがあった場合、本学は速やかに本人へ開示しなければなりません。本人が未成年である場合にも、本学は本人に開示するのを原則とします。しかし、特別の配慮を必要とすることがらについては、本人およびその保証人に開示することもあります。

(2) 訂正請求

本人から自己の個人情報の内容について、正確かつ最新の事実を反映するよう求めがあった場合、本学は速やかに調査して訂正しなければなりません。

(3) 利用停止請求

個人情報が不適正な方法で収集された場合および目的外の利用をされている場合には、本人の求めに応じて、本学は当該情報の利用を停止、または廃棄しなければなりません。

7. 苦情の処理

本学は、個人情報に関する苦情に対して、適切かつ迅速な解決に努めなければなりません。

8. 問題発生時の対応

個人情報取扱部署において所管責任者が、個人情報の取扱に関して、疑義を

もったとき、および自己の権限では対応不可能であると判断したときには、所管責任者は、その事実および問題の所在を文書で速やかに管理責任者を経て学長および個人情報苦情処理委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければなりません。

このような報告があった場合、委員長は個人情報苦情処理委員会の開催を要請して、問題に対する対処方法を決定しなければなりません。事態が緊急の対応を必要とするために、同委員会を開催することができない場合には、委員長が対処し、事後速やかに同委員会および個人情報保護委員会に対して事実、問題の所在、対処措置について報告をしなければなりません。

9. 個人情報保護委員会の設置

本学に個人情報保護委員会を設置します。同委員会は、以下の職務を行います。

- ① 個人情報保護制度の運営について必要な提言を行うこと。
- ② 個人情報の適切な取扱が実施されるよう研修啓蒙活動を行うこと。
- ③ 個人情報取扱部署からの届出を受け、閲覧に責任をもつこと。
- ④ 個人情報の目的外利用および第三者提供について事前の承認を与えること。
- ⑤ その他、個人情報保護のために必要なことがらについて審議すること。

10. 個人情報苦情処理委員会の設置

本学に個人情報苦情処理委員会を設置します。同委員会は、以下の職務を行います。

- ① 本人から開示、訂正、および利用停止請求についての個人情報取扱部署の対応に対して不服申立てがあった場合に、対応について審議、決定すること。
- ② 個人情報についての苦情の処理を行うこと。
- ③ 問題発生時にその対応方法について決定すること。

11. 個人情報保護担当部署の設置

個人情報保護に関する事務の取りまとめは、学長室が行います。

12. ガイドラインの改正

このガイドラインの改正は、個人情報保護委員会および個人情報苦情処理委員会ならびに大学評議会の議を経て、学長が行います。

附 則

このガイドラインは、2005年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年12月1日から施行する。

ハラスメントへの対応

1. ハラスメントとは

ハラスメントとは、教育・研究・就学・就労などの場で、人種、国籍、信条、宗教、性別、年齢、社会的身分、職業、身体的特徴、性的指向等を理由として、相手の意に反する言葉や振舞いによって他人を不快にさせたり、傷つけたりする言動のことです。大学において問題とされるハラスメントには、例えば、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントならびにマタニティ・ハラスメントと呼ばれるものなどがあります。なお、セクシュアル・ハラスメントにあたる言動が、同時に、上に述べた他のハラスメントにあたる場合もあります。

2. ハラスメントの背景

ハラスメントは、学生生活や教育・研究の場における様々な人間関係のもつれや、セクシュアリティ等についての差別的意識や固定的な観念などから起こりますが、人種、国籍、宗教等についてのハラスメントは、社会的、文化的な土壌の相違、生活習慣の相違などから起こります。ハラスメントが起こらないようにするためにには、関係当事者がお互いの人格を尊重し、お互いが大切なパートナーであるという意識を持つことが必要不可欠です。特にセクシュアル・ハラスメントについては、相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識や、自分とは異なる性的指向・性自認を否定する意識をなくすことが重要です。従来は、とくに問題視されず社会的に許されると思われていた言動が、現在では、社会的に許容されることではなくなり、本人にとっては悪気のないつもりの言動が、相手を不快にして傷つけることがあるかもしれないことに注意しましょう。

3. ハラスメントを受けたら

ハラスメントを受けた場合、これを無視したり、受け流したりしているだけでは、その状況は改善されません。ハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、誰にとっても快適な大学生活を送る上でとても重要な問題であることを理解して、勇気を出して対応しましょう。

4. 学内組織および手続き

本学では、ハラスメント問題に適切に対応できるよう、両性からなる複数の助言相談員を配置しています。また、常設の委員会として、「ハラスメント問題対策委員会」を設置しています。問題解決のための手続きは助言相談員との「相談」から始まり、さらに「あっせん」「調停」「苦情調査」といった手続きも用意されています（詳しくは、この問題をわかりやすく解説したパンフレット「ハラスメント防止のために」を参照してください）。

南山大学ハラスメントに関するガイドライン

1. ガイドラインの趣旨

「人間の尊厳のために」を教育のモットーとする南山大学では、人間の尊厳を傷つけ、人権を侵害し、あるいは、教育・研究を支える環境を損なうような行為は断じてこれを許すものではありません。許されざるそのような行為の一つがハラスメントです。本学では、このモットーに基づき、また、憲法、教育基本法、労働基準法、および男女雇用機会均等法等の精神に則り、様々なハラスメントの問題に対して厳しい姿勢で臨み、個人の尊厳と人権を擁護し、ハラスメントのない平穏で快適な環境において学び、研究し、働く権利を保障するために、このガイドラインを定めます。

2. ガイドラインの対象

(1) ハラスメントとは何か

ハラスメントとは、教育・研究・就学・就労などの場で、人種、国籍、信条、宗教、性別、年齢、社会的身分、職業、身体的特徴、性的指向等を理由として、相手の意に反する言葉や振舞いによって他人を不快にさせたり、傷つけたりする言動のことです。大学において問題とされるハラスメントには、例えば、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントと呼ばれるものがあります。なお、セクシュアル・ハラスメントにあたる言動が、同時に、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントにあたる場合もあります。

(ア) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、一般に、「性的いやがらせ」といわれる言動であり、いわゆる対価型のものと環境型のものとがあります。対価型とは、地位に付随する権限を利用すれば与えることのできる利益や不利益をちらつかせながら交際を求めたり、性的関係を迫るというタイプのセクシュアル・ハラスメントです。たとえば、教員が学生に単位や指導、成績評価などの見返りに、あるいは、上司が部下に昇進、昇格などの任用上の取扱いや、昇給、特別手当の支給などの給与上の取扱いの見返りに、本人の望まない性的な行為を要求するといった場合がこれにあたります。環境型とは、たとえば、相手が返答に窮するような性的な冗談を言ったり、からかったり、交際をせまったり、執拗に性的行為に誘ったりするなど、不快な性的言動によって教育・研究・就学・就労の環境を悪化させるタイプのものです。

しかし、セクシュアル・ハラスメントには、さらにこれら2タイプが混合したものなど、様々なタイプのものがあります。また、セクシュアル・ハラスメントは、セクシュアリティにかかる「狭義の性的言動」だけでなく、社会的に固定した性的役割の意識を当然視して、これを押し付けたりする、いわゆる

ジェンダー・ハラスメントによって生じているとも考えられています。さらに、最近では、個人的指向（恋愛・性愛がどのような性別を対象とするか）や性自認（性別に対する自己意識）の多様化への社会的理解が進み、他者の性的指向や性自認に対する言動も、セクシュアル・ハラスメントに含まれると考えられるようになっています。

なお、セクシュアル・ハラスメントは、加害者が男性、被害者が女性であることが多いのですが、これが逆の場合もあり、さらに、同性間で問題となる場合もあります。また、教員と学生、上司と部下、クラブ内の先輩と後輩といった、いわゆる上下関係にある者の間においてのみならず、教員・職員、学生などのそれぞれの同僚、同級生間でも問題となります。さらに、学生から教員・職員に対して、また、職員から学生に対してなされることもあります。

(イ) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場における立場・権力を利用して、その指導等を受ける者の研究意欲、教育、研究環境を著しく悪化させる結果をもたらす、教育上不適切な指導、言動等のことです。具体的には、たとえば、指導学生・院生等に研究テーマを与えない、本人の意に反する研究テーマを押し付ける、研究に必要な機器を利用させない、研究成果を発表させない、またはこれを横取りすることなど、研究活動に関する嫌がらせなどです。また、正当な理由なく指導を行わない、単位を与えない、進路の妨害など、教育活動に関する嫌がらせも、これにあたります。

(ウ) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教育・研究の場における職務上優越的地位にある者（上位役職にある者、非正規雇用者に対する正規雇用者等）が、その地位・職務上の権限や職務の専門性等を利用して、その下位役職者や同僚、部下の就労環境や就労意欲を妨害したり、悪化させたりする、不適切な指導や言動等のことです。具体的には、たとえば、恣意的に昇進・昇格や昇給を妨害する、職務上の指導において大勢の前で罵倒する、職務上必要な情報を意図的に伝えず不利益を与えるなどの、職務権限等に基づく行為が、これにあたります。また、大学においては、クラブ活動などに関連して、役職者や先輩、技術力の高い者等によって、学生や同級生、下級生に対して行われる嫌がらせや不利益な取扱も、このパワー・ハラスメントにあたると考えられます。

(エ) マタニティ・ハラスメント

マタニティ・ハラスメントとは、働く女性が妊娠、出産に伴う就業制限や産前産後、育児休業等によって業務上支障をきたすことを理由として精神的、身体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇止め、自主退職の強要、配転などの不利益や不当な扱いを受けることです。

(2) 対象者

このガイドラインは、本学の構成員である、教員・職員（常勤・非常勤、正規雇用・非正規雇用等の雇用形態のいかんを問わない。なお、派遣・業務委託などにより、主たる業務を本学において行う者を含む）、学生（大学院生・学部生・留学生・研修生・科目等履修生。なお、公開講座の受講生など本学で教育を受ける関係にある者を含む）のすべてを対象とします。また、退職した教員・職員、および卒業や退学などで本学の学籍を失った者も、在職中や在学中に受けた被害については、退職後ないし学籍喪失後であっても、時期的に可能な限り、このガイドラインの定める「4(3) 問題解決のための手続き」を利用することができます。

(3) 時間・場所

(ア) ハラスメントが本学の構成員相互間で問題となる場合

ハラスメントが起こった時間帯・場所を問わず、このガイドラインを適用して、対処します。

(イ) ハラスメントが本学の構成員と学外者との間で問題となる場合

教員・職員については、当事者間に職務上の関係が認められる場合、たとえば、本学の教員が非常勤先で問題を起こしたという場合に、このガイドラインを適用して、対処します。学生については、学生生活に通常伴うような関係が認められる場合、たとえば、学部生がアルバイト先で問題を起こしたという場合にも、これに準じた対応をします。なお、たとえば、学会、教育実習先、アルバイト先、インターンシップ先、留学先等においてハラスメントの被害を受けた場合のように、加害者が学外者であるときには、このガイドラインを準用して、適切な解決を図るために、大学としてできる限りの措置を講じます。

3. ハラスメントの防止

(1) 基本的考え方

ハラスメントは、①教育・研究環境や職場環境などにおけるさまざまな力関係、②セクシュアリティに関する差別的意識や性別役割分業についての固定的な観念などを背景として引き起こされます。また、留学生を巻き込んだり、留学生間で生じるハラスメントは、これらに加えて、社会的、文化的な土壤の相違、生活習慣の相違などから起こることもあります。ハラスメントが起らないようにするためにには、関係当事者がお互いの人格を尊重し、お互いが大切なパートナーであるという意識を持つことが必要不可欠です。特にセクシュアル・ハラスメントについては、相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識や、異性を劣った性として見る意識をなくすことが重要です。従来はごく当たり前のことで、社会的に許容されると思われていたことや、本人にとっては悪気のないつもりの言動でも、今では、相手を不快にして傷つけるかもしれないこ

に注意しましょう。

さらに、日頃から留意しておくべき事柄として、以下のことがあります。

- (ア) 個々の言動に対する受け止め方には、相手によって大きな差があることを十分に意識し、対等な関係づくりを心がけること
- (イ) ある言動について、相手方が拒否し、または嫌がっていることに気づいたときには、同じ言動を繰り返さないこと
- (ウ) ハラスメントであるかどうかについて、相手からいつもその旨の意思の表明や反応があるとは限らないこと

(2) ハラスメント防止のための周知・啓発

ハラスメントについては、まず、これが本学において生じないようにするこ
とが最も大切です。そこで、本学は、

- (ア) パンフレットやポスター等を作成して、ハラスメントを防止するための周
知・啓発活動に努めます。
- (イ) 学生などに対して、新入生オリエンテーションその他の機会を利用して、
ハラスメント防止についての周知・啓発に努めます。
- (ウ) 教員・職員に対して研修を行い、ハラスメント防止についての周知・啓発
に努めます。

(3) ハラスメントになりうる言動の例

一般に、次のような言動は、ハラスメントになりうることを周知徹底する必
要があります。ハラスメントに当たるかどうかは、問題となる言動を行っている
本人の意図とは無関係に客観的に不適切な言動があったか否かが基準となり
ます。

(ア) セクシュアル・ハラスメント

- ①性的な関係を強要したり、ストーカー行為を行うこと
- ②出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
- ③コンパ、合宿、宴会等の席で、指導教員、先輩、上司等のそばに座席を指
定したり、お酌を強要したりすること
- ④「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女は学問など
しなくてもよい」などと発言すること
- ⑤猥談を交わすこと
- ⑥性的な経験や性生活について質問すること
- ⑦身体に不必要に接触すること
- ⑧「ホモ」、「オカマ」など、性的少数者的人格を認めない呼び方をすること
- ⑨性的指向や性自認をからかったり、いじめの対象とすること

(イ) アカデミック・ハラスメント

- ①十分な指導やアドバイスをしないこと

- ②教育、研究指導のさいに、大勢の前で罵倒すること
- ③不当に低い評価をすること
- ④正当な理由もなく、単位を与えないこと
- ⑤必要な機器類を使わせないなどして、研究・学習遂行を妨害すること

(ウ) パワー・ハラスメント

- ①正当な理由もなく、過剰な業務を課し、時間外の労働を強いること
- ②正当な理由もなく、本人に割り当てられた仕事を取り上げ、その人の名誉や信用等を傷つけるような仕事をさせること
- ③みせしめ的に特定の人を攻撃し、周囲を萎縮させて支配力を得ようとすること
- ④仕事のやり方を教えずに、少しでもミスをすると、不当に責めること
- ⑤職務上必要な情報を意図的に伝えないこと

(エ) マタニティ・ハラスメント

- ①妊娠・出産・育児休暇等（以下「妊娠等」という）により、業務に支障が生じるという趣旨の言動を行うこと
- ②妊娠等を理由として、退職勧奨または配置転換を強要、勧奨すること
- ③妊娠等による体調不良により通常と同じ業務に就けない者に対し、「迷惑」「無責任」などとみなす言動を行うこと
- ④妊娠等による体調不良に対し、本人の求めがあるにもかかわらず休暇取得や時差出勤等の対応を認めないこと
- ⑤その他、妊娠等に関連して、相手方の意に反する言動により不快感を与えたり、職場環境を悪化させる行為をすること

4. ハラスメントへの対応

(1) 基本的考え方

ハラスメントを受けた場合、被害を受けた人が、これを無視したり、受け流したりしているだけでは、状況は必ずしも改善されません。被害者は、とかく「恥ずかしい」とか「トラブル・メーカーになりたくない」「周囲に迷惑をかけたくない」などと考えがちですが、ハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、適正な教育・研究・就学・就労などの環境を整備する上で重要なとの認識に立って、勇気を出して対応することが求められます。したがって、嫌なことは相手に対して明確に意思表示することが重要です。自分一人で言えないときには、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。また、面と向かって声に出しては言いにくい場合には、手紙やメモにして相手に伝えるなどの方法もあります。

しかし、さまざまな事情から、相手に明確な意思表示をすることができない場合も少なくありません。けれども、そのような場合でも、悪いのはハラスメントとなる言動をした、またはしている相手方であって、被害者のほうが悪い

わけではないので、自分を責める必要はありません。そして、ひとりで悩んだりせずに、すぐに友人や同僚など身近な信頼できる人に相談することが大切です。これによって解決することがむずかしい場合には、本学における学内組織を利用する方法があります。

(2) 学内組織

本学ではハラスメント問題に適切に対応することができるよう、両性からなる複数の助言相談員を配置します。また、ハラスメント問題を取り扱う常設機関として、ハラスメント問題対策委員会（以下、対策委員会と称します）を設置します。そして、対策委員会のもとに、事案に応じて、調停手続きを進めるための調停委員会、または苦情調査手続きを進めるための調査委員会を設けます。

(3) 問題解決のための手続き

ハラスメント問題を解決するために、第一に、助言相談員との「相談」手続きを設けます。これは、信頼できる助言相談員の援助によって、相談者の精神的な悩みや負担を軽減させ、相談者において自己の受けた、または受けている行為の意味（たとえば、それがハラスメントに当たるかどうか）を理解することを助けるとともに、今後とるべき方法について、相談者本人が意思決定することを手助けすることを目的とするものです。

第二に、対策委員会による「調整」手続きを設けます。調整手続きとして、相談者とその相手方（相談者にとっての加害者）との間の、対策委員会による「あっせん」手続きと、対策委員会が設ける調停委員会による「調停」手続きを利用できます。あっせん手続きは、相談者自身が直接には相手に言うことができないけれども、迷惑しているという事実はやはり伝えたい、そして、これによって事態の改善を期待したいという場合や、加害者自身も自己の言動が迷惑をかけていることに気づいていない場合に、そのような問題が生じていることを注意や勧告等によりその加害者本人に自覚してもらうことによって問題解決を図ることを目的とするものです。調停手続きは相談者と加害者との間での話し合いによって問題解決を図ることを目的とするものです。

第三に対策委員会による「苦情調査」手続きを設けます。これは、たとえば、ある者から執拗なハラスメントを受けた、または受けているとか、ハラスメントにより辛い目にあっている、苦痛を感じている、危害を被っているなどのために、話し合いなどによる解決ではなく、相談者が相手方に対して処分を含む何らかの強制措置をとることを要望する場合に、大学として対応するために設けるものです。

なお、以上の手続きの利用については、適宜、併用することができます。たとえば、調停によって問題が解決されなかった場合にはもはや苦情調査手続き

を利用することはできないとかというものではありません。ある手続きによって問題が解決されなければ、相談者は別の手続きを利用することができます。

本学は、以上の手続きについて適切かつ迅速な対応を行います。

(4) 手続きと方策

(ア) 相談

ハラスマントを受けた、あるいは受けていると思うときには、助言相談員にいつでも相談することができます。

助言相談員の氏名その他は、学内で公表します。助言相談員との相談を希望するときには、学内に設けられている相談受付窓口に申し出てください。申し出があり次第、相談受付窓口は直ちに対策委員会にその旨連絡します。対策委員会は、助言相談員を指名し相談日時等について、相談者に連絡します。

助言相談員は、相談者の悩みに親身になって耳を傾け、今後るべき方法について、相談者とともに考え、相談者の要望にかなった解決策を見出すことをサポートします。また、必要な場合にはカウンセリングなどの手配をします。

助言相談員は、相談者の名誉やプライバシーを守りますので、安心して相談してください。

(イ) 調整

①あっせん（対策委員会による注意・勧告等）

相談の結果、相談者が、被害の事実や苦情、意向などを相手方に伝えてほしい、注意を促してほしいなどと希望するときには、助言相談員はこの旨を対策委員会に伝えます。これを受け、対策委員会では責任をもってこれを相手方に伝達します。この際、匿名を希望するのであれば、対策委員会は、この希望どおりに対応します。

②調停（対策委員会による調停委員会の設置と調停案の提示）

相談者が相手方との話し合いによる解決を希望するときには、助言相談員はこの旨を対策委員会に伝えます。これを受け対策委員会は、数名の調停委員からなる調停委員会を設置します。調停委員は、当事者の話し合いに立ち会い、これが円滑に進むためのサポートをするとともに、話し合いの進展によって合意の成立が見込まれるときには、適切な時期に調停案を提示します。

なお、調停委員会は、合意が成立する見込みがないと判断したときには、調停を終了させることができます。

(ウ) 苦情調査（対策委員会による調査委員会の設置と調査。調査結果に基づく対策委員会による対応）

相談者が、相手方に対して処分を含めた何らかの強制的な措置をとることを大学に要望するときには、助言相談員はこの旨を対策委員会に伝えます。これを受けて対策委員会は、当該のケースについて、人的構成面での公平性の確保に十分に意を払いつつ、調査委員会を直ちに設置します。調査委員会は、当事

者の名誉・プライバシーに十分に配慮しつつ事実関係の調査を行います。

調査後、調査委員会はその結果を直ちに対策委員会に報告します。対策委員会は、調査委員会の報告に基づいて速やかに結論を下します。

対策委員会は、当該のケースをハラスメントであると認定したときには、委員会としての対応策（案）をまとめ、これを学長に報告します。学長はこれを原案として、事案の性質に応じて、教員については評議会、職員については南山学園事務職員等人事委員会、学生については学生委員会に提示し、その審議を経て、最終的な対応策が確定することになります。

この対応策が確定した後、その具体的な内容は、相談者および加害者に通知します。この内容について異議のある場合には、事案に応じて、評議会、南山学園事務職員等人事委員会、学生委員会に対して、不服申し立てをすることができます。

なお、学長は、対応策が確定した事案について、内容が重大であり、学内に公表することが適切であると判断した場合には、相談者の同意を得たうえで、関係当事者のプライバシーにも慎重に配慮しつつ、事実の経過および具体的措置について学内公示を行うものとします。

5. ガイドラインの改訂

このガイドラインについては、これが適切に理解・運用されているかどうか、毎年度、点検評価を加え、必要な場合には、隨時、改訂します。

附 則

- 1 2011年4月制定
- 2 南山大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン（2000年11月制定）は、廃止する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2017年1月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2019年4月1日から施行する。

研究倫理教育の受講について

昨今、研究活動上の不正行為が大きな社会問題となっており、研究者や学生が論文やレポート等の作成に際して、存在しないデータをねつ造したり、インターネット上で公開されている他人のアイデアや文章を無断で借用したりするなどして、厳しい処分を受ける事例が報道されています。このような行為は許されるものではなく、学生を含めて全ての研究者は研究倫理の正しい知識を身に付けた上で研究活動を進めなければなりません。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月文部科学大臣決定）」が2015年4月に施行され、学生への研究倫理教育の実施が大学に求められたことに伴い、本学では全ての大学院学生を対象として本学が指定する研究倫理教育用e-learning教材の受講を義務付けています。受講方法等については、別途、ガイダンスまたはPORTA等によりお知らせしますので、必ず定められた期限までに受講してください。

なお、本学では、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として「南山大学研究活動上の行動規範」、「南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン」、「南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」等の諸規程を定めていますので、それらに従って研究活動を行ってください。

以上

南山大学研究活動上の行動規範

(目的)

第1条 南山大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において学術研究に携わる者（以下「研究者」という。）およびそれを支援する事務職員等（以下「研究支援者」という。）の研究活動上の基本的な行動規範を定める。

(定義)

第2条 この規範において「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

② この規範において「研究支援者」とは、本学の公的研究費管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(基本理念)

第3条 研究者および研究支援者は、次の各号の実現をその研究活動の基本におかなければならぬ。

- 1 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施とその支援
- 2 生命と人間の尊厳および人権の尊重
- 3 科学的または社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- 4 個人情報保護の徹底
- 5 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- 6 捏造、改ざん、濫用、研究費の不正使用その他の研究上の不正行為の防止
- 7 法令、本学の諸規程および学会等において認められた研究に関わる規範の遵守

(人を対象とする研究)

第4条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて行う人を対象とした研究については、「南山大学『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」に定める手続に従って、当該の対象となる個人等から明確な同意を得て、研究を行わなければならない。

(研究審査委員会)

第5条 研究者は、本学の規程等により研究審査委員会の審査を受けなければならない研究を実施しようとする場合は、当該研究についてその審査を受けなければならない。

② 前項のほか、法令または当該分野の学会等の規程において、研究の実施に先立って審査を受けるものとされている場合には、その審査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守し、研究の必要上、個人情報を使用または保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(捏造、改ざんおよび盗用の防止)

第7条 研究者は、いかなる場合にも、研究活動に関する次の各号の不正行為を行なってはならない。

- 1 捏造（存在しないデータの作成）
 - 2 改ざん（データの変造、偽造）
 - 3 盗用（他人のデータや研究成果、著作物等を適切な引用なしで使用）
- ② 研究者は、前項に規定する不正行為が、自らの指導のもとにある研究者、研究活動に関与する研究補助者、研究協力者、学生等（以下「指導下にある研究者等」という。）によって行なわれることのないよう適切な措置を講じなければならない。

(研究データの保存・開示)

第7条の2 研究者は、研究成果の検証可能性を確保するために、必要な資料、データおよび研究実施経過に関する記録（実験ノート等）を適切な期間保存しなければならない。なお、具体的な保存期間等については、別に定める。

- ② 研究者は、調査委員会等から研究データの開示を求められた場合には、原則として開示に応じなければならない。

(研究費の不正使用の防止)

第8条 研究者は、研究費の使用に当たって、法令および本学の諸規程に反し不正に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

- ② 研究者および研究支援者は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの運営交付金、補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費および寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

(不正行為を知り得た時の対応)

第9条 研究者および研究支援者が、不正行為のあることを知り得た時は、適切な手続を経て、すみやかに全てこれを明らかにしなければならない。

(研究成果の適切な発表)

第10条 研究者は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、研究の成果を広く還元するために、適切な方法により発表するよう努めなければならない。

- ② 研究成果の発表に当たっては、私的利害への配慮や不当な圧力により研究成果の客觀性を歪めることがあってはならない。

(利益相反)

第11条 研究者は、自らの研究行動に当たって、公共性に配慮しつつ、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、このような状況が発生する場合には、情報公開を行う等適切なマネジメントを行なわなければならない。

(公正な審査)

第12条 研究者は、研究助成金、学会賞等の審査または学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行なうことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行なわなければならない。

② 前項の審査を行なった研究者は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。

(指導下にある研究者等への配慮)

第13条 研究者は、研究活動の遂行に当たって、指導下にある研究者等の利益に常に配慮するよう努めなければならない。また、ハラスメント行為を行なうことはもとより、指導下にある研究者等の弱い立場を利用して研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を、一切行なってはならない。

(安全管理)

第14条 研究者は、実験等に用いる機器、装置および薬品等が、研究に従事する者はもとより、他の本学構成員および学外者にいかなる危険もおよぼすことのないよう、その安全管理に万全を尽くさなければならない。

② 研究で用いた廃液、薬品および材料等は、法令および本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究支援者の役割)

第15条 研究支援者は、研究費の管理時において、自ら不正行為に関与してはならない。

② 研究支援者は、研究者の不正行為に加担しないことはもとより、公的研究費管理・監査体制上の牽制機能等により、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

(規範の改廃)

第16条 この規範の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならぬ。

附 則

この規範は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規範の改正は、2016年10月1日から施行する。

南山大学における研究データの保存等に関するガイドライン

このガイドラインは、南山大学研究活動上の行動規範第7条の2に基づき、南山大学における研究データの保存期間等について、必要な事項を定める。

1. 定義

(1) このガイドラインにおいて「研究データ」とは、研究活動に伴い発生し、または使用する以下に掲げるもののうち、雑誌等により外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。

- ① 文書（実験ノート等を含む）、数値データ、画像等の資料
- ② 実験試料、標本等の試料および模型・装置

(2) このガイドラインにおいて「研究者」とは、本学の専任職員のほか、本学で研究活動に従事する者をいう。学生も研究活動に従事するときは、「研究者」に含まれるものとする。

2. 研究データの保存

(1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等、事後の利用・検証が可能となるよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

(2) 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(3) 論文、報告等、研究成果発表のもととなった資料および試料は、事後の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、検索・参照が可能となるよう留意することとする。

(4) 具体的な保存方法については、研究データの形質、形状等を踏まえ、学部・研究科等において定めることができる。

(5) 個人データ等その取扱いに法的規制があるもの、契約等により別に定めがあるものまたは倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制、契約、ガイドライン等に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて、資金配分機関との取決め等がある場合には、それに従うものとする。

3. 保存期間

(1) 資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存するものとする。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管場所の制約等やむを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2) 試料、模型および装置の保存期間は、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコスト（維持費、人件費等の費用）がかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。

4. 研究者の責任および退職等の取扱い

- (1) 研究データは、それを生み出した研究者自身が責任を持って保存しなければならない。研究者は、退職、修了または卒業等（以下、退職等という。）により本学に所属しなくなった後も、本ガイドラインの定めに従わなければならない。
- (2) 研究者の退職等に際して、当該研究者の所属する学部・研究科等は、当該研究者が保存すべき研究データの所在を確認するとともに退職後の連絡先を把握して追跡可能とするなどの措置を講ずるものとする。

5. 事務

このガイドラインに関する事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室の担当とする。

6. 改廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2016年10月1日から施行する。

南山大学「人を対象とする研究」倫理ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、本学の内外で行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を行うすべての者（以下、「研究者」という。）の行動、態度の倫理的ガイドラインを示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、南山大学の建学の理念に則り、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学的および社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- (1) 人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および「南山大学個人情報保護に関する規程」を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学的および社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法でを行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- (4) 研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定義

このガイドラインにおいて、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という。）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- (1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（「南山大学個人情報保護に関する規程第2条」）。

4. 研究者の説明責任

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明

しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分かりやすく説明しなければならない。

5. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱（管理方法、保存期間、廃棄方法など）および発表の方法などに関わる事項を含むものとする。
- (2) 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示をその保存期間中に求められたときは、これを開示しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (4) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (5) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (6) 研究者は、研究終了後も情報、データ等を活用する場合は、委員会の審議を経て、提供者に対して説明し、同意を得なければならない。

6. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本ガイドラインの趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

7. 授業等における収集・採取

教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講生の同意を得なければならない。

教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

8. 個人の情報、データ等の保存

- (1) 研究者は、個人の情報、データ等を保存する場合は、可能な限り匿名化して厳重に管理しなければならない。また、保存の必要がなくなった個人の情報、データ等

は、適切な方法で廃棄しなくてはならない。

- (2) 個人の情報、データ等の保存期間は、南山大学における研究データの保存に関するガイドラインの定めに従わなければならない。

9. 研究計画等の審査

本学において、人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画、公表計画等（以下「研究計画等」という。）の審査は、研究（申請）者からの事前の申請書（南山大学研究審査委員会（以下「委員会」という。）所定のもの）で審査を行うものとする。審査に当たっては、南山大学研究審査規程第2条第4項に基づき、研究内容の重要性に応じて、迅速審査または本審査にて行うものとする。通常は委員長が指名する委員若干名による迅速審査を行い、申請者に通知し委員会に報告する。迅速審査として審査できない重要な内容は、本審査として委員会審議を行う。ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくとも差し支えないものとする。

- (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究
- (3) 自治体等から研修のため派遣された者が、自らの担当業務に係わる資料のみを使用し、本学において個人が匿名化されている情報のみを用いる研究

10. 事務

このガイドラインに関する事務は、教育・研究事務部教育・研究支援事務室の担当とする。

11. 改廃

このガイドラインの改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

このガイドラインは、2007年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2009年12月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2015年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2018年10月1日から施行する。

大 学 院 生 の 就 職 活 動

民間の企業に就職を希望する場合は、基本的に学部生の就職活動と変わりはありません。ただし、面接時において『なぜ大学院に進学したのですか？』『専攻した研究分野の成果は何ですか？』など大学院の研究について問われることが多くあります。また、企業の採用活動は、1年次の後半から2年次の前半に行われる場合が多く、研究成果を形としてまとめる前に行われます。そのためにも入学した時点から、どういう分野で、どのような能力を活かして働きたいのかを、じっくりと考えることが必要です。

研究職や民間企業でも専門的な分野に進むことを希望する学生は、指導教員の助言を参考にしながら、自ら積極的に情報を収集する必要があります。

就 職 の 指 導 と 幹 旋

修了予定者に対する就職の指導と斡旋は、キャリア支援室で行っています。キャリア支援室は、Q棟2階にあります。

本学では大学院生に特化したガイダンス等は実施していないので、就職希望者は学部生対象のガイダンスに積極的に参加してください。

また、キャリア支援室Webページでは就職関連の情報を提供していますので、ぜひ利用してください。

<http://office.nanzan-u.ac.jp/CAREER>

○就職の相談

指導教員やキャリア支援室に相談してください。キャリア支援室では職員がいつでも相談に応じます（予約不要）ので、気軽に相談に来てください。

○就職ガイダンス

就職希望者を対象にして、求人概況、応募手続、活動方法などについてガイダンスを開催します。就活手帳や各種資料も配付しますので必ず出席するようにしてください。

その他「就職講座」「業界・職種研究会」「学内会社説明会」「公務員ガイダンス」など各種支援プログラムを実施します。スケジュール等はPORTA、キャリア支援室Webページ、学内掲示板などで確認してください。

○資料コーナー

キャリア支援室では、会社四季報、その他最新の就職参考資料を備えており、その多くが貸出可能です。進路選択のために活用してください。

○「PORTA」による就職情報の提供

PORTA(南山大学ポータル)の「学生メニュー→キャリア支援・就職支援」から、就職関連の情報を得ることができます。企業から大学に直接届く求人情報や、先輩が書いた就職活動体験記の検索システムは、就職活動を行っていく上で貴重な情報源となります。

○求人先企業の紹介

大学に申し込みのあった企業の「求人申込書」は、PORTAに掲載します。求人内訳欄に「大学院」の項目がありますので、求人の有無を確認してください。

身体障がいや病気等で就職に関して不安のある人は、早めに、遠慮なく、窓口へ相談に来てください。個人の秘密は厳守します。

○求職登録

大学の情報等を利用して就職しようとする学生は、職業安定法第33条の2により全員、求職登録をしなければなりません。PORTA「進路希望調査」画面に従って希望を入力し、求職登録を行ってください。求職登録は就職斡旋のための基礎資料であり、就職指導および学内選考の際の参考資料となります。求職登録を行わない学生に対しては、就職の斡旋、紹介状の発行ができません。

○会社訪問（先輩訪問）

会社案内や資料だけでは、会社の実態や労働環境などは、なかなか読みとれません。先輩に直接話を聞いたり、先輩がいない場合には、人事担当者に問い合わせて会社訪問を行うなど、積極的に会社を研究することが大切です。キャリア支援室にて、過去5年分の企業別卒業生名簿を閲覧することができます。（学生証を持参の上、申請書を記入・提出）

○会社説明会

最近の採用活動は、ほとんどの企業で会社説明会への出席が選考の前提条件となっています。本学では、文系・理系の学内会社説明会を開催しています。積極的に参加し、企業の採用・選考情報を収集してください。

学外で行われる会社説明会の案内は求人申込書と同様にPORTAに掲載しますので、興味のある企業には指定された方法で予約して参加してください。

なお、学内・学外いずれの会社説明会も、事前に大学院生に対する求人の有無

を確認の上、参加するようにしてください。

○自由応募と学校推薦応募

応募方法には「自由応募」と「学校推薦応募」があります。

「自由応募」とは、希望する学生が誰でも応募でき、企業の応募要領に従い各自直接企業に申し込む方法です。

「学校推薦応募」とは、大学に推薦依頼のあった企業に対し、大学の推薦を受けたうえで申し込む方法です。推薦の種類には「学校推薦」や「教授推薦」があり、推薦人数に制限がある場合とない場合があります。推薦応募の場合、内定辞退は決して認められませんので、慎重に応募してください。

○学内選考

「学校推薦応募」など、受験者の人数枠が設定された求人の場合は、学内選考のうえ、推薦学生を決定します。学内選考は、応募者の成績や適性を考慮して行います。

○応募書類

求人先に提出する書類は、特に指定されない限り、原則として次のものが必要です。

1. 写真添付履歴書（本学指定）
2. 学業成績証明書
3. 修了見込証明書
4. 健康診断証明書

これらの書類の提出、特に郵送する場合は締め切り日ぎりぎりではなく、できるだけ早めに提出するようにしてください。

1. については所定の書式をキャリア支援室Webページからダウンロードできます。

○推薦状について

企業から「推薦状」を求められた場合は、キャリア支援室に申し出てください。

○内定報告と辞退

求人先から採用内定（内々定）をいただいたたら、速やかに「進路届」で大学に報告をしてください。また、入社を辞退する場合は、必ず先方に向き、誠意をもって辞退を申し入れてください。

研修生・科目等履修生

本大学院では研修生・科目等履修生の制度を設けています。詳細は、教務課より12月中旬から配布する各志願手続要項を参照してください。

■研修生

本学大学院生以外の者で、各研究科において特定の問題について特定の指導教員のもとで研修することを目的とするものです。

志願資格	
学部	4年制大学を卒業した者、または本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者
大学院	修士課程・博士前期課程研修生 次のいずれかに該当する者 ・大学院当該研究科またはこれに相当する研究科の修士課程を修了して、修士の学位を有する者 ・本学大学院において、上記と同等以上の学力があると認めた者
	博士後期課程研修生 次のいずれかに該当する者 ・大学院当該研究科またはこれに相当する研究科に5年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者 ・本学大学院において上記と同等以上の学力があると認めた者

※外国人留学生が日本語で研修を受けようとする場合は、上記のほかに以下の条件が必要となります。

- ・日本国際教育支援協会の実施する『日本語能力試験』1級またはN1レベル、または日本学生支援機構の実施する『日本留学試験』(受験科目：日本語)350点以上を満たしている者。ただし、本学を卒業予定あるいは既に卒業した外国人留学生で研修生として志願しようとする者を除く。

■科目等履修生

本学大学院生以外の者で、本学における一部の科目を履修し、その科目の単位取得を目的とするものです。

志願資格	
学部	次のいずれかに該当する者 1) 大学に2年以上在学した者（見込みを含む） 2) 短期大学を卒業した者（見込みを含む） 3) 高等学校卒業後4年を経過した者 4) その他特に教務部長ならびに関係学科長の協議によって履修志願を許可する者
大学院	次のいずれかに該当する者 1) 大学院入学志願者と同等の資格を有する者 2) 面接試験によって科目を履修するに足る学力を有すると認定された者

大 学 院 学 生 研 究 室

図書館3階、第1研究室棟地下1階、J棟3,4階、L棟3～5階、法科大学院棟(A棟)3～5階、S棟2～5階およびQ棟6階に大学院学生のための研究室があります。

1. 研究室の割当て

研究室の割当ては、毎学年始めに、各研究科専攻別に学生数をもとに調整の上割り当てます。

2. 使用時間

原則として午前8時30分から午後10時まで、S棟・Q棟は午後11時までとします。

3. 鍵の貸し出し

利用する都度、総合受付で鍵の貸し出しを行います。

4. 保守・修理等

研究室の保守・修繕や備品修理の必要が生じた場合は、総務課および施設課へ申し出てください。

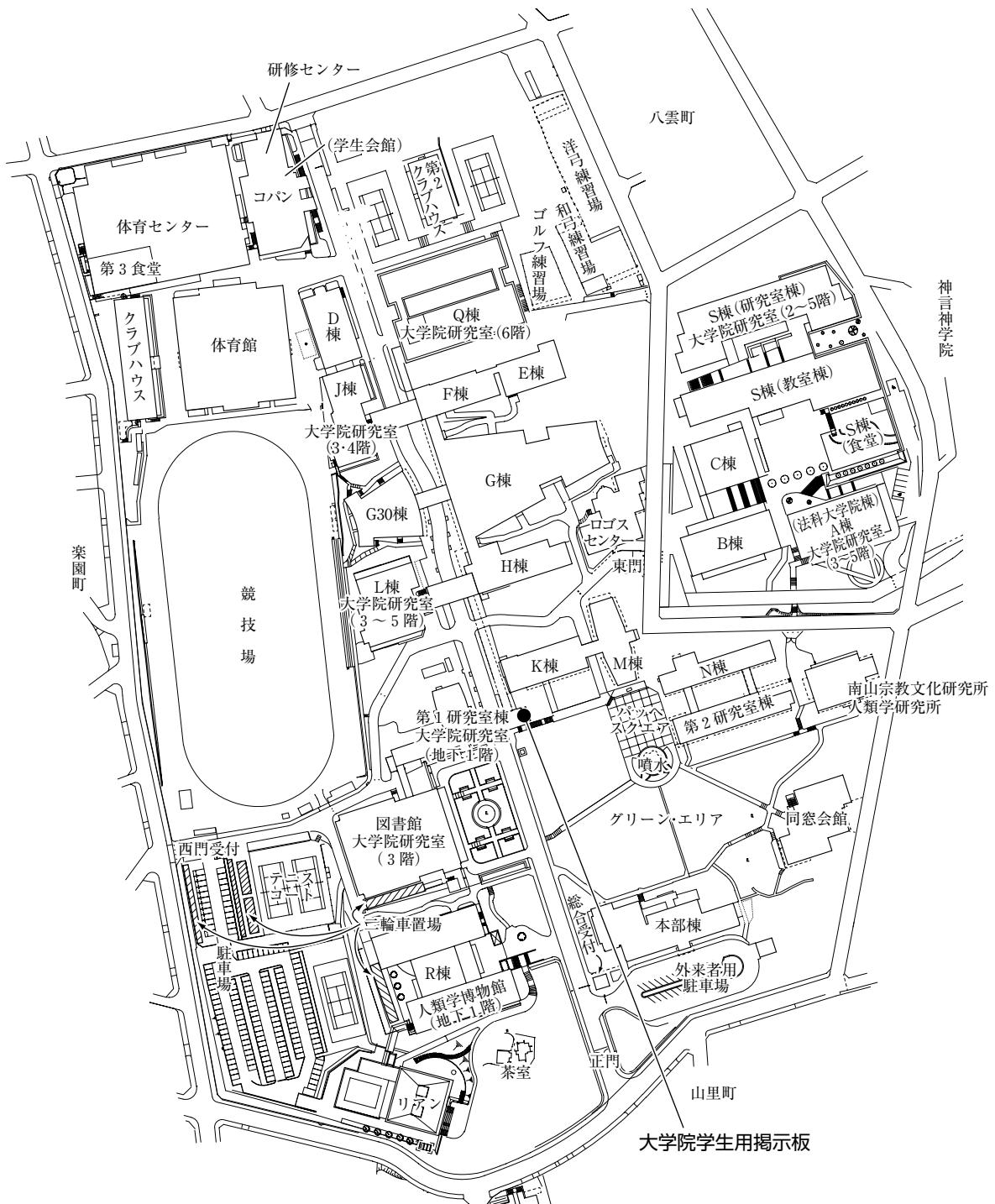
5. 研究室の備品等

机、椅子、書架、ロッカーは、各室に備え付けています。私物は持ち込まないようにしてください。

6. その他の留意事項

- ①研究室は常に整理・整頓を行い、清潔を保持してください。
- ②研究室使用者のうちから代表火元責任者を置き、これを登録します。
- ③研究室を研究以外の目的で使用してはいけません。
- ④大学構内は全面禁煙です。

南山大学構内図



2020年 3月10日 印刷

2020年 4月1日 発行

編集発行者 南山大学

名古屋市昭和区山里町18 (〒466-8673)

教務課 電話 052 (832) 3117

印刷所 凸版印刷株式会社中部事業部

名古屋市西区野南町19 (〒452-8571)

電話 (052) 503-5111(代)